

衆議院 第十五回会議録

昭和五十八年四月二十七日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 森 越智

伊平君

美秀君

理事 中西 啓介君

伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

理事 麻生 太郎君

柏谷 茂君

北口 博君

笹山 登生君

塙川 正十郎君

平泉 渉君

藤井 勝志君

森 喜朗君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

玉置 一弥君

正森 成二君

山治君

阿部 助哉君

塙田 一君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 卓三君

戸田 登君

堀 幸代君

中西 啓介君

伊平君

美秀君

大原 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

木村 武千代君

小泉純一郎君

椎名 素夫君

森田 一君

津島 雄二君

平沼 起夫君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

武藤 庄平君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

小沢 和秋君

幸代君

上田 一三君

中原 正三郎君

中村 正三郎君

野口 幸一君

隆君

今枝 敬雄君

ずっと六十四年度でちょうどゼロになるような、いわば繰り入れ減少ですね。さらに六十四年度から五百十億円、以下ずっと七十二年度まで九百二十億円。十五年間で操作をしていくわけですね。この操作によつて、さしあたつて五十八年度三千八百八十億円の減収になるわけですから、そうしますと、いまの国民年金勘定で保険収入が五十八年度は二兆四千百七億八千三百十二万一千円、こういうことになるわけですね。そのほか各種収入がありまして、歳出予定計算書というのがつくられておるわけあります。この分が国庫負担金が減収になるわけでありますから、そういうことになりますすると、年金会計總体に相当影響を及ぼすのではないかという気がいたします。毎年ずつと減収体制をとつていくわけですから。そういうもので年金の会計に影響を与えるなんか、どうですか。

○平松説明員

お答えいたしました。

ただいま御指摘ありました国民年金勘定の收支でございますが、先生御案内のように、歳人は保険料收入それから国庫負担金、運用収入という内容でございます。それに見合いまして、歳出としては年金給付費が大部分でございます。したがいまして、今回の平準化の措置によりましても収支の間におきましては何ら支障がないという状況になつております。

○戸田委員 国民年金勘定での収入は一応特別会計法の第四条でそれぞれ決まっていますね。保険料收入あり運用収入あり雑収入あり等々、これらをもつて大体原資にしておるわけありますけれども、ただ、三千百八十億円減収になるわけですから、その分は運用益その他においても減つていくわけでしょう。そういう面をあれしますと、実質は三千百八十億円をさらに上回ることになりますよう。総額でどのくらいになりますか。

○平松説明員 お答えいたします。

ただいまの三千百八十億円五十八年度平準化で控除されるわけでございますが、長期的に見ますと、その間の控除額、それから引き続きまして七

十二年まで加算額ということでお答えいたしまして、控除額と加算額が一致するような形になつております。さらに、その間の運用収入も減少分につきましては法律で明確にされておりますので、財政的には何ら支障がないというふうに考えております。

○戸田委員 調長、僕の聞いているのは、三千八百八十億円によつて運用益減も出てくるでしょ。これは切るわけですからね。その分減るわけですから、そういうものの減った分で全体の減収はどのくらいになるのか、その額を聞いていますのです。

○平松説明員 御指摘の利子相当の減少分でござりますが、御承知のように、内容は、先ほど申しましたように保険料収入と運用収入、国庫負担ということで構成されておりまして、保険料収入等がござりますので、その間は収支がバランスされているわけでござりますし、御指摘のありましたその減少分につきましては将来にわたつて補てんされるというところでござります。おっしゃるように、当該年度では運用収入そのものは入つてこないわけでござりますけれども、それは将来にわたくつて補てんされるということでございます。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕

○戸田委員 調長、僕の質問を聞いてください。十五年間でいずれにしても操作するのですよ。だから、それは十五年が過ぎた現在ではそういうことになりましよう、調整がとれるのですから。しかし、当初五十八年度で三千百八十億円、この減った分だけのそういうたつの運用益その他を含めて額にしてどのくらいになるのか、これを聞いているのです。

○大蔵政府委員 いま戸田委員おっしゃつておりましたのは、三千百八十億円を引いたことによりますのは、三千百八十億円を引いたことによります五十八年度の運用利子影響分はどのくらいか、こういうことでござりますが、運用利子の利子率をどのくらいに見るのかという問題がございますが、仮に六%ということで計算をいたしますと九十五億円ぐらいになります。したがいまして、両方合あせますと三千二百七十五億円、こういうこ

とに相なつております。

○戸田委員 これは大蔵省に一応確かめたのです

が、運用益は大体運用部資金でしょ。そうしますと、七・三%という利子なんですね。いまの計算で七・三%ですね、それで九十五億、こういうことになるのですね。

○戸田委員 私いま申し上げましたのは六%

の計算でございます。七・三%で計算いたしました

と百十六億ということになりますから、両方合

せますと三千二百九十六ということになるかと思

います。ただ、現実の問題として運用利回りをど

ういうふうに見るのか、いま先生おっしゃいまし

た七・三%というのは確かに運用部の新規預託の

分でございますが、これを平均的な利回りにいた

しますと、そのところが新規の運用分と若干違

つてくるという面もございます。

○戸田委員 厚生省にあと四点ほど確かめておきたいのですが、その一つは、業務勘定で通信専用料というのがあるのであります。これは五十七年度はゼロでありますが、五十八年度予定額でもつて一億五千七百八十二万三千円、これはどういふ内容のものでしよう。それが一点。

それから第二は、同じく三百一ページであります

が、郵政事業特別会計への繰り入れ、五十八

年度で十五億六千九百十三万二千円、こういうも

のがあるのですけれども、この内容。

それから、いまそれ郵便貯金や市中銀行等

の支払いになつてゐると思いますから、その市

中銀行と郵便貯金の方での支払いの割り合い。件

数がどのくらいあつて、額にしてどのくらいかと

いうことをひとつ教えていただきたいと思うので

す。

○平松説明員 お答えいたしました。

ただいま御指摘ございました通信専用料でござりますが、これは、社会保険庁でただいま都道府県社会保険事務所とのオンライン計画を実施しております。したがいまして、そのオンライン経費の支払い分でございます。

それからさらに、郵政特別会計への繰り入れで

ございますが、ちょっと件数はただいま手元にございませんが、割合にいたしまして大体五五%程度だと思います。

○戸田委員 通信専用料はわかりましたが、郵政事業特別会計繰り入れは結局支払い手数料です

ね。ところが、市中銀行の方も六〇%あるのだけれども、これには一切手数料は払つていないわけですね。こういう不平等な取り扱いがあるというはどういうことなんですか。

○平松説明員 お答えいたします。

御指摘のように、郵政特別会計の方には予算で

手数料を払つてございますが、銀行分につきまし

てはサービスの分野でお願いしているというが

のはどういうことなんですか。

○戸田委員 確かに内容はわかるのです。受給者の要請に応じて、私は銀行取引をやつているかに近いからそこへおろしてください、いろいろ多様な意見があるでしよう。だから、それに応じて、他の銀行へおろしてください、いや私は郵便局の手数料を払つてございますが、銀行分につきましてはサービスの分野でお願いしているというのがあるのですけれども、この内容。

○戸田委員 確かに内容はわかるのです。受給者

の手数料を払つてございますが、銀行分につきまし

てはサービスの分野でお願いしているというが

のはどういうことなんですか。

○平松説明員 お答えいたしました。

ただいま先生おっしゃるように、受給者の方々

の選択によりまして郵便局の利便な方あるいは銀

行を選ぶ方さまざまございます。それで私ども

としましては、郵政の方については先ほど来御答

弁申し上げておるようによつて予算計上させていただい

ておりますが、銀行の分につきましては銀行サイドのサービス、また私どもの方もお願いいたしました現在そういう取り扱いをさせていただいているという方が実情でございますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○戸田委員 この国民年金の特会法については管理は厚生大臣ですから、大蔵省の権限ということです聞くわけにいかないのですね。だから、もし、

いまの郵政特別会計に一定の手数料繰り入れをやつているならば、同じ扱いなんですか、市中銀行に対してもそういうことをやつた方がいいのじやないか。それを運用益でもって、たとえば預金をして、いるからそれを利ざや稼ぎでもって運用しない、その分でもうけてひとつ頼みますよといふ扱いはどうも私は納得しかねるのですね。これは所管外ですが、政務次官、どう考えますか。

○大蔵政府委員 国と銀行との関係でございますけれども、国は、日銀で国庫金を取り扱つてもらつておりますが、この関係では、日銀へ手数料は払わないで、日銀はそれが業務だということでやつていただいているわけあります。日銀の代理店というのが各銀行ございますが、この代理店の取り扱い手数料については、日銀にお金を払いまして日銀からお金を払うという形になつてゐるわけでございます。もうちょっと調べてみたいとは思いますが、全体の国庫金の扱いといふは思いますが、それでも、全体の国庫金の扱いといふことではございません。もうちょっと調べてみたいところが、この代理店の取り扱い手数料について、日銀にお金を払いまして日銀からお金を払うという形になつてゐるから確定的にお答えいたしたいと思ひますが、そんな形になつております。

○戸田委員 どうも次長、収入状況を見ればわかれますように、総体収入の最高を占めているのは保険料でしょう。だから、拠出者によつて結局国民年金が貯われている。そういう状況の中で、国庫金だから日銀から通ずるものについては無手数料でいいのだということは、私ちょっとと理解しますように、

いいのですが、これは後でひとつ検討していただけませんか、この問題だけで時間を使つわけにい

きませんから。それはどうでしょうか。

○大蔵政府委員 仕組み等につきましてはよく勉強させていただきたいと思います。

○大蔵政府委員 ただ、全体といたしまして、物の考え方といった

ことは、国民年金もすべてその財源は保険料と税金、国民の御負担によるものでございますので、できるだけ、事務費といいますか業務費につきましては安く、国民の御負担が低くなるような形で運営をしてまいりたい、こういう基本に立ちました、いま先生御指摘の問題につきましてはよく検討させていただきたいと存じます。

○戸田委員 最後に、厚生省、五十八年度の国民年金加盟者をちょっと教えてくれますか。自営業者関係で何名、サラリーマン任意加入で何名、これをお教えておいていただけませんか。それからもう一つ、いまの問題は後で見解を明確に私に出してください。

○平松説明員 お答えいたします。

○戸田委員 被保険者数でございますが、全体で千九百六万七千人、これは強制適用でございます。そのほかに、任意加入適用者が八百二十二万一千人でございます。あと自営業その他の仕分けは、恐縮でございますが、ちょっととございません。

以上でございます。

○戸田委員 これは課長、自営業関係二千五十五万人、サラリーマン七百五十万、総体二千八百万であります。これはわかるのではないですか。どうで

すか、間違つていますか。

○平松説明員 ただいま申し上げました一千九百

万人が自営業でございます。

○戸田委員 それで、法案の中身に入りたいと思

うのですが、今回のこの特会法の特例法ですね。

私は、財特法のときにも十九日に指摘をしたの

ですが、同じような法案提出の内容になつておる

いわゆる負担金を準備化する、こういう法案

なのですが、国民年金の方から説明はしているの

ですが、本当は、一般会計は大幅赤字で苦しいか

ら、いわば繰り入れ負担金を待つてほしい、こう

いふことだと思うのですが、この点はどうです

か。

○大蔵政府委員 きませんから。それはどうでしょ

うか。

○大蔵政府委員 申しますのは、国民年金の中に福祉年金と拠

出制の年金とあることは御承知のとおりでござ

りますが、福祉年金はこれからだんだん下がつてい

く、それから拠出制年金は高齢化社会を迎えまし

てだんだんふえていくという形で、いまの総額合

わせました国民年金の国庫負担金というものがや

り異常な姿になつておるわけでございますので、

これを国民経済全体の動き及び今後の拠出制年金

の増加の要素等を考えまして、大体三%程度とい

うこととで平準的な国庫負担金の繰り入れができる

ようになりますのが本法案の趣旨でございます。確

かに、先ほど申し上げましたように、この法案を

御提出申し上げるに至つた端緒といつても、

五十八年度予算をきわめて厳しい財政状況であつ

たことと、そのことを踏まえまして、予算要

求の段階からいたしますと、厚生省の方から御要

求があつたということが一つの契機になつてお

ることは、そのとおりかと存じます。

○戸田委員 ついでにお伺いをいたしましたが、

大蔵省の考えはこういうことなんでしょうが、こ

れは次長、誤りありませんか。

○大蔵政府委員 私、いま手元に持つておりますので、確認いたすことができないわけでござい

ますが、私も確かに一読いたしました。一読いた

した限りにおいて誤りがないと思います。

○戸田委員 逐一質問をしてまいりますけれど

も、政府の本法案提出の姿勢及び説明、こういう

ものを伺つてますと、きのう大臣から説明が

あつたわけであります。いわば財政運用の都合

で金繰り上こういう法律をつくつたというような

ことではないかといふふうに考えるのです。す

ることで、どうしても国民年金法の改正、これでいつ

方が妥当性を持つておるのではないかという気が

するわけです。

それは、国庫からの繰り入れ負担を決めてお

る、国民年金法の第六章「費用」の八十五条「国庫負

担」、こういったことになつて、国庫負担分につい

ては詳細に国民年金法で決められているわけです

ね。ですから、それを今度の法律の二条以下で変

更しておるわけであります。それから最後の第五

条、これは国民年金特会法の十六条、こういうこ

とで読みかえ規定を設けておるわけであります。

だから、どうしても私はそういう意味合から言つ

て、中身を検討いたしますと年金法の改正でいつ

方があむしろつきりするのじやないかという気

がするのですが、この辺の見解はどうでしょ

う。

○大蔵政府委員 今回の法律は国民年金特別会計

の分野での調整になつておるわけでございまし

ます。しかし、そのことが合理的なことであること

は、私先ほど申し上げたとおりなんでございま

す。

○大蔵政府委員 確かにこの法案は、国民年金法

という実体に入りませんで、国民年金特別会計法

の特例といふような形で会計技術処理だけに焦点

を合わせた形で構成されているわけでございま

す。

○大蔵政府委員 確かにこの法案は、国民年金法

といふことだと思うのですが、この点はどうです

か。

○大蔵政府委員 申しますのは、国民年金の中に福

祉年金とあることは御承知のとおりでござ

りますので、合理的な調整措置を講じようとい

うことでございますけれども、しかし、その端緒と

いたしまして、一般的な財政状況が非常に悪い、

厳しい財政状況のもとで予算をどういうふうに組

んでいくかということが端緒になつたということ

は、私どもそのようなことかと存じます。

○戸田委員 最後に、厚生省、五十八年度の国民

年金加盟者をちょっと教えてくれますか。自営業

者関係で何名、サラリーマン任意加入で何名、こ

れを教えておいていただけませんか。それからも

う一つ、いまの問題は後で見解を明確に私に出し

てください。

○戸田委員 最後に、厚生省、五十八年度の国民

年金加盟者をちょっと教えてくれますか。自営業

者関係で何名、サラリ

て、いま先生おっしゃつておりますように実体法の方には触れていないわけでございます。これをむしろ実体法に触れた方がよろしいのじゃないかというお考えもあるかと存じます。

〔委員長退席 中西(啓)委員長代理着席〕

しかし、現在給付の三分の一を国庫負担するというのが拠出制年金における大原則でござりますが、実体規定に踏み込みましてこれを変更するということになりますれば、国民年金の現在の設計そのものに立ち至ったことになりますて、国民年金の将来の受給関係に影響してくるわけでございます。そのことは、いま国民年金に加入なさっていらっしゃいます国民の皆様方の不安というのももう一つ出てくるわけでございます。私どもは、そこまですることはいまの段階では適当でないと判断をいたしております。そういうことでございまして國民年金に継続して加入していただけるということでございますから、実体関係はあくまでそのまま、つまり大原則でございます三分の一の負担を続けるわけでございます。ですから、国民年金に加入していらっしゃる国民の皆様方も、安心して國民年金に継続して加入していただけるということでございます。

そこで、実体関係はそのままなのでございますけれども、国と国民年金特別会計との間の国のやりとりにつきましては國民年金特別会計法で規定しているところでござりますので、いま先生おっしゃいましたように、第二条で國民年金特別会計への繰り入れの特例を書いているわけでございます。負担の関係につきましては、國民年金法八十五条の規定はさわってないわけでございます。

それから、先ほど先生御指摘ございました、この法律の五条で國民年金特別会計法の規定の読みかえもいたしてございますが、これも國民年金特別会計法の規定の読みかえでございまして、実体関係にはさわっておらない。実体関係になぜさわらないかと申しますのは、先ほど八十五条のところで申しましたように、この法律全体といたしまして、実体にして実体には触れずにおく。触れずにおくという

ことは、國民年金制度全体の問題にかかわってくることでございますからして、そういうふうにいたしておらないということでございます。

○戸田委員 それから、もう一つ確かめておきた

いと思うのですが、小村さんも言っておるのであります。それが、「國民年金特別会計において運用収入が減少することになるが、それに相当する額は、七十二年度以降補てんすることとしている。」これはそのとおり。

まず、この十五年間という長い状況の中で、き

のうもいろいろ論議があつたようで、同僚議員から質問されて総理大臣や大蔵大臣も答弁しておつたのですが、さしあたって八年ぐらゐの中長期経

展望というものをつくりましょう、こう言つているのですね。しかし、論議の過程を聞いても、一年すら見定めるのがなかなかむずかしい状況だというときに、十五年間もの長い状況の中でそういうものを八年目で初めて補てんしていくわけです

から、そうすると、それまでに経済動向が大分変わつてくるだろうと私は思つたのです。金利関係

も変わる、あるいは物価上昇がどのくらいになるか、経済指標その他の全体がなかなか見きわめがた

いような状況、こういう経済の上に乗つて前途十五年間を見定めて本問題の補てん策をやっていく

といつても、これはすばり正当なものでやつていけましようかね。その辺はどうでしょうか。

○宍倉政府委員 十五年間が長過ぎはしないかと

いうお尋ねかと存じますが、おっしゃるよう長いと申せば長いのだと思います。

ただ、年金と申しますのはさきわめて長期的な

ことを考へて长期な年金をもつておられる方

がおられます。今後でござりますれば、二十年から働きまして六十歳で年金をもらうというようなことを考へてみれば四十一年間でございまして、年金の一世代というのはそのくらい、三十年とか四年とかいう長期をもとにしているわけでございます。そういう世界での話でございますから、十五年というのは、確かに長うござりますけれども、六十四年以降は素直な形で年率でございまして、年金という世界におきましてはそれほど極端

に長いものではないのではないかと思っております。

ちなみに、先ほどちょっと申し上げましただけれども、「厚生省の方の予算要求が端緒になりまして、私どもも御一緒に厚生省と相談をして話を詰めてまいりましたことがございますが、この厚生省の

御要求でありますと十五年ではございませんで、さらに大きくて二十八年ぐらゐのタームで物を考へようということだったのです。もう少しスマーリングの物の考え方を徹底いたしまして十五年ということにいたしたわけでございますから、極端に長いというふうには考えてございません。

ただ、今後十五年間の財政運営を考えた場合に、財政の面からするとどうかという御指摘もあります。確かに、財政の面においては非常にむずかしい局面でございますからして、来年のことですらなかなか容易な情勢でございません。そういったときに、十五年間のお金のやりとりをどうやってやっていくのかということでおっしゃいましたけれども、私どもは、この法律案を国会で御承認いただきまして、國民年金特別会計法の特例になるわけでござりますけれども、この法律案を与件といたしまして、その上に乗つた形で財政運営をしっかりとやってまいりたいと考えております。

○戸田委員 次長、非常に慎重に対処されていることは私もわかるのです。しかし塙田さんも、結局五十八年度の繰り入れ減額三千百八十八億円であり、五十九年度以降物価スライド等による年金額の改定措置が講ぜられた場合には所要の調整措置を講じます、こう言つておられるのです。だから、十五年間やつて平準化になだらかに3%増でいきますが、同時に二段構え方式でこういうことも考えておかなくちゃいかぬだらうというのには、経済動向その他の変動ありと見ておられるからと思うのです。

だから、そういうことになりますと、十五年間の長期にわたるものですから適切に的を射た措置による措置を考える前の段階で國民年金の国庫負担金がどうなるかということを考へてまいります

ますが、同時に二段構え方式でこういうことも考へておかなくちゃいかぬだらうというのには、経済動向その他の変動ありと見ておられるからと思うのです。

そこで、先ほど申し上げましたが、この法案による措置を考える前の段階で國民年金の国庫負担金がどうなるかということを考へてまいります

ですが、六十四年以降は素直な形で年率でございまます場合に、その国庫負担金を円滑に繰り入れ

ます。だから、そういうことになりますと、十五年間の長期にわたるものですから適切に的を射た措置はなかなかむずかしいと思うのですが、こういつた慎重な態度で対処していくということは私も必要だと思います。これが今回五十八年度では臨調その他答申もあって、物価スライド制、物価上昇が大体二・七%ということからカットされま

たね。本来なら、この法律上五%以上になつていませんけれども、しかし、今後の物価、経済動向その他を考えますと、やはりそういうことはあり得ると思うのです。そういう場合には適切に調整していくわけですね。これはやりますね。

○大蔵政府委員 年金額の改定についてお尋ねでございますが、先生おっしゃいますように、法律では五%を超えたときに物価の変動率に応じて年金額を改定するようにということをございました。そういう法律がございいますので、その法律に即して今後は対処してまいりたいと存じます。

ことし、五十八年度の場合には、御承知のように五%に満たず、かつ五%に満たないときにも年金額の改定をしたことはございませんけれども、本年の場合には人事院勧告もこれを見送ったという経緯でございまして、したがいまして、恩給につきましても年金額の改定はしないというバランスもござりますのですから、年金につきましては年額改定を見送った次第でございます。

○戸田委員 それから、五十六年十月に行革特別措置法をつくって厚生年金の国庫負担等が削られたわけです。これは財政再建期間中ということになっておりましたが、五十九年度までの赤字国債脱却は御破算になつたわけですから、結局約束は全然なされないままにこういう状況になつたわけですが、本来なら、本問題等については社会保障制度審議会等に諮問をいたしまして答申を得て、それで改定に踏み切るというのが順序じゃないかと思いますが、その辺の手続はどうですか。

○大蔵政府委員 ございまして、実体関係の法案につきましては社会保障制度に關する立法に該当するので社会保障制度

審議会にお諮り申し上げるけれども、会計手続に

関するものにつきましては社会保障に關する立法ではございませんので意見を求める前例がないのをございます、こういう御答弁がございまして、ただ、それは申しましても、事前に事実上御相談するというようなことは配慮した方がいいという御答弁がございました。

したがいまして、この当委員会での木村国務大臣の御答弁を踏まえまして、私ども、今回、社会保障制度審議会には御趣旨を御説明し、一月二十五日には厚生省から、二月一日には私ども、また御質問も多々承りまして御答弁も申し上げた次第でござります。それで社会保障制度審議会は御了承いただいていると考えております。

○戸田委員 大臣が三十分後に入る、こういうことですが、約束はどうですか。

○中西(啓)委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○森委員長 速記をとめてください。

○戸田委員 先ほど次長の答弁もあつたわけですが、しかし国民年金は、自営業者あるいは家庭の主婦というような者が加入をして、いわゆる国民年金の拠出、これが中心でやつておられるわけであります。

○大蔵政府委員 この種のと申しますか、こういふた実体関係でございません会計処理的な法案につきまして社会保障制度審議会にかけるかけないか、御審議をいただかどかという問題につきましては、実は前から問題がございまして、昭和四十三年の四月に当大蔵委員会で御議論があつた経緯がござります。

そのときに、当時の木村国務大臣から御答弁がございまして、実体関係の法案につきましては社会保障に關する立法に該当するので社会保障制度

国民年金法の実体関係の負担関係にはさわらずに

三分の一の国庫負担は引き続いていたします、た

だ、国庫負担はいたしますが、その繰り入れの方

ではございませんので意見を求める前例がないのをございます、こういう御答弁がございまして、ただ、それは申しましても、事前に事実上御相談するというようなことは配慮した方がいいという御答弁がございました。

特例法設置による手続上の問題ですね。社会保障制度審議会にも諮問も何もしていません。それから、いま言われましたように、国民年金法の八十

五条の国庫負担等についてはこういうふうにやりますという約束があつた。しかし、今回はそういうものを全然無視をして、それで平準化という名

のものに今回の特例法設置をしたということは、これは大臣どういう見解を持っていますか。

○竹下国務大臣 この問題につきまして、基本的にはいわゆる国庫負担の平準化ということの工夫をしたわけであります。

したがつて、その意味においては、いわゆる経理処理といふものに関する事項ということになるわけであります。が、基本的な考え方として、いま御指摘のように、国民には国民年金法という基礎法に基づいて絶えず期待感、期待権というものも

あろうかと思ひますので、そういう御議論といふものは私どももいただける議論だと思っておりますが、これが各年度の予算概算要求のシーリングとかあるいは予算を拘束するという性格のものではございません。しかし、私どものところで後年度負担を含めて算定しております概略のところで申し上げますと、五カ年間の五十七年度価格での契約総額は約五兆三千億と見積もつておりますが、このうち、六十三年度以降の四カ年内にわたらると算定されることは、大体二兆一千億から二兆三千億円と試算いたしているところでございます。

○戸田委員 いま防衛庁から説明があつたよう

に、防衛庁正面装備費、こういう理由で五十八年

度における後年度負担は、航空機購入で七千六百六十億円、艦船建造四千二百五十九億円、弾薬購入一千二百五十八億円、その他千四百六十八億円、合計一兆四千六百四十六億円、これは五十八年度だけです。

それから五六中業の経費の概要、これによつて

いま説明を受けましたけれども、五十七年度以前のものだけで六十一年度、六十二年度までにこれ

で約四兆四千億ないし四兆六千億、これは歳出ベースです。さらに、五六中業新規事業として六

十二年度までに三兆円ないし三兆二千億、六十三年度以降二兆三千億ないし二兆一千億、合わせて

五兆三千億、このくらいの負担が出てくるのですね。

それに加えて、国債の利払いだけ見ましても、

五十八年度以降七十一年度までの大蔵省の資料に

よる後年度負担はどのくらいですか、ちょっと説明してください。

○源氏田説明員 お答えいたします。

五十八年度予算で計上いたしました自衛隊の正面装備の後年度負担額は一兆四千六百四十六億円でございます。それからそれ以外の後方の後年度負担もございますので、総額でいきますと一兆九千七百五十億円というになります。

○戸田委員 大臣が来られましたが、今回のこの特例法設置による手續上の問題ですね。社会保障制度審議会にも諮問も何もしていません。それから

御説明いたしました。

○宝珠山説明員 御説明いたします。

五六中業の後年度負担についての御質問でございますが、五六中業そのものは防衛庁の概算要求の資料というのが中心でございまして、これが各

年度の予算概算要求のシーリングとかあるいは予算を拘束するという性格のものではございません。しかし、私どものところで後年度負担を含めて算定しております概略のところで申し上げますと、五カ年間の五十七年度価格での契約総額は約

五兆三千億と見積もつておりますが、このうち、六十三年度以降の四カ年内にわたらると算定されることは、大体二兆一千億から二兆三千億円と試算いたしているところでございます。

○戸田委員 いま防衛庁から説明があつたよう

に、防衛庁正面装備費、こういう理由で五十八年

度における後年度負担は、航空機購入で七千六百六十億円、艦船建造四千二百五十九億円、弾薬購入一千二百五十八億円、その他千四百六十八億円、合計一兆四千六百四十六億円、これは五十八年度だけです。

それから五六中業の経費の概要、これによつて

いま説明を受けましたけれども、五十七年度以前のものだけで六十一年度、六十二年度までにこれ

で約四兆四千億ないし四兆六千億、これは歳出ベースです。さらに、五六中業新規事業として六

十二年度までに三兆円ないし三兆二千億、六十三年度以降二兆三千億ないし二兆一千億、合わせて

五兆三千億、このくらいの負担が出てくるのですね。

よって、大体六十年度以降七十年度までの間は十兆円ないし十一兆円、こういう財政状況ですね。このくらいこれから多額の財源調達をやつといかなければ、單にこの国債の利払いと正面装備ではないでしょうか。この辺の解決策は、大臣、一体どうお考えでしょうか。

○竹下国務大臣 御指摘の懸念は確かにござります。したがつて、私どもとしては、いまおっしゃいますところのいわゆる財政の中期試算でお示しいたしましたものは、一定の仮定のもとに将来の姿を投影したものではございますものの、現実、いま御指摘になりましたとおり、いわゆる歳出歳入ギャップが要調整額として計上され、それで、これが、だからいいというわけのものでもございませんが、たまたま二十五年前の予算から今日の予算を見れば、全体の予算規模は四十八倍といふようなこと等を考えると、現段階における伸び率だけでもって総体の国政のあり方なり国民生活そのものを律するのみが当を得た指摘であるというふうには必ずしも考え方で、やはり基本的にはこの財政改革の考え方、これに基づきまして、そして歳出歳入構造自体を新たな時代に即応した物の考え方で見直していくことが、これに対応していく基本的な姿勢であります。

○戸田委員 結局、こういった負担のしわ寄せ、これは福祉とか文教、こういうところに大体しわ寄せされているようですね。ですから、大蔵省の説明によりましても、大体今年度の社会保障関係、これは五十八年度の要求前の段階で厚生省所管で約八千億円当然増を見込まれておりましたのが、概算要求の段階で当然増を含めて総額約一千五百億円の増加に圧縮したわけでしょう。なおかつ、この決定ベースの段階になつて、四百四十六億円にまた増加圧縮した、こういう状況ですね。ですから、そういう中でこの平準化という問題も出てきているわけですね。だから、結局そういうところに多くのしわ寄せがいつていて、文教費関係を見て、もうなんですね。だから結局、このままいけば、歳出削減という名目のもとに、臨調という大義名分の上に立つて、予算のしわ寄せは全

部そういうところへいかざるを得ない。これは單に五十八年度だけではなくて、五十九年度もそういふ状況になつていくだろうと思うのです。こう

いうことでは大臣、どうでしよう、今後国民の反感を買うということになりはしないでしょうか。御議論だと思っております。結局は政策選択の問題、こういうことにならうかと思うのであります。それで、これは、だからいいというわけのものでもございませんが、たまたま二十五年前の予算から今日の予算を見れば、全体の予算規模は四十八倍といふようなこと等を考えると、現段階における伸び率だけでもって総体の国政のあり方なり国民生活そのものを律するのみが当を得た指摘であるといふには必ずしも考え方で、やはりいま御指摘のように、特定の経費が突出することによつて、いわば福祉とか文教とか、そういうものが後退するという印象そのものを与えないように、具体的な施策として、一つ一つについてはこれからも念入りに検討をして、予算編成の過程において調整していくなければならない課題であるといふふうに理解をいたしております。

○戸田委員 そこで、きのうも本委員会で論議があつたのですが、政府が今回提示をしました財政中期試算ですね、きのう総理の答弁によりますと、大体八年ぐらいの中期展望をやりましょう、いま指示をして検討中だ、こういうことを言われましたが、やはりその土台案になるのは、かつて国会に提出をされました財政中期試算、こういうものになるのじやないかと思うのですが、このA、B、Cの三つの中では、どれが一番実行可能と大臣としては考えておられるか、その辺の見解を聞かしていただきたいと思う。

○竹下国務大臣 きのう以来、本委員会において総理からお答え申し上げておりますのは、経済審議会で今後の経済の展望なり見通しなりという問

題については八年というものを一つの基準として御審議をお願いした、こういうことを申し上げておることはそのとおりであります。

したがつて、これに伴う財政ということになりますと、これまで、これと整合性を持つてやらなければならぬ課題であります。したがつて、これから鋭意検討するわけですが、お示いたしました七、五、三のうちの七が、いわばこの八年計画と脱却年度七年というのがたまたましきり一緒になるわけでございます。

したがつて、その意味においてはそれなりの一つの数値であるというふうに考えておるわけでござります。そこで、こういう国会の問答等を通じながら、やはり現行の制度、施策といふものをどうしても維持するためには負担増を求めなければならぬと、御議論の中で、言つてみれば一つの仮定計算に基づいてやっておるから、もつともっと精査したものでわれわれに審議の手がかりとして示すべきではないか、こういう御議論もござりますので、さらに後年度負担推計という形においてできるだけ御要望に沿うようなものを、今後も精査して一つの手がかりとしてお示しをするとともに、やはりこれを念頭に置いて私ども、これからに予算というものは、率直に申しまして補正後に比べて一兆円の減額をした。それでも従来の伸び率から見れば財政改革への一步を踏み出したといふに基づいて、国会等のいろいろな議論を参考にして政策遂行に努めていかなければならないというふうに基づいております。

○戸田委員 本認識を持っておりまます。

○戸田委員 結局、仮定計算というものを前提にしましても、五十九年度一六十一年度で四兆円ないし十一兆円財源不足、要調整額、こういうものが出でてくるわけですが、こういう解消策は、大臣はどういう方向で考えておりますか。

○竹下国務大臣 この問題につきましては、仮に

ていくかという基本的な問題になりますと、私は、歳出構造そのものにメスを入れて、時代の要請に沿つて、このことは国庫の負担の範疇に入るものであるかどうか、個人あるいは家庭の努力に帰すべきものではないかとか、あるいはまことに、企業の自助努力によって対応すべきものではないか、また国と地方の分野の中において調整で

いるものがあるかないか、こういうようなことを、その制度、政策の根源にまでさかのばって、まずは歳出カットということで考えていかなければならぬ問題であるというふうに考えておるところでございます。

そこで、こういう国会の問答等を通じながら、やはり現行の制度、施策といふものをどうしても維持するためには負担増を求めなければならぬと、御議論の中で、言つてみれば一つの仮定計算に基づいてやっておるから、もつともっと精査したものでわれわれに審議の手がかりとして示すべきことになつた場合には、負担する方も国民の受益者もまた国民でござりますので、すべての制度、施策は国民の選択の集積であるという認識の上に立つて、国会の議論等を通じながら政策選択の優先度の中にそれを位置づけていかなければならぬ課題である。したがつて、単純に負担増、それに伴う増税あるいはまた赤字国債の増発といふものを念頭に置きながら対応していくべきものではないと考えております。

○戸田委員 いまの大臣の答弁を伺いますと、増税か歳出削減か国債増発かといふところに目標を置いてやるべきじゃないといふことになりますと、結局それらの組み合わせということになりますが、どうですか。

○竹下国務大臣 これは、国民の選択の集積がそ

こに存在するならば、組み合せといふものも一つの物の考え方だらうと思つております。しかし、組み合せといふものも、負担増あるいは公債発行などいうものがある限りにおいては、健全な姿ですんなり国民の皆様方に受け入れられるものではない。だから、まずは国民の皆様方に、そ

の選択の方向を見出すべきものではないか。だ

から、初めから組み合わせという考え方もある。

意味においては安易な手法として急頭には置いておかなければならぬ課題であると考えております。

○戸田委員 もう二点ほどで終わりますが、厚生省、防衛庁、結構です。

今回の国民年金負担金の先送り、私は、これは決して本当の意味での財政再建にはなっていないと思うのです。単に先送りをしただけであって、そして十五年間の中で調整をするだけであつて役に立たないんぢやないか、こういうふうに考えております。

そういうことから、こういったやり方を続けていく限りにおいては、決して財政再建の名に値するようなものにはなつていかぬだろう。何か抜本的な改善策をとる必要があるのぢやないだろうか。

そういうことになれば、私たちの考え方からいえば、どうしてもやはり防衛費あるいは大企業向けの補助金など、そういう状況のものを一回見直しをしていく必要があるのぢやないだらうか。それから、税制の面でも歳入部面、これについてもう少し税の公平という立場に立つて、根本的に税制改善を求めて歳入増を図るというようなことをやらないと、本当の意味での財政再建に値するものにはなつてこないのぢやないかといふ気がいたしますが、この辺はどうですか。

○竹下国務大臣 今回のこの措置といふものは、基本的に全体としての財政事情あるいは財政再建と直接トタで結びつく措置というよりは、やはり私は、国民年金特会への国庫負担金の繰り入れの当面の負担は大きいが、六十四年度までは減少してその後は増加していくという、言つてみれば不規則な姿を中長期的に平準化するというような考え方でござりますので、繰り戻しも無理のない姿となつておるわけでございます。

しかしながら、それはそれといたしまして、今後のこの年金財政そのものを中長期的に見てみましても、にわかに定量的な見直しを策定するといふことは困難でござりますけれども、これはいろいろな角度から検討すべき課題がたくさん残され

ております。したがいまして、これらの問題についております。

ても、国会の議論等を通じながら、国民の選択の意思はどこにあるかということを見きわめなが

ら対応していくべき課題である。したがつて、この措置そのものは、戸田委員おっしゃいますよ

うに、財政再建という目から見た場合の措置としては決して適切なものでないという御意見は、私どもも素直にちよだいしてもらひ御議論ではなかろうかと考えております。

○戸田委員 終わります。ありがとうございます。

○森委員長 鳥居一雄君。

○鳥居委員 それでは、引き続き伺つてまいりました。

公的年金は八つござりますけれども、いま国民

皆年金の制度ができまして国民の一人一人がいず

れかの年金に加入するということになつてゐるわ

いと思います。

公的年金は八つござりますけれども、いま国民

皆年金の制度ができまして国民の一人一人がいず

れかの年金に加入するということになつてゐるわ

いと思います。

公的年金は八つござりますけれども、いま国民

皆年金の制度ができまして国民の一人一人がいず

れかの年金に加入するということになつてゐるわ

いと思います。

公的年金は八つござりますけれども、いま国民

し、老後生活の安定のために重大な期待がかけられておるという状況だと思います。政府も、国民のこの期待には断じてこたえていかなければならぬと思うのです。

○鳥居委員 年金は社会保険の大柱な柱でありました、老後生活の安定のために重大な期待がかけられておるという状況だと思います。政府も、国民のこの期待には断じてこたえていかなければならぬと思うのです。

そこで、最近の国の財政事情を背景にして、年金財政の巨大な圧力といいますか、年金加入者に対する非常に不安を抱かせるような傾向がずっとこのところあるわけですね。五十六年の改正によりまして、五十七年から五十九年までの三年間、各種公的年金の四分の一カットというのをやりました。厚生年金は、国庫補助が給付時二〇%、これを四分の一カット。また、共済年金の方にしましても、国共済が拠出時一五・八五に対しても、四分の一カット。地方公務員の共済も同じ。私学共済も、また農林漁業に関しても同じ。公企体三公社の分についても同様。船員保険についても、四分の一カットを目指としてということで四分の一、五というものが現実であります。

こう見てみると、五十七年度で千八百三十億円カット、五十八年度が二千二百億、五十九年度が二千九百億、こういうカットをしているわけですね。國年に關してはこの段階で漏れておりまして、現実の老後の生活の中でも大きな役割りを果たしてきているものであります。

この年金の既得権、期待権についてどういうふうにお考えでしょうか。厚生省が来ていれば、厚生省から聞きましょうか。

○山口説明員ただいま先生お話をございました

ように、公的年金が国民の皆さんのお後の生活設

計を立てていく上できわめて重要な比重を占めておりますし、また、現実の老後の生活の中でも大き

な役割りを果たしてきているものであります。

したがいまして、私ども、年金制度の改革に當

えております。

ただ一方で、年金制度は経済、社会の状況に応じた適切な対応をしてまいらなければなりませんので、そいつた社会、経済情勢に応じた制度改

革の中で期待権といったものをどのように尊重し

て具体的な施策に反映させていくかということに

ついては、まだ今後の年金改革の議論の中で十分

国民の皆様の御意見等もお伺いをしながら具体的な施策を講じていく必要があると考えております。

○鳥居委員 年金は社会保険の大柱な柱でありました、老後生活の安定のために重大な期待がかけられておるという状況だと思います。政府も、国民のこの期待には断じてこたえていかなければならぬと思うのです。

そこで、最近の国の財政事情を背景にして、年金財政の巨大な圧力といいますか、年金加入者に対する非常に不安を抱かせるような傾向がずっとこのところあるわけですね。五十六年の改正によりまして、五十七年から五十九年までの三年間、各種公的年金の四分の一カットというのをやりました。厚生年金は、国庫補助が給付時二〇%、これを四分の一カット。また、共済年金の方にしましても、国共済が拠出時一五・八五に対しても、四分の一カット。地方公務員の共済も同じ。私学共済も、また農林漁業に関しても同じ。公企体三公社の分についても同様。船員保険についても、四分の一カットを目指としてということで四分の一、五というものが現実であります。

こう見てみると、五十七年度で千八百三十億

円カット、五十八年度が二千二百億、五十九年度

が二千九百億、こういうカットをしているわけ

ですね。國年に關してはこの段階で漏れており

ます。

したがいまして、現実の老後の生活の中でも大

きな役割りを果たしてきているものであります。

したがいまして、私ども、年金制度の改革に當

でしようか。

○央倉政府委員 今回御提案申し上げております。

国民年金の平準化に関する法律でございますが、これは、その法文を見てもおわかりいただけます

ように、五十八年度から六十三年度までは減額いたしましたけれども、その減額した部分は六十五年以降七十二年度までに過不足なく戻していくわけ

でございますし、かつ、その間におきます運用収入の減少につきましても、七十二年度以降平準化の趣旨にのっとりましてこれも満額出していくわ

けでございますから、計算上は全く操作をいたしませんのと同じような実質的な状況になるわけでございます。でございますので、実質的には国民年金特別会計への国庫負担に何ら支障がない、影響がない、こういう形で設計をしてございます。

そこで、老後生活の安定のために重大な期待がかけられておるという状況だと思います。政府も、

国民のこの期待には断じてこたえていかなければ

ならないと思うのです。

○央倉政府委員 今度御提案申し上げております。

国民年金の平準化に関する法律でございますが、これは、その法文を見てもおわかりいただけます

ように、五十八年度から六十三年度までは減額いたしましたけれども、その減額した部分は六十五年以降七十二年度までに過不足なく戻していくわけ

でございますし、かつ、その間におきます運用収入の減少につきましても、七十二年度以降平準化の趣旨にのっとりましてこれも満額出していくわ

けでございますから、計算上は全く操作をいたしませんのと同じような実質的な状況になるわけでございます。でございますので、実質的には国民年金特別会計への国庫負担に何ら支障がない、影響がない、こういう形で設計をしてございます。

そこで、老後生活の安定のために重大な期待がかけられておるという状況だと思います。政府も、

国民のこの期待には断じてこたえていかなければ

ならないと思うのです。

○央倉政府委員 今度御提案申し上げております。

国民年金の平準化に関する法律でございますが、これは、その法文を見てもおわかりいただけます

ように、五十八年度から六十三年度までは減額いたしましたけれども、その減額した部分は六十五年以降七十二年度までに過不足なく戻していくわけ

でございますし、かつ、その間におきます運用収入の減少につきましても、七十二年度以降平準化の趣旨にのっとりましてこれも満額出していくわ

けでございますから、計算上は全く操作をいたしませんのと同じような実質的な状況になるわけでございます。でございますので、実質的には国民年金特別会計への国庫負担に何ら支障がない、影響がない、こういう形で設計をしてございます。

そこで、老後生活の安定のために重大な期待がかけられておるという状況だと思います。政府も、

国民のこの期待には断じてこたえていかなければ

ならないと思うのです。

○央倉政府委員 今度御提案申し上げております。

国民年金の平準化に関する法律でございますが、これは、その法文を見てもおわかりいただけます

ように、五十八年度から六十三年度までは減額いたしましたけれども、その減額した部分は六十五年以降七十二年度までに過不足なく戻していくわけ

でございますし、かつ、その間におきます運用収入の減少につきましても、七十二年度以降平準化の趣旨にのっとりましてこれも満額出していくわ

けでございますから、計算上は全く操作をいたしませんのと同じような実質的な状況になるわけでございます。でございますので、実質的には国民年金特別会計への国庫負担に何ら支障がない、影響がない、こういう形で設計をしてございます。

そこで、老後生活の安定のために重大な期待がかけられておるという状況だと思います。政府も、

国民のこの期待には断じてこたえていかなければ

ならないと思うのです。

○央倉政府委員 今度御提案申し上げております。

国民年金の平準化に関する法律でございますが、これは、その法文を見てもおわかりいただけます

ように、五十八年度から六十三年度までは減額いたしましたけれども、その減額した部分は六十五年以降七十二年度までに過不足なく戻していくわけ

でございますし、かつ、その間におきます運用収入の減少につきましても、七十二年度以降平準化の趣旨にのっとりましてこれも満額出していくわ

けでございますから、計算上は全く操作をいたしませんのと同じような実質的な状況になるわけでございます。でございますので、実質的には国民年金特別会計への国庫負担に何ら支障がない、影響がない、こういう形で設計をしてございます。

そこで、老後生活の安定のために重大な期待がかけられておるという状況だと思います。政府も、

国民のこの期待には断じてこたえていかなければ

ならないと思うのです。

○央倉政府委員 今度御提案申し上げております。

国民年金の平準化に関する法律でございますが、これは、その法文を見てもおわかりいただけます

ように、五十八年度から六十三年度までは減額いたしましたけれども、その減額した部分は六十五年以降七十二年度までに過不足なく戻していくわけ

でございますし、かつ、その間におきます運用収入の減少につきましても、七十二年度以降平準化の趣旨にのっとりましてこれも満額出していくわ

けでございますから、計算上は全く操作をいたしませんのと同じような実質的な状況になるわけでございます。でございますので、実質的には国民年金特別会計への国庫負担に何ら支障がない、影響がない、こういう形で設計をしてございます。

そこで、老後生活の安定のために重大な期待がかけられておるという状況だと思います。政府も、

国民のこの期待には断じてこたえていかなければ

ならないと思うのです。

○央倉政府委員 今度御提案申し上げております。

国民年金の平準化に関する法律でございますが、これは、その法文を見てもおわかりいただけます

ように、五十八年度から六十三年度までは減額いたしましたけれども、その減額した部分は六十五年以降七十二年度までに過不足なく戻していくわけ

でございますし、かつ、その間におきます運用収入の減少につきましても、七十二年度以降平準化の趣旨にのっとりましてこれも満額出していくわ

けでございますから、計算上は全く操作をいたしませんのと同じような実質的な状況になるわけでございます。でございますので、実質的には国民年金特別会計への国庫負担に何ら支障がない、影響がない、こういう形で設計をしてございます。

そこで、老後生活の安定のために重大な期待がかけられておるという状況だと思います。政府も、

国民のこの期待には断じてこたえていかなければ

ならないと思うのです。

○央倉政府委員 今度御提案申し上げております。

国民年金の平準化に関する法律でございますが、これは、その法文を見てもおわかりいただけます

然前と同じなわけでございます。その中の会計技術処理の問題といたしまして、一般会計と特別会計との間のお金のやりとりについての特例を設けたる、こうしたことでございますので、先ほど申し上げましたように、国民の国民年金に対する信頼感というものを損わないよう配慮をいたしているつもりでございます。

それから、この制度をしない方がかえつていいのではないか、こういうようなお話をございますが、この制度をしないということになりますれば、五十九年度、あるいは五十九年度もそうなるのかもしれません、お金そのものがなかなか計算上全体の財政が厳しいわけでございますから、かえって国民の信頼感を失わることになりますか。この法律で各年度におきます減額分それからプラス分、きちんとおわるわけでござりますから、きちんとしたものを国会の御承認を得まして国民にお示しした方が、会計処理の観点だけの話でございますから国民の御信頼を損うこともない、こういうふうに判断をいたしているわけでございます。

○鳥居委員 だから、宍倉さんの言われる説明は、赤字国債で本来出すところを、会計処理において出さないで済んでいるんだ、こういうふうに受け取れるのですよ。

要するに、この六年間、平準化という名のもとにこの減額した分が後ろへ回っていくわけですよ、八年。しかも、この七十二年に至る過程といふのは、国債の要償還額たるや大変な金額に上つて、どういう形でこの八年の手当てをしていくのか。これは、八年の手当ては明記されているけれども、現実の問題としてそんなことができるのか、納得できる説明が欲しいですね。もし国民の信頼を損ねないんだというのであれば、いざれにしても、七十二年までの八年間というのは大変ですよ。これはどういう説明をなさいますか。

○宍倉政府委員 おっしゃいますように、七十二年まで大変でございます。七十二年を過ぎてから

もあるいは大変かもしません。

でございますから、先ほど大臣からお話をございましたように、私どもいたしましては、五十九年度も一生懸命やつたわけでございますが、これが国民の御承認を得られるのか。それは、

国と家庭との間の関係、国と企業との間の関係あるいは国と地方との間の関係におきまして、財政の出でていく分野、守備範囲と申しますか、そういうものをもう一遍根底から見直して財政構造を

まず直していくたい、こういうふうに考えて努力をしてまいるわけでございます。

それで七十二年まで、それでは具体的にどうかというようなお話をあらうかと思いますが、これは、なかなか具体的に定量的に申し上げることは困難であるということにつきましては御理解いただけるかと存じます。私どもの今後の努力に対しまして、何とぞ御支援、御鞭撻のほどをお願い申し上げたいと存じます。

○鳥居委員 だから私は、平準化という名のもとに赤字国債、離れてこんなところにあつた、一兆二千億、六年間にわたって平均年二千億円ですね。もっと正確だと表に表に出てべきものであつて、その意味で國年を弱めていくような傾向といふのはあるべき姿ではないと私は思うのです。

いずれにしても、国民年金も厚生年金も年金財政計算をやりますと先が見えているわけですね。五十五年の年金保険財政再計算の際に収支試算をA、B、Cと三つ出されていますけれども、それによりますと、國年が昭和七十五年、厚年が九十年に、年度末積立金は黒字であつても單年度においては收支が赤字に転落する、こんな計算が実は

あるわけです。

そこで、公的年金の根本的な見直しに取り組まなければならぬということになつておると思うのですが、少なくとも時代の移り変わりによって受給者が木の葉に乗つたような翻弄のされ方をする、こんなことはあってはならないと思ひますし、今回のようにツケの先送りは私はやるべきじ

やないと思うのですね。厚生大臣は年金担当大臣

として給付水準の確保のためにがんばろうという姿勢が見えるのですけれども、大蔵大臣の立場といふものははどうなのでしょうか。給付あるいは負担の期待権、既得権をどのように守ろうとされるのでしょうか、この際お考えを伺いたいと思うのです。

○竹下国務大臣 あらゆる施策、制度、なからずく法律に基づく特に年金制度ということになりますと、既得権あるいは期待権は十分尊重していく必要があります。厚生年金、国民年金の場合の積立金、これは保険者が国だということで、これまで資金運用部資金の中に繰り入れられてきた。財政上、年金の先が見えている以上は、これはもつと強いものに改めなければならない、基盤をしっかりとおきます。

そこで、年金問題についてとりあえず私どもが責任ある立場で対応しなければならぬのがいわゆる公社と國家公務員共済との統合の問題であります。これは、言つてみれば各種年金間の公平、負担、給付、いろいろな問題から、その調整の第一段の措置として行つた。やはり将来的には年金担当大臣を中心としまして一つの長期のビジョンが打ち出されることによって、国民の皆様方の不安とかそういうものが解消されていく大きな政策手段ではないかということを考えてみると、いま銅意年金担当大臣を中心として将来のビジョンについて検討がなされておるところであります。

財政当局として考えますときに、確かに二十五年前と比較いたしましても、お互いの平均寿命はたしか男性でたしか八・何歳、女性で十歳でございますから私が平均寿命くらいでございますが、その意味においてはいま大変高くなつております。そして者齢人口自身も五百十萬からいまたしか千百万くらいでございますが、そういうふえ方をしておりますので、それが後年度の納税者に大きな負担をもたらす結果になりますから、そういう負担と既得権あるいは期待権との調整をどのところでつづいていくかということが総合的に勘案される大きな基本問題となるではないかというふうに認識をいたしております。

○鳥居委員 負担と給付のあり方については、聯

調答申でも見直し、長期展望に立つた安定的な基盤をつくらなければいけないということですね。それで現在、共済の方の積立金の自主運用という形で、国共済の一部を除いて自主運用がなされています。厚生年金、国民年金の場合の積立金、これは保険者が国だということで、これまで資金運用部資金の中に繰り入れられてきた。財政上、年金の先が見えている以上は、これはもつと強いものに改めなければならない、基盤をしっかりとおきます。

○竹下国務大臣 いわゆる財政投融資という問題、財投の原資となります郵貯や年金資金については、それぞれに有利運用の要請があるが、運用面では資源の適正な配分等公共性の要請が優先するものと考えられておつて、現在、これを原資から運用を通じた一つのシステムとして調和を図っているのが資金運用部である。したがつて、原資所管省庁等から有利運用の要請が強く出されているものの、公共的な性格を有する資金をできるだけ有効かつ整合的に配分するためには、統合運用の現状は維持されるべきである。これは、たまたま行政改革に関する第五次答申の「財政投融資」のところの抜粋を申し上げたわけでございま

す。

要は、この問題というのは、いわば国の責任において集めた金とでも申しましようか、そういう各種の資金は、資金運用部資金法によって統合一元的に管理運用されるのが理想であると考えております。それはまた、政策選択の中で重要性に応じてバランスのとれた資金配分になつていくわけです。そうしてそのことは、総体的に見たら財政

金融政策の整合性というのも確保されるわけでござります。しかし、少なくともその特別会計などあるいは集める努力をしたりする方の側から言えども、集めた努力をしたもののがより有利な運用を自分でやっていくという要請が出てくるというのも、一つの必然性があるというふうに私は思つておるわけであります。

そこで、自主運用問題というのといわゆる統合一元化運用といふものは、よく百年戦争だと言われるような問題を間々惹起するわけでございますが、結局、年金資金の運用といふものは、年金制度が巨額の国庫負担を伴う国営の制度であるというふうなことから考へましたならば、現在の統合運用の枠組みの中で、運用利回りの観点だけなく、福祉政策とかそういう年金制度全体の問題としてこれに対応していくべきではないか。

もう一つは、必ずしも理屈になりませんが、統合運用、一元化運用といふものは、公共性を踏まえたながらも、かつ安全有利といふ点については一つかの熟練の度合いも評価していただかなればならない問題ではないかなと考えております。

○鳥居委員 わかるのです。大臣おっしゃるお話を、よくわかるのですが、五十七年度で厚生年金が三十六兆三千億、国民年金が二兆九千億、合わせて四兆ですね。資金運用部で運用利回りを見てみると、現在七・三。これをもし〇・五%有利運用ができるとすればかなりいいのですね。ですから十年長期国債、いま七・七六六ですから、もし国債を買い支えるという形の有利運用ができるとすれば、ここにまた差があるわけですね。それでみると、これはもう二千億からの違いが出てくるわけですから、有利運用の道といふのは検討を要する、一考を要するものだと思うのです。たとえば国債を買い支えるという意味での有利運用といふ道がないのかどうか、これを最後に伺つて終わらいたいと思います。

○竹下国務大臣 この有利運用の場合に、極端な例から言へば、土地を取得しておけばいいではな

いかとかあるいは金を取得したらいでないであります。しかし、少なくともその特別会計などあるいは集める努力をしたりする方の側から言えども、集めた努力をしたもののがより有利な運用を自分でやっていくという要請が出てくるというのも、一つの必然性があるというふうに私は思つておるわけであります。

金融市場において、条件というものが現在は完全なフリーとは言えません、ネゴによって決まるわけでございますけれども、変動性もございます。

しかし、国債 자체が市中消化という原則のもとに立つて、しかも市中金融にあるいは金利が上がつていくような状態をもたらすような状態になつてはならないという国債管理政策の面から見れば、これに対するのが資金運用部も一つの使命としてそれに対応して、言つてみれば調整弁の役割りを果たしておる。だから、間接的には国債といふものに対してもそれなりの関連性があるわけでござい

ます。ですが、有利運用そのものから考へて、現在の国債の条件から考へての鳥居委員の議論といふものは、一応成り立つ議論でありますから、それは部内にあって整合性のある統一運用の中での有利運用といふものを専門家が考へていくのが必要ではないか、有利運用そのものは努力すべき目標であるといふことは、私は意見が一致いたしております。

○鳥居委員 ありがとうございました。

○森委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 まず最初に、大臣に端的にお尋ねしますけれども、この法案は、現在の財政の破局的な状態の中で一般会計をやりくりするために

國民年金特別会計への国庫負担の繰り入れを当面一部削る、そういうことでやりくりをしようという法案だというふうに理解をしておりますけれども、それでいいでしょうか。

○竹下国務大臣 一つの角度から見ればやりくり法案、しかし私どもの場合は、いわば平準化の措置、だから原則的に言へば、いわば会計処理上の問題というふうな認識の上に立つておるわけでございます。

○小沢(和)委員 確かに、平準化という角度から

見ればそういうことは言えないことはないと思う

のですが、財政的に余裕があるときだったら、それが大きくなっているようでは、なかなか特例公債脱却というわけにもまいらないわけでございますから、その間私どもとしては一步一歩努力をしてまいります。

それで、この平準化措置によりまして六十三年まで減額した分を六十五年以降加算していくわけになりますけれども、この加算額、減算額につきましては、それぞれ御提出申し上げております。

○竹下国務大臣 われわれの側から見ますと、あるいはこういう平準化措置というのは、財政運営を担当する者としてはもっと前から対応して考えるべきものであつたかもしらぬという考え方ございます。

○小沢(和)委員 それで心配になるのは、これだけ四苦八苦して先送りするわけですね。そうすると、昭和六十年から赤字国債の本格的な償還が始まると、先ほどもそのことが議論になつたと思いま

すが、その段階になると、財政の苦しさは一層深刻になつてゐるんじゃないだろうか。そういうときに、この先送りをしたことによつて元本だけじゃなしにさらに利子も返していかなければいかぬというようなことになると、それが果たして保証されるのかということですね。その保証が十分でないということになれば、国民年金そのものに対する信頼まで揺らぐというの私もう思ひませんけれども、その辺の見通しについてどういうふうにお考へでしようか。

○安倉政府委員 財政が厳しいということは確かにありますし、それから国債の償還期に当たる

元本だけは何とかやりくりしてでも払うけれども、利子のことについて今まで先のことだし、後は野となれ山となれというふうには言われないであります。それから利子になる。意地の悪い見方をすれば、元本だけは何とかやりくりしてでも払うけれども、利子のことについて今まで先のことだし、後は野となれ山となれというふうには言われないであります。今度の場合、まず元本から払うというの

はちょっと普通のやり方ではないのじゃないかとおもふが、それはなぜこういうことになつているわけでしょうか。

○安倉政府委員 平たい言葉で貸した借りた、こ

ういうふうに御表現いただいているんだと思いま

すが、一般会計と特別会計の間のお金のやりとり

というのは、いわゆる貸し借りとは違つた意味でございます。

なぜ利子の方は後になつているのか、こういう

ことでございますが、この法律の基本的な考え方

は、国庫つまり一般会計から特別会計へお金を繰り入れる金額につきましてなだらかな姿にしていくことなどございます。それが基本なんですがございます。その場合に、運用収入の額がどうだけになるかということは二つの理由で確定しない部分がございます。

ふうにお考えながもお尋ねしておきます。
○**大倉政府委員** 運用利回りいかんによります
が、運用利回り六%程度といたしまして一兆九百
億円ぐらい、それから七・三%ぐらいといたしま
すと一兆四千七百億円ぐらいという計算になりま
す。

年金特別会計への一般会計からの繰り入れ金額が三%増になる程度に利子を繰り入れていくわけです。ですから、利子金額そのものが三%で入れていくということではないわけであります。

○小沢(和)委員　いまあなたが言われた二・二%ぐらいで、というのは、国民年金の受給者数でそれまでの伸びということじやないですか。給付費

いう状態になり、それをまたずっと払っていく中で、これにまた利子がつきということになつてくると、結局のところ最初に一兆三千二百九十九億円何とか浮かせようというふうに考えてやつたことが、その元金よりもまたずっと大きな利子の負担ということで後年度かかつてくる、これではもうよい、とは文句を述べるのではないか

加算額、減算額はその法律に書いてあるとおりでございましてけれども、今後年金の年額改定がございましたときに、比例的にその部分を多少変えられるということもついてございます。その部分がどのくらいになるかということは明らかでございません。

実には七・三ぐらいで新規のものの利回りがなければ、お詫びです。一兆四千七百億に近いぐらいの利子の負担になると思うんです。

それで、この利子の負担も、この法案の第四条ですか「当該措置に係る準拠化の趣旨にのつては、

然それより上のテンボで伸びていくんんですよ。そうすると、先ほどから言われているとおり、三ヶ月程度のならかな増加というので見たら、利子を払う余地は出てこないのじゃないかと言つていい

ではないだろうかといふことを感ぜざるを得ない。これに国民年金が絡んでくるといふことになれば、年金制度の基本に対する信頼といふものも揺らいでくるんじやなかろうかといふふうに考えるわけですね。こういうようなことはどうしても

せん。それから、毎年の運用収入でございますけれども、運用利回りを基準とすることにならうかと存じますけれども、その部分が毎年毎年、利子といいますか運用といいますか、そういうもののが変動いたしますのですから、これも幾らになりますかわかりません。したがいまして、結果的に全部元本を整理してしまいませんと、その残った部分というのがどれくらいになるかわからない面がございます。

「、」というふうに利子の支払の方についても書いてあるといふところから見れば、大方三%ぐらいいといふふうに先ほどから言われているようなるふえ方の中で払つていこうといふ腹だといふふうに読めるわけですが、そなうなのかどうか。もし、そういうお考え方であるといふと、将来の年金の支払額がどういうふうになつていくかということも考えなければなりませんけれども、私どもが財政再計算によつてこれを見てみると、七十年から七十五年の間によつて、四%、五%、

〇大倉政府委員 私、先ほど二・四%程度ないし
は二・二%程度ふえていきますよ、こう申し上げたのは、大づかみに言いますと、この計算は国庫負担ベースで計算しております。先ほど私、給付費と申し上げたかもしませんが、給付費も国庫負担ベースもそろは違わないと思いますが、国庫負担ベースで計算しております。したがいまして、二・二%ないし二・四%といったましても、三三・二にこなまう二・二%ないし二・四%の

○大倉政府委員 年金制度の本体の方は本体の方で、これはまた検討すべき問題が多々あるかと存じますが、しかし、いまここでお願い申し上げておきたいのは、年金制度の本体には影響せずに会計技術処理の問題としてお願いをしておるわけでござります。

そして、将来いまおっしゃいましたように減額をしました加算をいたしますと、年々加算の段階にござることによ、この計算をしなかつてはございません。

〔委員長選席 中西啓委員長代理着席〕
七十二年度に運用収入として残った金額というものがそこへ来ればほぼ確定をするわけでござりますけれども、その金額につきまして、当初申し上げましたように、この法律の趣旨がなだらかな形で国民年金特別会計へ一般会計から繰り入れていくのが趣旨でございますから、そこで、なだらかな形にしていくということになりますと利子の分は後にならざるを得ない、こういうことになるわけでございます。

十五年の間に年平均で見ると四・四%くらいの給付費の増になるんですよ。それから七十五年から八十年の間でも三・五%ぐらいの増になるんですよ。そうすると、あなた方が三・四%ぐらいでなだらかにふえていくような範囲で利子を払うというふうにいったら、これでは利子をその段階で払うということはできなくなってしまうのじやないですか。

○小沢(和)委員 そうすると、あなた方がおよそ検討してみて、利子の支払いというのではなく年金ぐらいかかるというふうにお考えなのか。いまの幅からいくとわずかなものでしようから、そうすると相当期間かかるだろう。そうすれば、当然また利子に利子がかかるという事態になつてくるでしょう。結局それはどれくらいというふうにあなた方お考えですか。

おきましては、この措置をしなかつたよりは、それよりは、その金額において財政上の負担がふえることは事実でございますが、そういうことだからといって、その金額が繰り入れられなくなるというふうには思っていないし、また、どなたもそういうことがあつてはならないことだとお考えだと存じます。

でございますから、先ほど来申し上げておりますように、この問題は、いま御指摘の、将来払えなくなるのではないか、財政が厳しいのではないかろうかということは、国民年金の繰り入れいわんかんによることではございませんで、この法案い

それで、利子は現在見込み得るところで結構で
すけれども、そうすると、利率がどれぐらいで金
額としてはどれくらいの将来の負担になるという
うんですよ。

四%とか二%とかその程度かと計算されますが、(小沢和)委員「給付費がですか」と呼ぶ)さうでございます。でございますから、いま私どもも考えております線で御心配のように年金が払えなくなるんじゃないかというようなことはないかと思います。利子は、総体の負担額、総体の国民

が積み重なるべくと、そういうことはあると思いま
す。それも入れまして五、六年程度で解消するん
じやなかろうかと思つております。

かんによらす他の問題として、財政が厳しく、かつこれがいつまでもこういった状況が続いてはどうしてもやがいが悪いことでござりますので、これを財政構造の改革を通じて健全化していくなければならないという命題は別途あるわけでござります。それは私どもとして精力的に進めたい、こ

ういうことを申し上げているわけでございます。

「中西(啓)委員長代理退席、委員長着席」

○小沢(和)委員 ただでも国債をどんどん発行してサラ金地獄みたいな状態になつてゐるじゃないかと言わわれているときに、實際上こういう形でまた別の借金もこしらえていくということになれば、私は、もういよいよにつちもさつちもいかなくなるのではないか。それは、大型間接税みたいなものに期待するかもしれないけれども、これでは決して財政再建などというのはあり得ないし、私たちが主張するような軍事費や大企業奉仕の予算やらを思い切つて削るというよくなかじのとり方をこの辺で根本的に考えるということをしないと、この面から見てもどうにもならなくなつていいのではないかということをこの機会に私は一言申し上げておきたいと思うのです。

もう一言お尋ねをしたいのは、この措置をとるに当たつて、いま検討中の年金制度の抜本改正との整合性あるいは展望というような点を考えた上でこの措置をとつたのかどうかということです。

○宍倉政府委員 確かに、年金制度全体を今後どういうふうに改革していくかなければならないかと申しあげておきたいと思うのです。

このことは大きな問題でござります。

しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、今回の措置は実体には触れない、こういう原則で物を考えてござりますので、それは今後の年金制度の改革とは無関係に、といいますのは、現行の制度を前提としたまゝして物を考えてござります。であれば、今後年金制度が改革された場合にどういうふうになるんだということがあらうかと思いますが、それは現在どのように改革をしていくかということが定かでございません。したがいまして、いま何とも申し上げようがないわけございますが、将来の問題といたしまして、何らかの手直しをこの調整措置においてしなければならないといった事態が絶対に起こらないとは私は申し上げられないと思います。そういう場合におきましては、その実体に応じまして、実体の改革に応じました形で調整が必要になってくることも

あり得るかもしれないと考えております。

○小沢(和)委員 私がちょっとと考えてもすぐ思い出すのは、国民年金の保険料収入の中で任意加入、サラリーマンの奥さんの保険料というの是非常にウエートが高い、三〇%くらいになつておりますよ。ところが、このサラリーマンの奥さんの任意加入をどうするかというのがいま抜本検討の中の非常に重要なテーマの一つになつておる。だから、仮にこれを厚生年金の方にでも移そうといふことになつたら、国民年金からお金をこういうふうに操作するということは、それだけ収入がとんど減るから途端にできないというような問題が起つてくるのではないかということを念頭に置いて申し上げたわけです。そのことについては、まだ全く今後どうなるかがわからないからいまのところ検討していないというお話をあれば、これ以上議論しても仕方はないと思うので、そういう問題があるということは申し上げておきたいと思います。

それで、時間もばつぱつ気になるような状況ですから、ここで無年金者の問題について、せっかく厚生省の方に来ていただいておりますから、一言お尋ねをしたいと思います。

現在、無年金者という方がどれくらいおられるか、そういう中で障害者で無年金者——そのことはちょっとおいて、障害者のことで、ちょっとこの無年金者に関連をしてお尋ねをしたいと思うのですが、他の公的年金の被保険者という方々の把握が非常に困難でございますし、また国民年金と他の公的年金との通算の関係もございまして、実際市町村で扱つてあるわけでございまして、どの時点で無年金者と言うか非常にむずかしい問題がござりますので、正確な数の把握は非常に困難な状況でございます。つきましては、五十五年に無年金者救済対策としまして特例納付を実施しております。このときにおきましては、対象となるべき人の推計が約八十八万人くらいと見込んでございまして、そのうち救済措置によりまして受給権を取得した方が約四十万ということがございます。したがいまして、四十万程度は無年金として残つてゐるのではないかと私ども推定しております。

この点について、非常に多くの人たち、たとえば障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会などの人たちから、何らかの方法でこういう人たちも

いる子供さんの分も掛金を払うという形ででも障

害年金を受けるような道を開いてもらいたいとい

う切実な要求があるとともに私たちは聞いているわけです。こういうような点について何らかの対策を今後考えておられるかどうかということをひとつお尋ねしたいのです。

それから、昨年の三月に身体障害者福祉審議会から答申が出て、障害の範囲や等級を見直して法の適用対象を広げることなどが指摘されているわけですが、この中でも内部障害者の障害年金や障害福祉年金の問題が出てくるわけです。答申では人工臍器についても法の対象とすべきだ、たとえば人工肛門とか人工膀胱などは障害年金の対象になつていなければいけないと私たちは考へておるわけですが、この中でも内部障害者の障害年金や障害福祉年金の問題につきましては、内部障害も含めまして一定の基準に達します。

それから、障害者の年金全体の問題につきまして、福祉年金の問題、無年金の問題、額の問題等御指摘ございましたけれども、障害者の所得保障を今後どうするかということにつきましては、現在、厚生省内におきましても専門家会議等で検討していただきておりますので、年金制度の中でも今後どうしていくかという点につきましては、御指摘の点も踏まえまして、今後の課題として十分検討させていただきたいと思っております。

○平松説明員 国民年金における無年金者としてございますが、先生御承知のように、厚生年金などの被用者以外の方々が対象になつておるまして、実際市町村で扱つてあるわけでございまして、この国民年金と他の公的年金との通算の関係もございまして、どの時点で無年金者と言うか非常にむずかしい問題がござりますので、正確な数の把握は非常に困難な状況でございます。つきましては、五十五年に無年金者救済対策としまして特例納付を実施しております。このときにおきましては、対象となるべき人の推計が約八十八万人くらいと見込んでございまして、そのうち救済措置によりまして受給権を取得した方が約四十万ということがございます。したがいまして、四十万程度は無年金として残つてゐるのではないかと私ども推定しているところでございます。

○山口説明員 障害年金の関係につきましてお答えを申し上げます。

御指摘ございましたように、身体障害者福祉審議会等で、身体障害者の範囲の問題、内部障害者を年金制度に加入できるような道を開いてもらいたいといふことを許します。阿部助哉君。

○森委員長 終わります。

○森委員長 次に、内閣提出、電源開発促進税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本委案について、本日、正森成二君の質疑の際、参考人として動力炉・核燃料開発事業団理事熱田

喜房君の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存りますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さ

よう決しました。

○森委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 私は、電源開発促進税の増税を

りますけれども、年金に関して申し上げますと、国民年金の場合も、内部障害も含めまして一応全額年金の対象にするという制度にすでに現在なっております。ただし、具体的な障害の程度につきましては、内部障害も含めまして一定の基準に達します。

それから、障害者の年金全体の問題につきましては、内部障害も含めまして一定の基準に達します。この中でも内部障害者の障害年金や障害福祉年金の問題につきましては、内部障害も含めまして一定の基準に達します。この中でも内部障害者の障害年金や障害福祉年金の問題につきましては、内部障害も含めまして一定の基準に達します。

○森委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

行う改正案の質疑を行うに当たりまして、まず、この税がエネルギー対策の財源として聖域化され、財政規律を乱し、税金を浪費し、さらに住民の人心を破壊して民主主義を買収によって死滅させておる事実を指摘したいのです。電源開発促進税とこれに關係する法律、制度は速やかに廃止をして、一般会計のエネルギー対策費に吸収すべきであると思うのですが、政府の御見解をお伺いしたいのであります。

○窪田政府委員 この特別会計についての御批判でございますが、財政法十三条では「國の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。」こうございまして、特定の資金を保有してその運用を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充てます。

この特別会計は、特別の税をもちまして電源立地対策それから電源の多様化対策を行つております。この意味があり、かつ重要なものと考えております。

○阿部(助)委員 この前質問をしたときも、私は財政法のコンメントを出して皆さんに言つたのですが、それは何をやるにも、泥縄にも三分の理屈があるのです。何がしかの理由があることはわかる。しかし、一般論としてはできるだけ目的税をつくらない、そして会計は全部一般会計でやる方向が望ましいということだけは間違ひがないでしよう。何でも特別会計をつくりたいといふことなのですか、それとも、それはなるたけなくしていつて一般会計にしたいということなのです。主計局、どうなのですか。

○窪田政府委員 御指摘のように、特別会計を余りつくることは好ましいことではないわけ、必要最小限度のものにとどめたい。今度の附調の答申でもその旨指摘されております。

○阿部(助)委員 初めからそうおっしゃればいいのですよ。一般的にいつて目的税の創設はできる限り避けようのが財政の常識だと私は思うの

です。その理由は幾つかあります。目的税をつくり特別会計を設ける、そして税金のむだ遣いが生じる、また機構を新設するなどということで、結局は財政硬直化の原因をつくるからなのであります。私は、電源開発促進税はそのよい見本だと思つります。

まずお伺いしたいのですが、決算額で見

てまいりますと、五十四年度で三百六十一億八千八百万

円、五十六年度で二百七十四億百万円、こんなに

大きな歳出不用額を出した原因はどこにあるのか、お答え願いたい。

○窪田政府委員 この特別会計の中には、御承知のとおり立地勘定と多様化勘定とがあるわけでございます。立地勘定におきましては、五十三年度四百三億円、五十四年度四百五十三億円、五十五年度四百三十三億円、五十六年度三百五億円という剩余金が出ております。なお、五十七年度の見込みとしては百二十億円程度になろうかと思いまが、まだこれは確定をいたしておりません。

これは、発電所の立地、土地買収が難航した、

立地がなかなか決定に至らなかつた、それから公

共用施設をつくる場合にその土地買収が難航した

というふうなことで、地元調整の難航によるおく

れから、初期においては繰り越し、剩余金が発生

をしておりましたけれども、五十六、七年度あ

りからだんだん円滑に事業が進むようになります。

五十七年度の見込みでは、いま申しましたよ

うに、従来三、四百億円の剩余金が百億円、百二

十億円程度になる見込みでございます。五十八年

度におきましても、さらに着実に事業が進むもの

と想つております。

多様化勘定の方におきましては、これは五十五年度から設けられましたが、五十五年度六十億円、五十六年度百十億円、五十七年度は七十億円弱になろうかと思いますが、この剩余金が発生しております。これは五十五年度につくられました

が、その事業が軌道に乗るまでに若干時間を要しました。特に「もんじゅ」の建設で地元調整に時

間を要しましたために、過渡的に繰り越し、剩余が生じておりますが、五十七年度は減少の見込みでございますし、今後このような多額の剩余金の生じる、また機構を新設するなどということで、結局は財政硬直化の原因をつくるからなのであります。私は、電源開発促進税はそのよい見本だと思つります。

まずお伺いしたいのですが、決算額で見

てまいりますと、五十四年度で三百六十一億八千八百万円、五十五年度で三百六十一億八千八百万円、五十六年度で三百六十一億八千八百万円、五十七年度で三百六十一億八千八百万円、五十八年度で三百六十一億八千八百万円、五十九年度で三百六十一億八千八百万円、六十一年度で三百六十一億八千八百万円、六十二年度で三百六十一億八千八百万円、六十三年度で三百六十一億八千八百万円、六十四年度で三百六十一億八千八百万円、六十五年度で三百六十一億八千八百万円、六十六年度で三百六十一億八千八百万円、六十七年度で三百六十一億八千八百万円、六十八年度で三百六十一億八千八百万円、六十九年度で三百六十一億八千八百万円、七十一年度で三百六十一億八千八百万円、七十二年度で三百六十一億八千八百万円、七十三年度で三百六十一億八千八百万円、七十四年度で三百六十一億八千八百万円、七十五年度で三百六十一億八千八百万円、七十六年度で三百六十一億八千八百万円、七十七年度で三百六十一億八千八百万円、七十八年度で三百六十一億八千八百万円、七十九年度で三百六十一億八千八百万円、八十一年度で三百六十一億八千八百万円、八十二年度で三百六十一億八千八百万円、八十三年度で三百六十一億八千八百万円、八四年度で三百六十一億八千八百万円、八五年度で三百六十一億八千八百万円、八六年度で三百六十一億八千八百万円、八七年度で三百六十一億八千八百万円、八八年度で三百六十一億八千八百万円、八九年度で三百六十一億八千八百万円、九〇年

年こんなずさんな予算というの

一体あるのです

か。

○阿部(助)委員 締めてみなければわからぬけれども、毎年こうやってきてますよ。五十四年、五十五年、五十六年、毎年こんなずさんな予算というの

が、去年一年間不用額がこう出来ましたというならわ

かりますよ。五十四年、五十五年、五十六年、毎年こんなずさんな予算というの

が、まだこれは確定をいたしておりません。

予算は、できるだけ厳格にやるべきものだ。た

ままだま何かの事情でそういうことがあるというこ

とは、これはあり得ると思います。だけれども、

毎年毎年やつてきたんですよ、これは、あなたの

説明は不十分ですよ。納得できない。五十六年度

二百七十億という金額は、電源開発促進対策特別

会計の五十六年度予算一千七百十八億七千三百万

円の一五%を超える額であります。私は、予算見

積もりは厳格にやらなければならないという原則

に欠けると思うのですが、私は、この見積りが

余りにもずさん過ぎる、毎年毎年ずさん過ぎる、

だ、こう思うのですが、その辺の反省は皆さんは

しておられないのですか。

○窪田政府委員 大変多額の不用を生じておりますことは、私どもの予算の積算見通しについても

不十分な点があつたことは反省をしております。

ただ、事柄が電源開発というふうな問題でござ

いますので、なかなか予定どおりにはいかない。

しかし、予定どおりにいきそもないといつ

て予算を用意しておかなければいけない性質

の事業でござりますので、大変申しわけない結果

になったことは十分反省をいたしておりますけれども、そういう事情であるということは御理解を

いただきたいと思つております。

○阿部(助)委員 それは、交付金の方は確かに土

地問題等いろいろな問題があることは私も承知し

ておるのです。だけれども、それにしても、どちらにもこんな多くの不用額が出るというのは、し

かも毎年出てきておるというところに私は少し問

題があるのじゃないか、こう思うのであります。

特に、電源立地の促進対策交付金でありますけ

れども、その問題に入る前にちょっとお伺いした

のですが、五十八年度予算の前提となる長期電

力需給の見通し、これは何%なのか、そしてま

た、その恐らくもとのになるだろう経済成長率は

一体どの程度見込んでおるのか、ちょっとお答え

願いたい。

○小川政府委員 お答えいたします。

まず、足元の五十七年度につきましては、前年

度に対する伸びを一・五%と見込みまして、五十

八年度は五十七年度に対しまして伸び率三・六%

という見込みでございます。そしてもちろん、増

税の場合に単年度五十八年だけの展望では不十分

であるかということで、中長期的展望ということで、五十九年度以降につきましても電力需要の

伸びを想定いたしましたが、その五十九年度以降

につきましては、年率三・三%程度の伸びとい

うことで織り込んでおります。

○阿部(助)委員 これは電力の需給見通しです

な。

○小川政府委員 失礼しました。これは電力の需

要見通しでございまして、第二の御質問の点のそ

の前提となる経済成長の伸びをどう見ておるかと

いう点でございまが、去年の四月時点での電気

事業審議会におきます見込みといふのは、経済成

長の伸びの前提を年率五%という織り込みでござ

いましたけれども、今度の予算の積算をする電力

需要の見通し、ただいま申し上げました中長期の

伸びを出すに当たりましては、この伸びでは、や

はり経済成長の伸びとして見込みが高過ぎるとい

う観点から、かつ最近の経済審議会の検討の中間

結果などを踏まえまして、下方修正をいたしまし

て、G.N.P.の年率につきましては、年率四%とい

う伸びを前提として織り込んでおります。

○阿部(助)委員 いま御答弁ありましたように、

成長率も下方修正しておる。電力の需給見通し

も、したがってこれはいま下方修正するという段

階なんですね。

そうしていくと、皆さんおっしゃるようにならぬと私は思ふんですがね。これが、年率五%で行きます、需給見通しも当初のようになりますといふ成長率が見込めるならば、まだそこで私も考えるけれども、いま両方ともが下修正をしなければいかぬという段階で、なぜこんなに組まなければいけぬのかというのに、まず一つ私はわからない。

電源立地の促進対策交付金と同特別交付金は、過大な電力需給の見通しに基づいています。これまででもそうやってやつてきたし、私は、五十八年度は当然低目に見るべきだと思う。ところが、これの両方の交付金の合計を見てまいりますと、大変に大きいんだな。五十四年に三百八十九億一千九百万円、五十五年に四百十四億一千四百万円、五十六年に四百五十億九百万円、五十七年に五百十三億六千八百万円、それで五十八年にちよつと下がつて五百七億六百万円、こうなつておる。ほんのちよつと、何億か下がつたけれども、それでもずつとこの伸び率が上がつてきておるというのは、どうしても私にはちよつと理解ができないのです。五十八年度に歳出を厳しく見直したと言つても、過大な電力の需給見通しでつくられた五十六年度と比べて五十億も増加しておる。一体どこをどう節約しておるのか、私にはわからぬ。これはどうなのです。

○窪田政府委員 交付金の伸びが非常に大きいことは確かでございますが、五十八年度につきましては、立地勘定の歳出総額を二分削減をしております。いろいろ細かく点検をいたしまして、極力切り詰めていただいたいわけでございます。

それにいたしましても、先ほど一番初めに御指摘のあつたような剩余金がことは減少する見込みであるというふうなことから、どうしても十月一日からこの税を上げていただかざるを得ないといたします。また、やや中長期的に見ましても、これはあるいは通産省から御説明した方がよろしいかとも思いますが、個別に全部積

み上げて将来を推計してみると、やはり今後かなり多額の経費が必要ことになりまして、とうていまの税収で賄うわけにはまいりませんので、やはりこれも負担のアップを申しわけないことがあります。

○阿部(助)委員 これから金が要る、金が要るとおっしゃるけれども、だからその根拠を出してください。

私は、ちゃんと今までの経過のあれを出して御質問を申し上げておるのであって、そういうところから言えば、しかも経済見通しも下方修正する、電力需給の見通しも下方修正する。もう細かくは新聞や何か例は挙げませんけれども、東京電力が何かは設備投資がマイナスになつておるとい

うような状況の中でなぜ足らないのか。しかも、いままで、五十七年度の決算はまだ出ておりませんね、だけれども五十六年度の決算を見れば、はるかに大きな不用額を出しておる。しかも金は余つておるわけです。にもかかわらず、いま何で税金をさらに上げなければいかぬのか。そういう段階がはつきりわかつた段階でまた検討するなら

いいけれども、いま金は余つて残つております、いままでも残つてしまつた、だけれども先の方が心配だから税金を上げてくれじゃ、私は、これは税の取り方としてはちよつとおかしいのではないか。

しかも、それは結局一般の国民には電気料金を値上げしたという感じになつてくる。本当は、石油は下がつてきたのだから、もつと電気料金を下げればいいのですよ。それをまたそこへ上積みするなんというのは、どう見たって私には理解ができないな。いままでも、過大な需給見通しのものとされ電源立地促進対策交付金と特別交付金で五十四年で百九十八億、五十五年で百五十七億、五十六年で百三十六億の不用額、全く使い残しを出

しておるのですよ。五十七年度決算がおおむね見当がつくなら、それを出してごらんなさい。いままでの皆さんの数字からいけば、何もいま税金を

上げることはないのですか。どうもその辺が理解ができない。

だから、皆さんの、通産省の立場からいえば、何でも金を特別会計、しかも後で申し上げるようなわけのわからないところへ行く金を幾らでも抱いておる方がそれはいいに決まつておる。だけれども、まだ必要かどうかははつきりしないぢやないですか。そういう中で、なぜこんなものを上げなければいかぬのです。私は、もつと歳出額の全

面検討を行つべきであつて、少なくともいま、こ

とにし税金を値上げするなんという必要ははどうてい認められない、そういうのですが、どうです。

○窪田政府委員 五十八年度予算の問題とその後の中長期的な問題とに分けて申し上げさせていただきます。

五十八年度の問題でございますが、確かに御指摘のように過去にはそういつた不用がございました。それは翌年度の予算に前年度剩余金受け入れとなつてくるわけでございますが、この前年度剩余金受け入れが、こととは百二十三億、去年の見込み三百一億から約百七十七億減少いたしました。一方、歳出の方でございますが、電源立地促進対策交付金は、先ほど申しましたように地点別に細かく検討いたしまして、十五億円、二%ほど抑えています。こういうものを含めまして電源立地勘定の歳出合計は七百五億でございます。そのうち電源立地促進対策交付金は三百六十三億でございます。残りは特別交付金でございますとか原子力の安全対策委託費等々でございます。歳入の方は、前年度剩余金受け入れが百二十三億と、昨年に比べまして百七十七億減少いたしますので、雑収入四億を加えましてもやはりこの際電源開発促進税の引き上げをお願いせざるを得ない、こうい

う状況でございます。

やや中長期的に考えまして、現在すでに電調審を通じて準備段階に達しているもの等を全部個別に検討いたしました。御指摘のように、最近電力需要が減少いたしておりますので、開発計画の後ろ倒しが見込まれます。それを織り込みまして今後個別に検討いたしますと、これはいまのところ、通産省の数字でござりますけれども、毎年約四百億円近くの歳入不足が起き、五十八年度から六十二年度までの五年間で千七百億円歳入が不足する。これは通産省のいまの時点の見通しでござりますので、今後私どもとしてはさらに点検をさせていただきたいと思っておりますが、ともかくこの五年ぐらいを展望いたしますと、どうしても抱いておる方がそれはいいに決まつておる。だけれども、まだ必要かどうかははつきりしないぢやないですか。そういう中で、なぜこんなものを上げなければいかぬのです。私は、もつと歳出額の全

面検討を行つべきであつて、少なくともいま、ことにし税金を値上げするなんという必要ははどうてい認められない、そういうのですが、どうです。

○阿部(助)委員 いや、全くわからないですね。いま残つておるのですよ。不用額はあるのですよ。しかも、電力の需給は下方修正するというのですよ。

そういう中で、何ぼこれから交付金を出していくのか知らぬけれども、後で申し上げるけれども、住民を札束でひっぱたくことで反対運動を押しつぶしていく。それはよけいあつた方が皆さんに都合がいいかもわからぬけれども、何でいま余つておるのに税金を取らなければいかぬのですか。先になればインフレで価値がなくなるからこうだというのには、まだそれはわからぬではない。どうもわからないですね。何でそんなに要るのか。それが要るならば、それだけの資料をちゃんと出してくるならわかるけれども、議員にも何も出さずに、いままでも余つてきた、いまも余つておるだけでも将来わけがわからぬ、足らなくなります。それなら足らなくなるという資料をちゃんと出してこなければいかぬ。何もわからぬ。そんなら幾らあなたとここでやつたって、これは水かけ論ですよ。こんなずさんなやり方で皆さんは税金をお取りになるつもりなんですか。これは主税局の方の問題かもわからぬけれども、私はこれはわからぬ。まあ、いい。そんなもの、幾ら言つたって私は納得はできません。

次に、私は、後でまたやりますけれども、多様化勘定についてちよつとお伺いしたいのであります。昭和五十五年度の改正で設けられたこの制度について、この委員会において当時の政府委員は

こう言っているのですね。当面、石油が間もなく天井をつくであろう、だんだん石油はもうなくなるであろう、こういうことなんだな。「ここ十年ぐらいの間に電力供給を安定的に行い得るために必要な代替エネルギーをどうやって調達するか」これが問題だ。「受益者負担によって賄う」と説明しておるんだな。私は、これはちょっと問題が天井をつくというこの前提もいまや崩れています。当時の立法趣旨はいまや崩れておる。それは、百年千年たつたらどうなるか、石油がなくななるかどうか、私は知りませんよ。しかし、いまPECにしたつてどこにしたつて、むしろ減産をしているような状態なんです。天井をつくという前提自体が崩れてきた、私はこう思う。

その上に、受益者負担というのは一体どういうことなんですか。こんなことやらされたら、これは電気事業だけではないですよ。こんなあいまいな対応関係で受益者負担と関係を求めるところは、基礎素材のすべてについて受益者の関係が成り立つてくると思うのです。鉄だって何だって、やはり国民生活には必要なんです。そうすれば、これは全部受益者負担という形でやるとすれば大変なことになってしまふ。みんなそのために目的税をつくり、特別な機構をつくっていくといふことになつちやうのじゃないですか。だから、世の中が多様化していくは、これはつくざるを得ない面は多く出てくるのです。しかし、こんな結びつきで受益者負担を云々すれば、素材産業すべてが、これは国民生活に関係があるわけですから、みんなつくらなければいかぬということになつてくる。それは一体どういうことなんだ。これは税体系もへつたくれない。これは、大蔵省の主計局 자체が大変困つてくると私は思うんだな。筋が通らなさ過ぎると思う。

私は、ここが一番問題があると思うのですよ。これはどういうことなんですかね。このようないます益者関係を認めれば本当に際限がなくなります

よ。できるだけ速やかに特別会計を廃止して一般会計に戻して、そして補助せねばいかぬというなら、明快な形の中で補助をするならする、できることが問題だ。「受益者負担によって賄う」と説明しておるんだな。私は、これはちょっと問題が天井をつくといふこの前提もいまや崩れています。当時の立法趣旨はいまや崩れておる。それは、百年千年たつたらどうなるか、石油がなくななるかどうか、私は知りませんよ。しかし、いまPECにしたつてどこにしたつて、むしろ減産をしておるような状態なんです。天井をつくといふことは、ないみたいで、皆さんにお伺いしたつて本当は不満なのだけれども、目的税をつくる、特別会計をつくる、それを使う機関を新設する。そして行政機関が膨張し予算統制が十分でないために税金のむだ遣いが増加するという仕組みを改めるのが本当を言えば行政改革の目的だ、こう私は考えるのですけれども、政府の見解はどうなのです。これは本當言うと次官へ聞くのだな。

○塙原政府委員 先生の大変貴重な御意見でございまして、前々から委員会で先生の御意見を私ども拝聴させていただいて勉強させていただいているわけでございますけれども、さらに勉強させていただきたいと思います。また、具体的な政府側の意見につきましては政府委員の方から御答弁させていただきます。

○阿部(助)委員 これは原則的に一般論なのであります。私は、エネルギー関係の特別税だけを言っておるのじゃないのです。こういう形でいつて税金がわけがわからなくなつてくるし、全体の予算の規律が乱れてくる、できるだけやめるべきだといふ原則に賛成かどうか、こう聞いておるだけであつて、そんなむずかしい答弁をいたく必要はないのですが、いかがです。一般論を聞いておるのだから、決算書を見ても全く不明であります。関係者が決算書を見ても全くわからないように決算書をつくつておると私は考へざるを得ない。この機関は全くトネル機関である。そして国会の審議権を形骸化していると私は考へざるを得ない。この点は少し政府も直すべきだと私は思ひますが、いかがですか。これは大臣の方ですな。

○窪田政府委員 新エネルギー機構は五十五年に発足したばかりでございまして、まだ十分必ずしも当初の意図をフルに実現しているとは申せないかもしませんが、現在、石炭資源の開発でございますとか、地熱、太陽エネルギーその他もちろん非常に多種多様のエネルギー開発事業をやつております。これを民間の活力を誘導するようになりますけれども、目的税は好ましからざるものでござりますという見解は私ども持っております。

○阿部(助)委員 いま私が指摘をし政府がお認めになつた行政改革の対象に、何よりも新エネルギー総合開発機構、これを入れるべきだ、こう私は思うのであります。

臨時行政調査会の会長をおやりになつた土光敏夫さんが運営委員長をなさつておるこの機構を廢止して、本当に際限がなくなります

止して、本当に際限がなくなります

手本を示すべきだ、私はこう思つておるわけあります。この機構といふのは一体どういうのだろう。新エネルギー総合開発機構なむちNEDOというのですか、これは出資金が千四百三十四億九千三百万円、この出資金のうちで九九・七%は政府出資であります。ほとんど政府出資なのです。九九・七%は政府出資なのだから、これは政

府機関と同じようなものだと私は考へざるを得ない。

ところが、このNEDOを運営する最高議決機関である運営委員会は、運営委員長の土光敏夫さんを中心として委員七人のうち五人までが電力、石油、銀行の業界代表で構成されておる。そこへ五十六年度一ヵ年だけで四百九十二億四千四百万円の補助金や交付金を支出している。その交付金や補助金がだれに対しどのようを使われたのか、決算書を見ても全く不明であります。関係者が決算書を見ても全くわからないように決算書をつくつておると私は考へざるを得ない。この機関は全くトネル機関である。そして国会の審議権を形骸化していると私は考へざるを得ない。この点は少し政府も直すべきだと私は思ひますが、いかがですか。これは大臣の方ですな。

予算書を見れば予算書で、片方で使い残しの金額がいっぱい残つておる。ところが、予算の方を見ると、そこへばつと金が行つて、そこからどう行きつたのかさっぱりわけがわからない。

予算書を見れば予算書で、片方で使い残しの金額がいっぱい残つておる。いよいよ聞くと、その差額は債務負担行為で、行き先が決まっておる、だから載せないので。それならその説明をちゃんと見てわかる議員があつたら、私はお目にかかりたがいられないであります。いよいよ聞くと、その差額は債務負担行為で、行き先が決まっておる、だから載せないので。それならその説明をちゃんとしなければいかぬです。数字に明らかに残つた金と次の年に繰り越す金が違うなんという、違つたら違つたぐらいいことを説明をつけないで、国

会議員はどうせ勉強しないからわからないだろうといふことでおつくりになつておるととか思えないと、さっぱりわからない。

ただ、私にわかつたのは、この金がみんな大企業の方へだけ行つておる、これだけはわかつた。これはひどいですよ。しかも財界の代表ばかり集まって、行く先はみんな大金持ちの方へばかり、会議員はどうせ勉強しないからわからないだろうといふことでおつくりになつておるととか思えないと、さっぱりわけがわからないなんという、こんな不明朗なやり方は、私は許すわけにはいかぬと思うのです。もう少しその辺を明快に、特に民間のこういう人たちが差配をふって金をふりまくという場

合になれば、なおさら経理、会計は明快にすべきです。それは、皆さんの中には単年度主義というものの弊もあります。それも承知です。それなりの説明をしなければいかぬ。会社の経理は、大企業の経理だつてなかなかわかりにくいであります。だけれども、有価証券報告書だとその附属書を見れば、素人の私だつてある程度はわかる。借入金がある。どこから何ぼで借りたのかわけがわからぬ。補助金を出した。それだつてさっぱりわけがわからぬ。どこへどういう金が出ているのか。これはつかみ金を出しておると言つても過言ではない私は思う。しかも補助金は御承知のように課税対象にならないのですよ。こんなにありがたい金は財界が何ぼでももらつて、こんなにうまいことはない。

で、私は、大平行革のときにたった一つ認めた機構としてはいいものを認めたな、それで日本社会党様におかれまして、国会では賛成していただけたかなと思っておつたら、残念ながら反対でございました。しかし、大変に前向きの検討が行われていいものができた。後から五現業のうちのアル専が入ってきたときには、私は多少違和感と申しますか異質なものが入り込むような感じがせぬでもございませんでしたけれども、それはそれなりの合理性がまたあつたではなかろうか。このところは余り詳しくございません。

だから、会計の仕組みそのものは確かにむずかしい仕組みになつておりますので、阿部先輩は頭がよろしくござりますからわかりますが、私も余りよくわかりませんけれども、総体的には、あのとき認めた唯一の機構として大変にその成果を發揮し、代替エネルギー開発で世界に冠たる地位をまさに築きつつあるというよう理解をしておきます。

阿部助)委員 大臣、それはこれだけの金をつぎ込める何がしかの成果を上げるだろう。政治に

何ばかりめ過ぎであつたかもしませんけれども、以上、感想とお答えをいたします。

○阿部助)委員 大臣、それはこれだけの金をつぎ込める何がしかの成果を上げるだろう。政治にしろ経済にしろ、片方動けばマイナスもあればプラスも出てくる。風吹けばおけ屋がもうかるような話もある。それはわかります。だからといつて、こんな機構をつくらなければやつていけないというわけではないです。しかも非常に不明瞭になりがちな機構だと私は思う。それで、金の行つた先がさっぱりわけがわからぬ。この予算書や何かを見ましても、何とか関係で幾

國民の税金をこういう形で使うことに、より大きな問題があると私は思うのです。金をつぎ込めばつぎ込んだだけ、研究や何かに便利になるだろうといふこともわかります。アメリカのメジャーのような大きな企業でないと研究費が組みにくく

という点もあるでしょう。いろいろな点はある。だから、補助金として出すなら出しなさい。それはまたその時点で検討するけれども、絶対に出すなど私は言つておるのぢやない。出すなら出すでいいけれども、大衆の税金を使ってこんなわけのわからないトンネル会社、トンネル機構。しかも、このメンバーを見たところで、私たちにはどうにも納得のできない財界人だけで、その金がまた財界の方に流れるとすればお手盛りにはあたらないません。こういう不明朗な税金の使い方は許されない。だから私はやめなさいと言うのです。

大臣や皆さんのは、つくつたらつくつただけの何がしかの成果があつたとおっしゃるけれども、それはあつたと思うでしょう。なければおかしい。これだけ大きな金を使つて何も成果がなかつたと言つたら、それこそ税金のむだ遣いなんです。そんなことはない。だけれども、もう少しお明快なやり方をするならば、こういう機構をつくるべきではない。こういう人たちは参考意見として意見をお伺いするのは結構だけれども、この人たちが主にかつおぶしを預けたようなものだ。こういうのはやめた方がいい。

そういう点で、剩余金がある、使い残しがある、しかも、これからどうなるかという明快な計画も何もわけがわからぬという中で、いま直ちに増税に踏み切るということは、私は何としても合意がいかないわけであります。自民党は多数でこれを押し切るのをしようけれども、私は納得がいかない。

そこで、時間も迫つたようありますので、最後に、もう一遍電源立地勘定についてお尋ねをしたいのであります。

最近の新聞、これは日経でありますけれども、財政は大体二十三億円。原発二基がつくられる

ことと言われておる。こんな巨額な交付金の支出は、原発建設の決まつたすべての自治体に大体共通であります。どうしてこれだけ巨額の交付金を払わなければならないのか、私は改めてお伺いします。そして、その効果はどうのうございましたか、あわせて御答弁を願いたいの

○小川政府委員

最初に、御指摘のありました上関のケース、これは計算上は、もし建設に入りました着工いたしますとこの制度が発動されるということでございまして、発動されますと、確かに原発の所在市町村につきましては二基分の発電所建設ということになりますと七十億という御指摘の数字になるということでございます。ただ、現時点でまだその着工が決まっておりませんから、観念的な計算でございます。

御質問のその交付金、果たして効果が出ておるかというところでございますが、立地交付金の趣旨が、先生十分御案内のところでございますように、もともと公共施設所在市町村及び隣接市町村の公共施設の整備を図ることによって当該地域の住民の福祉を高める、そのことが地元住民の理解と協力を得る趣旨のものとして創設されたところございまして、具体的な効果と申しますと、いろいろな態様で、道路だと上水道だと社会福祉施設とかいろいろなものがつくられて、これらがつくられるのは、整備計画という形のもとに県知事のもとで市町村の意見が入れられて、最も地元ニーズとして欲するものを選んで、それにこの交付金を充てるという形で行われてきておりまして、そのことが地元のニーズをそれなりの金額だけ充足してきたことによつて原発の立地が円滑に進んできましたものという意味で効果が上がつておると私どもは考えております。

○阿部助)委員 公民館ができるり道路がよくな

いて、絶無とは言わないけれども、原発のできる地域の近くに余り工場は来ないのですよ。雇用関係はさっぱり伸びない。これは現実なんだ。だからこれだけ、年間二十三億の予算のところに、一年間ではないけれども七十億もつぎ込むということは、将来この町の財政やいろいろな面でマイナスというものがまた大きく出てくる危険性を持つております。

○竹下国務大臣 大変むずかしい政治論でござります。例は確かにございます。が、要するに、われ国の国民性のよつて立つ唯一の被爆国民たるという感情から原子力発電そのものに対するアレ

ルギー、そういうものに対しても安全性のより深い理解、そういうことを求めながらもろもろの努力をなされる中に、原子力発電の持つ国家全体に裨益する点のその地域に住む住民の一つの郷土意識の走着と、いろいろなことから交付金制度というものがでてきて、まあ確かに交付金があるからいいじゃないかと言う。しかし、あの市長さんは当選されましたけれども、そういうようなことが出ておつたことも私も承知しておりますが、総合的に考えた場合に、安全性の普及と同時に、やはり立て立地市町村が、国家的使命を理解しつつも、ふるさと意識を確立していくためのもう一つの環境整備が行われることは好ましいではないか。ただ、それがいわば巨額な投資の中にイギリス病的性格を将来帯びるようなことがあってはならないというのでは、私どもも意を用いておかなければならぬ点ではあるというふうな認識を持つております。

○阿部(助)委員 どうもさっぱりわかりません。

そうして、建設の確定から工事完了までの交付

金、その後の固定資産税の収入、自治体の収入は飛躍的に増加をいたします。しかし、固定資産税というのは、原発の場合なんというのは非常に加速的に償却をいたしておりますから、年ごとに固定資産税の収入は激減をしていきます。自治体は以前の貧乏町村に戻る。施設をつくりあるいは財政の浪費、もうこれはならわしなくならぬとへ戻らぬとの同じであります。

そういうことで、結局さらにはまた国に補助金を

求め、その結果電源開発促進税の増税による電気料金の値上げにつながっていくのじゃないだろうか。電源立地特別交付制度はその顕著なあらわれだと私は思う。また、乱造された施設の維持費はこの会計制度を無制限に膨張させる仕組み、どれだけ私に思ひます。地域社会の破壊、住民負担となつてきます。地元社会の破壊、住民自治の侵害、たかりによる人心の荒廃、加えて、この会計制度を無制限に膨張させる仕組み、それをとつてみても電源開発促進対策特別会計は速やかに廃止すべきだと思います。特に、電力需要が緩

み、設備投資の見直しが必要になつて今日、増税ではなくに基本的な見直しをする絶好な機会だと私は考えます。私は、政府にもう一遍再検討をされることを望んで質問を終わります。

○森委員長 柴田弘君。

電源開発促進税の税率の引き上げの問題について御質問いたしますが、やはり政府の基本姿勢といたしまして、増税よりもまず歳出削減、これが基本姿勢であらなければならないわけあります。今回の税率引き上げは最終的には消費者にはね返つてくるわけでございます。安易に行うべきではない、このように考えます。

今回の税率引き上げを見てまいりますと、いわゆる下期からの引き上げ、こういうこととあります。ですから、私は、少なくとも何とか歳出を抑制をして、増税を行わずに対処すべきではなかつたかというような気がしてならないわけでございましたが、まず、歳出抑制にどのような努力をされてきたのか、お伺いしたいわけであります。

今回の電源開発促進対策特別会計予算を見てま

りいましても、電源立地勘定では確かに前年度比マイナス十四億円歳出を抑え込んだ形になっておりますけれども、多様化勘定は百二十二億円も増加しているわけであります。歳出を削減する余地があつたのではないか、こんなふうに思うわけでございますが、この歳出削減、抑制の努力、これにつけてお伺いをしてみたいと思います。

○柴田委員 いろいろ御答弁をいただいたわけでございますが、国民の目から見てまいりますと、今回原油値下げがありました。電力の需要も伸び悩んでいる。そこへ税率の引き上げが実施されると、すなわち、原油値下げは電力会社に対して輸入代金の減少など経費の軽減をもたらしたわけであります。そして電力料金の値上げ要因であるこの税率引き上げが今回行われている、こういうことを前提条件として、今回のこの引き上げに対してもこれが下がれば当然それは消費者に利益還元といふ形でしなければならないわけあります。そのための理解を得るような説明というものがなされなければならない。

この税率引き上げは、先ほど申しましたように、最終的には消費者に負担転嫁をされるものでありますから、そういった電力料金の問題についても国民にしっかりと説明をしていかなければなりません。それでもなくては今回の税率引き上げ

というものは国民の理解というものは得られない、私は、こんなふうに考えております。そこで、お伺いいたしますが、まず政府としては、大藏大臣にはちょっと無理かもしれないが、通産省で結構ですが、原油値下げについては計画を二年繰り延べております。その他の、たくさんある項目について計画の一年ないし二年の繰り延べを図りまして、極力抑制を図つてもらつたところでございます。

○柴田委員 ありがとうございます。今、税率引き下げをしておりまして、たとえば技術のうち地熱探査技術等の確証は計画を二年繰り延べる原子力の対策のうち遠心分離機とか化学法ウラン濃縮等々については計画を二年繰り延べております。その他の、だくさんの項目について計画の一年ないし二年の繰り延べを図りまして、極力抑制を図つてもらつたところでございます。

○川崎委員 ただいま御答弁申し上げました

ように、燃料費は確かに原油価格の下落によりま

して減少はいたします。しかしながら、電力会社

の方の収支ということで考えますと、一面におき

まして、人件費であるとか修繕費であるとか資本費、こういった確実なコスト上昇要因もございま

す。それから、さらに重要なことは、この五ドルの引き下げの状況が一体いつまで続くのか、どの程度の期間これが続くのかというの、まだ現段階では不透明なところが非常に多くございます。

さらに、為替レート、あるいは電力には特有の問題といたしまして雨の降り方、つまり出水率の動向といふようなものが非常に電力の収支に影響を与えてまいります。

したがって、こういう不確定要因もございますので、原油価格の引き下げ、つまり燃料費の減少が直ちに電力会社の収支の好転に結びつかかうか、この点につきましては、いましばらくその要因を見守っていく必要があるうかと思います。したがつて、電気料金の取り扱いは、こうした諸要因の動向を見きわめて慎重に判断していく必要があります。だと、われわれは理解しております。

○柴田委員 確かに資本費、人件費あるいは将来の動向というのが不透明だということはわかります。だが、いまの御説明では国民の皆さんにはわからないと思います。将来どうしていくのかと

いう、そういうものがない限りはやはり御納得はいただけないと私は思います。そういう意味において、今回のこの税率の引き上げというものについても私どもは賛同するわけにいかないわけでございます。

そこで、次に進みますが、今回のこの引き上げ、するからには、確かに石油資源の有効性を考えていました場合、エネルギー対策の円滑な実施をするためにも、私は、財源確保をするということは、これは必要だと認めます。しかし、現在のよ

うな厳しい財政事情のもとにあります。エネルギー対策といましても、この施策の有効性を十分に吟味した上で、支出の重点的な効率化といふ問題があると思いますが、これは十分に御検討なさったのかどうか、この辺の考え方はどうでしょ

うか。これは大蔵省として十分な御検討をなさったのかどうか。

○竹下国務大臣 前提としてという文言がございますように、歳出についても、こういう時代でございますので厳しく抑制をしたつもりでございます。

○柴田委員 原油値下げのメリットがあるといふことでも、それを単純に代替エネルギー開発投資に向けるとか電源開発促進税を頻繁に引き上げるというような安易な考え方では困るわけであります。だから、先ほど申しましたように、最終的に一般消費者が得るべきメリットを先取りしてしまうということもやはり問題があると思います。

○竹下国務大臣 「委員長退席、中西(啓)委員長代理着席」だから今回、の引き上げによつて、今後相当の期間増税のないように、しっかりと努力を図つていただければと思ひます。

○柴田委員 確かに資本費、人件費あるいは将来の動向というのが不透明だということはわかります。だが、いまの御説明では国民の皆さんにはわからないと思います。将来どうしていくのかと

いう、そういうものがない限りはやはり御納得はいただけないと私は思います。そういう意味において、今回のこの税率の引き上げというのについても私どもは賛同するわけにいかないわけでございます。

そこで、次に進みますが、今回のこの引き上げ、するからには、確かに石油資源の有効性を考えていました場合、エネルギー対策の円滑な実施をするためにも、私は、財源確保をするということは、これは必要だと認めます。しかし、現在のよ

うな厳しい財政事情のもとにあります。エネルギー対策といましても、この施策の有効性を十分に吟味した上で、支出の重点的な効率化といふ問題があると思いますが、これは十分に御検討なさったのかどうか、この辺の考え方はどうでしょ

うか。これは大蔵省として十分な御検討をなさったのかどうか。

○竹下国務大臣 最初に申しましたように、安易に税率引き上げ等に頼ることは厳に慎むべきだと思っております。

○柴田委員 通産省にお聞きをしてまいりますが、エネルギー政策の問題ですね。

○PPECの原油引き下げがありました。こうい

うたした情勢の中で、あなたの方の諮問機関である総合エネルギー調査会の場で、長期エネルギー需給の見通し、それからエネルギー政策の総点検といふことをなされた。これは御検討を始められた。

質問の骨子は、いろいろと総点検をしていただきますが、私も見ていてるわけでございますけれども、基本的に問題は四点あるわけですね。今後の見通しをなされた。これは御検討を始められた。

○竹下国務大臣 安易に目的税だとの性格を持つからといつて増税志向をすべきものではない、これは、私は意見は別に相違はないと思っております。

○柴田委員 今後どうですか、大臣。これを今度上げますね。

私は、根本的に問い合わせるかどうかという点でございますけれども、私どもが昨年三つ目には、どのようなテンポで石油依存度の低減を図るべきか。四つ目には、情勢の変化に耐え得る強靭なエネルギー産業をいかに確立するか。五つ目には、どのようないかにその低減を図るか。

○川崎政府委員 お答え申し上げます。

確かに、原油価格の五ドル低下、そういうた

くいう筋からいつて、御理解をいただける問題

となく自分たちの責任で将来に資産を残していくかどうか、もしそうでないならば、これは一体

が、答申によつては、政府のエネルギー政策といふたしまして、わが国のエネルギー政策のあり方を根本的に問い合わせる、私は注目すべきことであります。しかし、現在のよ

うな厳しい財政事情のもとにあります。エネルギー対策といまでも、この施策の有効性を十分に吟味した上で、支出の重点的な効率化といふ問題があると思いますが、これは十分に御検討なさったのかどうか、この辺の考え方はどうでしょ

うか。これは大蔵省として十分な御検討をなさったのかどうか。

○柴田委員 いまおつしやいましたように、去

年の四月、調査会が発表いたしました長期エネルギー需給見通しですね。これは昭和四十二年以後七回目の改定をされている。やはり現実との間に

構造というのは脆弱である、そういうことで脱石油、したがつて代替エネルギー政策をもつと推進していく、こういう従来の代替エネルギーの開発導入を柱とするエネルギー政策、これには基本的な変更は加わらないものというふうに考えておりま

す。だから、需要供給のバランスが崩れることもある

るわけです。しかし、今回の見通しもまたこの秋には改定されるということですね。やはり需要の分析があいまいといいますか不十分である、私はこんなふうに思つておるわけあります。これは指摘だけにとどめておきます。答弁は結構です。だから、今回やられるについても、その辺のことろもしつかりとやつて、確かな見通しを立てていくことが必要ではないか、こんなふうに私は考えております。これは御指摘だけしておきます。

あと時間がなくなつてしまひたので、ちよつとほかの問題で、きのう時間がなくなりましたので、郵便貯金の問題で、率直な大臣の御見解を伺つておきたいわけであります。

私は、かねが思つておりますが、今日の個人預金に占める三〇%、七十六兆円、これはわが国民経済の発展、活性化という問題からいって、これは異常な事態である、こういうふうに考えておりまして、臨調答申にもあります、これも誠実に最大限実行するということであるわけでありま

すが、今後の郵便貯金事業、郵貯問題を考える場合には、民間金融機関の預貯金サービスの努力がまず前提になることは確かでありますけれども、やはり從来のようないわゆる郵貯拡大路線ではなく、民間との共存共榮、國民經濟全体の利益を重視した運営に切りかえていかなければいけない、こんなふうに基本的に考えておるわけであります、この辺はいかがでしょうか。

○竹下国務大臣 いま柴田委員がおっしゃったことに、原則的に私も同意をいたします。

率直に申しまして、民間金融の補完的立場といふことであろうと思うのです。しかし、いまも御便局さんよこんにはどうよなうな感じを生んだ反省の原点に立つて行わなければならぬじやないか。

したがいまして、この問題につきましては、率

直に申しまして、確かに今までの歴史的経過の中でもむずかしい問題があろうかと思います。郵政事業の原点にさかのぼつてみると、安いが國が倒れなければこれは倒れないということから、金利はある程度他の民間金融に比較して低いがより安全であったと書いてあるごとく、細民の預金を集めることで出発したわけでございますけれども、一方、そのときにあつたもうもうの市中金融機関というは統廃合を何回か重ねています。そういう歴史的経過の中で解決されなければなりませんから、一概にこれはばっさりということはなかなかむずかしいかなというふうに思いますが、臨調答申きちんと指摘していただいておりませんから、一概にこれはばっさりということはございましまようか、そういう中できちんと対応していかなければならぬ問題だ、原則論は大体一轍だと思っております。

○柴田委員 きのうも総理がおっしゃつておりましたが、やはりこれは郵政、大蔵の間で調整されないのでございましまようか、そういう中できちんと対応していかなければならぬ問題だ、原則論は大体一轍だと思っております。

○中西(啓)委員長代理 米沢隆君。

○米沢委員 本法に関連いたしまして、若干の質問をいたしたいと思います。

電源開発促進税の税率の引き上げの背景、またはその必要性につきましては、現在の仕組みを前提とする限り、電源三法の制定趣旨からいたしましても私どもは十分に理解をしなければなりませんが、現在の電源開発促進税とその特別会計の仕組みを考えました場合、総論的に言えますことは、初めて電源開発促進対策の需要があり、かかる後方にその費用充當のための電発税が決まるという関係を見ますときに、相対的依存関係からいたしまして、いずれもある種の制約があるようと思われます。すなわち、需要が大きくなり過ぎると電発税の大額な引き上げとなり、電力コストの増大となつてはね返る、電発税の引き上げに神経質になりますと今日においてなされねばならない対策がなされなくなるという相対的な制約が生じることになると考えます。

現行の仕組みは需要と電発税の額に國民の納得できる整合性が保たれておれば問題はないにせよ、時と場合によつては電源立地や多様化に支障を來すことにならないかという心配が出てくるわけがあります。つまり、電発対策が電発税のみに依存する脆弱性とでもいいまようか、あるいは國民の期待にこたえられない事態も起り得るのではないかという危惧も出てくる可能性があると考えるわけあります。この特別会計の仕組みは一体問題はないと言えるもののか。でき得れば、財政多端の折からいますぐではないにせよ、單に電発税に依存するだけではなくて、一般会計あるいは石油税等からのこの特会への繰り入れ等のできる仕組みに再編成されるべきであると思う

歴史的な経過がある。だから、私はいま大蔵大臣でございますから、民間金融を所管事項の中に抱えるものとして志向された方向に沿つてこれからも努力していかなければならぬというふうに思つております。

○柴田委員 終わります。

○中西(啓)委員長代理 米沢隆君。

○米沢委員 本法に關連いたしまして、若干の質問をいたしたいと思います。

電源開発促進税の税率の引き上げの背景、またはその必要性につきましては、現在の仕組みを前提とする限り、電源三法の制定趣旨からいたしましても私どもは十分に理解をしなければなりませんが、現在の電源開発促進税とその特別会計の仕組みを考えました場合、総論的に言えますことは、初めて電源開発促進対策の需要があり、かかる後方にその費用充當のための電発税が決まるという関係を見ますときに、相対的依存関係からいたしまして、いずれもある種の制約があるようと思われます。すなわち、需要が大きくなり過ぎると電発税の大額な引き上げとなり、電力コストの増大となつてはね返る、電発税の引き上げに神経質になりますと今日においてなされねばならない対策がなされなくなるという相対的な制約が生じることになると考えます。

現行の仕組みは需要と電発税の額に國民の納得

わかれでありますが、当局はどのように判断されるのか。言い方を変えれば、目的税と受益者負担の見地からだけでは将来問題が生じることにならないか、所信を伺いたいと思います。

○塞田政府委員 御趣旨は理解できますけれども、一般会計がいま非常に窮屈しておりますし、今後当分の間大変な窮状が続くと思います。したがつて、これを一般会計依存の形に切りかえればもつと歳出は苦しくなるのはなかろうかと思ひますので、まだ現在のところは、いまの制度が最も適当ではないかと考えております。

○中西(啓)委員長代理 米沢隆君。

○川崎政府委員 ただいまの御質問に対する当省の見解でございますが、基本的には大蔵省の御答弁に賛成でございます。

ただ、私どもの方といたしましては、もう一

つ、今回お願いしております税率の引き上げにつ

きましては、今後の電源立地それから多様化対策の歳出需要それから電力の方の需要の見通し、この辺を十分勘案いたしまして税率の引き上げ幅を決定したところでございます。したがつて、現在見通し得る限りにおきましては、中長期的観点から見まして必要十分な財源措置をこれで講じられるものと考へております。

○米沢委員 私が申しますのは、現在のこの制度

を単に一般会計に依存しようという議論じゃあり

ません。現に一般会計が大変厳しい折から、一般

会計に依存しては逆に安定的な財源を確保できな

いといふことはよくわかりますが、設立当初にも

問題になりましたように、将来において単に電力

だけにひっかけることはいかがなものだろうか、

やはり幅広く、特に石油代替エネルギーの開発等

については石油税あたりが充當されても筋として

は何もおかしくない。時と場合によつては一般会

計からも充当するという姿勢みたいなものがない

と、結局需要がふくらめばまた税率の引き上げに

つながつていて、何かしら歯どめがないという

ところに問題があるような感じがする。そういう

書を銀行局と郵政省と両方から取り寄せますと、全く違った答弁書ができるぐらい、やはりそこに

意味で、この仕組みそのものも将来的には検討されるべきものではないか、そういう議論をしているのであります。大臣の見解はいかがですか。

○竹下国務大臣 そもそも国家財政なんかなく富の再配分とも言うべき歳出がそれぞれの政策選択の順位によって行われる場合、その財源たるもののは必ずしもその本質から言えば好ましいものではないが、それが局限された受益者という場合においてはまだそれなりの意義は存在するであります。したがって、いわゆる石油代替エネルギーの開発などということになれば、局限的な受益者ではなく国民全体あるいはむしろわれわれの子孫まで影響を受けるものであるだけに、目的税としてこれをやるよりも、むしろ窮屈した中においても一般財源等で充当すべきだというようなもうもろの議論を確かに重ねてきたわけですね。私は、それは一理あると思っております。

しかし、いまの非常に窮屈した時点の中において、いま受益者がすぐ還元を受けるという立場でなくして、将来の子孫がむしろ利益するためにも一つの目的税として拠出するということはそれなりの、とくに赤字公債でやれば将来にづけを回す、いわばいまの負担によつて将来に利益を持つという、あの時点においてはある種の、いま生存する生きとし生ける者としては一つの非常にいい税制のあり方だというような議論の末こうなつたわけございまして、私は、米沢委員のおっしゃる意味は非常によく理解できますが、いまの場合、この目的税がそれに対応するものとして適当であろう。そして、将来の課題としての提言といふものは、われわれも踏まえていなければならぬ課題ではあるといふふうに認識をしております。きょうどうという問題ではございませんが、一つの考え方の流れとして私どもも十分理解できています。

○米沢委員 今回の税率の引き上げの提案は、昭

和五十五年の五月に一千キロワットアワー当たり八十五円から三百円に引き上げたところから、わずか三年目にしての引き上げ提案でありますね。その制度が発足するときには、電力需要が伸びない税も貯まるべきものではないが、それが実際にやっていくと、税率はほぼ同じでもやっていけるなんということの順位によつて行われる場合、その財源たるもののはいわば無色の財源、すなわち、一般的の色のつかない税で貯える、それであつてこそ初めて政策選択の彈力性もある。したがつて、目的税というものは必ずしもその本質から言えば好ましいものではないが、それが局限された受益者という場合においてはまだそれなりの意義は存在するであります。したがつて、いわゆる石油代替エネルギーの開発などということになれば、局限的な受益者ではなく国民全体あるいはむしろわれわれの子孫まで影響を受けるものであるだけに、目的税としてこれをやるよりも、むしろ窮屈した中においても一般財源等で充當すべきだというようなものもろの議論を確かに重ねてきたわけですね。私は、それは一理あると思っております。

しかし、いまの非常に窮屈した時点の中において、いま受益者がすぐ還元を受けるという立場でなくして、将来の子孫がむしろ利益するためにも一つの目的税として拠出するということはそれなりの、とくに赤字公債でやれば将来にづけを回す、いわばいまの負担によつて将来に利益を持つという、あの時点においてはある種の、いま生存する生きとし生ける者としては一つの非常にいい税制のあり方だといふふうに認識をしておりま

す。したがつて、電力需要が伸び悩んでおりまして、これが、実は今回お願いしておられたようにもいうべきな説明があつたにもかかわらず、わざか三年目にしてこういう提案がなされる。そういう意味で、私どもも、もしこの法案が成立することになりますれば、これは今後の対策費用のかんにかかるわけがありますが、本当に今後何年間も、これから先税率の引き上げはしなくていいのか。この法案が通れば今後数年間にわたって引き上げはしなくていいのかという、そのことの約束がないとどうも歯どめ論にならない。何かノーノードロにするする税率引き上げ、需要が拡大する、また引き上げというイタチごっこになる可能性がある。そういう点で、歯どめについてどういうふうな考え方を持っておられるのか。

○川崎政府委員 先ほど御指摘の五十五年の三十銭への値上げのときは実は多様化勘定というものを作設いたしまして、一キロワットアワー当たり二十一銭五厘の増税をお認めいただいたわけでございます。

そのときに私ども、歳出の長期的な需要見通しというのを立ててございますが、実は今回三年後で税率引き上げということに相なりました中身を見込んでおきますと、約四千億弱というものが立地勘定の方の歳入は電源開発促進税収で約三千八百億円強、このうち税率の引き上げ分が千七百億ということでござります。剩余金を百億ぐらい見込んでおきますと、約四千億弱というものが立地勘定の歳入ということに相なるうかと思ひます。それに見合います歳出の方でございますが、立地促進対策交付金、これが二千億円強、立地特別交付金、これが六百億円強、それから水力発電施設周辺地域交付金、これが二百億円程度、原子力発電安全等対策費、これが千百億円、これで大体四千億弱の歳出となります。

それから多様化勘定の方でござります。同じ五年先の見通しでやつてみましても、当時から比べますと六十億円ぐらいふえているだけでございまして、歳出の方はほとんど差がございません。これは、一つには、われわれとして歳しく歳出の見直し、重点化を図つたところからきたものでござります。

ただ、一方、景気の停滞でござりますとか電力に対する省エネルギーの進展、こういったものがあります。

ございまして、電力需要が非常に伸び悩んでおります。したがつて、当時私どものつくりました歳入見通しと比較いたしますと、当面五年先までの間で約千六百億ほど歳入需要が落ちるということです。それで、いかにも税率はそう安易に伸びていませんよといふうな説明があつたにもかかわらず、わざか三年目にしてこういう提案がなされる。そういう意味で、私どもも、もしこの法案が成

立することになりますれば、これは今後の対策費用のかんにかかるわけがありますが、本当に今後何年間も、これから先税率の引き上げはしないでいいのか。この法案が通れば今後数年間にわたって引き上げはしなくていいのかという、そのことの約束がないとどうも歯どめ論にならない。何かノーノードロにするする税率引き上げ、需要が拡大する、また引き上げというイタチごっこになる可能性がある。そういう点で、歯どめについてどういうふうな考え方を持っておられるのか。

○川崎政府委員 先ほど御指摘の五十五年の三十銭への値上げのときは実は多様化勘定というものを作設いたしまして、一キロワットアワー当たり二十一銭五厘の増税をお認めいただいたわけでござります。

そのときに私ども、歳出の長期的な需要見通しというのを立ててございますが、実は今回三年後で税率引き上げということに相なりました中身を見込んでおきますと、約四千億弱というものが立地勘定の方の歳入といふことにはなるうかと思ひます。それに見合います歳出の方でございますが、立地促進対策交付金、これが二千億円強、立地特別交付金、これが六百億円強、それから水力発電施設周辺地域交付金、これが二百億円程度、原子力発電安全等対策費、これが千百億円、これで大体四千億弱の歳出となります。

それから多様化勘定の方でござります。同じ五年先の見通しでやつてみましても、当時から比べますと六十億円ぐらいふえているだけでございまして、歳出の方はほとんど差がございません。これは、一つには、われわれとして歳しく歳出の見直し、重点化を図つたところからきたものでござります。

導入促進に当たるものでござりますが、これが七百五十億円程度、それから石炭火力の導入促進あるいは石炭転換等を進めますので七百億円程度、それが新エネルギー等の技術開発で九百五十億円程度、原子力で四千七百億円程度、合わせまして歳出が七千百億円という程度になります。

これは五十八一年度の見通しでございまして、私どもとしては、先ほども申し上げましたようにもいうべきな説明があつたにもかかわらず、わざか三年目にしてこういう提案がなされる。これは五十八一年度の見通しでございまして、これが実は今回お願いしておられます。この増税をお認めいただきと、大体五年先程度のものはこれで現在の中期的な歳出需要を賄えるもの、そういうふうに見通しておられます。

では、この増税をお認めいただきと、大体五年先程度のものはこれで現在の中期的な歳出需要を賄えるもの、そういうふうに見通しておられます。

では、この増税をお認めいただきと、大体五年先程度のものはこれで現在の中期的な歳出需要を賄えるもの、そういうふうに見通しておられます。

それから多様化勘定の方でござります。同じ五年先の見通しでやつてみましても、当時から比べますと六十億円ぐらいふえているだけでございまして、歳出の方はほとんど差がございません。これは、一つには、われわれとして歳しく歳出の見直し、重点化を図つたところからきたものでござります。

ただ、一方、景気の停滞でござりますとか電力に対する省エネルギーの進展、こういったものがあります。

○米沢委員 さて、この立地勘定についてであります。まず、電源三法の成立以来、経緯を見ますと、たとえば整備法の施行令の改正が何回となく行わ

れております。昭和五十二年の施行令の改正で

は、商工業に係る共同利用施設を追加する。五十三年の五月十九日には、法適用施設の範囲拡大と
いうことで水力が一万キロワット以上が五千キロ
ワット以上になり、五十五年の六月には、やはり
同じく法適用施設の範囲拡大ということで、水力
が五千キロワットになったものが今度は一千キロ
ワット以上になる。五十六年には電力移出県等交
付金及び水力発電施設周辺地域交付金の追加、五
十六年の八月には原子力発電施設等周辺地域交付
金の追加、五十六年の十一月には法適用施設の追
加として高速増殖炉用燃料加工施設が追加され
る。五十七年の八月にはまた産業の振興に寄与す
る施設として工業団地、工業用水道が追加され
る。次から次に交付金を出す対象施設がふえてお
る。

これは、それなりの理由はあったのだ、そう思
いますけれども、今年度も、御案内のとおり、要
求段階では交付金の対象施設として交通施設の追
加が予定されていたというふうに聞いております
が、結局これは見送られました。それでも当局と
しては、産業施設の解釈拡大によつて、農業、水
産、工業各試験場の追加や幼稚園、レジャー施設
の追加など、通達で行える範囲内で弾力的運用を
図ることによって実質的な拡充を図つていく方針
である、こういうふうに聞いておるわけでありま
す。

こういう流れを見ておりますと、それなりの理
由はあつたにせよ、一体どこまでこの追加は続い
ていくのかということが大変危惧されるわけで
す。追加すればするほど、それは周辺地域の皆さ
んの理解は進むかもしれませんけれども、しかし
、それはそれなりの合理的判断があつてしまかる
べきものだ、私たちはそう考えるわけでありま
す。

そういう意味で、いろいろと今回も見直し等を行
つたというよう言われておりますけれども、
今後こういう追加需要というのが一体どこまで範
囲が広がっていくのか、現在の段階で予定されて
おるものは何があるのか。それ以外もう追加はし

ないといふぐらいのことを言うてもらわないと、いまおっしゃつたように、あと五年間ぐらいは需給が大体バランスするということを信じるわけにいかない。その点、いかがですか。

要になつてしまひまして、そういう意味で法の適用対象を小さくしていったことがございまします。

たりの確認をいただきたいと思うのです。
○川崎政府委員 先ほど御説明いたしました数字の中には、新規の政策というものは、特に立地勘定については何も織り込んでおりません。

○川崎府政府委員 電源開発は、電源設備が設置でき
れます地元には、経済的・社会的な非常に大きなイ
ンパクトを与えるわけでござりますが、一方にお
いて雇用促進の効果等に乏しいということで、な
かなか地域住民の方々の理解と協力が得られな
い、そういうことで、私どもとしては、こういう
電源三法に基づく制度を導入いたしまして、電源
立地の推進、促進を図ってきているわけでござい

○米沢委員 金額を抑えて、交付金の使い方はどうです。

目的税という性格がござりますので、これに安易に依存することのないよう、つまり、目的税の性格にびつたり合った真に必要なものだけに制度として限つていきたいということで、今後ともそういう方向で慎重に行ってまいりたいと考えております。

私どもはいたしましては、ただいま先生御指摘のとおり、安易に制度を拡充するということは慎んでまいりたい。本当に必要最小限度のものに限って実施してまいりたいという覚悟で今後ともやつてまいりたいと思います。

○米沢委員 最後になりますが、多様化勘定に関して、特に技術開発と原子力に關して質問しておきたいと思うのです。

る施設として工業団地、工業用水道が追加される。次から次に交付金を出す対象施設がふえておる。

これは、それなりの理由はあつたのだ、そう思いますけれども、今年度も、御案内のとおり、要段階では交付金の対象施設として交通施設の追加が予定されていたというふうに聞いておりますが、結局これは見送られました。それでも当局としては、産業施設の解釈拡大によって、農業、水産、工業各試験場の追加や幼稚園、レジャー施設の追加など、通達で行える範囲内で弾力的運用を図ることによって実質的な拡充を図っていく方針である、こういうふうに聞いておるわけであります。

最も住民が望まれるような形での使い方ということが必要だらうと思いまして、現在もそのメニュー方式の形をとつております。ただし、金額の中では抑えております。抑えられた金額の中で、その地域の実情に応じた最も望ましい公共施設等を整備していくだけ、そういうふうな考え方で制度がつくられておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、水力の適用対象を非常に小さくしたということでございますが、これは先生も御承知かと思いますが、水力発電施設は、日本国内では大規模な水力地点というのがだんだんなくなつて、非常に小さな、小水力の開発ということが重

でも、本当に厳格な、それなりの大方の皆さんのが納得できるような中身でないと理解してくれないのでないかという感じがしてなりません。

そういう意味で、私がいま申し上げているのは、今後、五年の需要計画をいま大体説明をいたしましたけれども、実際これから先税率の引き上げにつながらないかどうかという議論の際には、必ず新需要みたいなものが、大変なんだからもう出してしまおうじゃないかという形で、言葉では一生懸命厳格にやるとなおしきつても、実際の場合にはかなり安易に出されてくる可能性があるということを大変心配しております。再度そのあ

○川崎政府委員 新エネルギーあるいは技術開発という分野において、国際的に見てどういったレベルにあるかという点でござりますけれども、いわゆる新エネルギーという分野におきましては、日本は国際的に見て非常に高い水準にあると私は理解しております。ただ、中には、歐米諸国特にアメリカに比べて開発段階がおくれて、ある分野も一部にはござります。原子力関連の技術私どもは理解しております。ただ、中には、歐米諸国特にアメリカに比べて開発段階がおくれて、という点につきますと、発電関係、つまり現在の軽水炉に関しましては、豊富な運転研究を踏まえまして開発も十分進んでおりますけれども、核燃

いうことで水力が一万キロワット以上が五千キロワット以上になり、五十五年の六月には、やはり同じく法適用施設の範囲拡大ということで、水力が五千キロワットになつたものが今度は一千キロワット以上になる。五十六年には電力移出県等交付金及び水力発電施設周辺地域交付金の追加、五十六年の八月には原子力発電施設等周辺地域交付金の追加、五十六年の十一月には法適用施設の追加として高速増殖炉用燃料加工施設が追加される。五十七年の八月にはまた産業の振興に寄与する施設として工業団地、工業用水道が追加される。次から次に交付金を出す対象施設がふえておる。

○川崎府委員 給が大体バランスするということを感じるわけにいかない。その点、いかがですか。

電源開発は、電源設備が設置されます地元には、経済的社会的な非常に大きなインパクトを与えるわけでございますが、一方において雇用促進の効果等に乏しいということで、なかなか地域住民の方々の理解と協力が得られない、そういうことで、私どもとしては、こういう電源三法に基づく制度を導入いたしまして、電源立地の推進、促進を図つてきているわけでございました。したがって、たとえば公共施設等の整備を通じまして住民の福祉向上を図る、それによつて電源地域の地域振興を図つていくというのが、こ

す。
いずれにいたしましても、五十六年度には特別交付金が新たに創設されたりいたしましたが、目的税という性格がござりますので、これに安易に依存することのないよう、つまり、目的税の性格にぴったり合つた真に必要なものだけに制度として限つていただきたいということで、今後ともそういう方向で慎重に行ってまいりたいと考えております。

の内には、新規の政策などいうのは、特に立地勘定については何も織り込んでおりません。私どもいたしましては、ただいま先生御指摘のとおり、安易に制度を拡充するということは憚んでまいりたい、本当に必要最小限度のものに限って実施してまいりたいという覚悟で今後ともやつてまいりたいと思います。

○米沢委員 最後になりますが、多様化勘定に關連して、特に技術開発と原子力に關して質問しておきたいと思うのです。

総括的な質問で大変御迷惑をかけますが、技術開発や原子力の水準、日本の技術の水準は世界の中で一体どういうところに位置しているのか。そ

これは、それなりの理由はあったのだ、そう思
いますけれども、今年度も、御案内のとおり、要
求段階では交付金の対象施設として交通施設の追
加が予定されていたというふうに聞いております
が、吉田二郎は見送らうとして、それで当局に

の制度の基本的な目的になつております。

れによるのだったら差し上げますなんということです。にはならないのでしょうかね、こういうことです。特に、こういうお金を出すこと 자체が、それは確かに必要性もよくわかりますけれども、逆に、これを出すことによって非営利団体がいよいよ

中のでも、日本として強いところと弱いところがあるわけですね。そのあたりの説明をしてほしい。

か、結局これは見送られました。それで最も結局としては、産業施設の解釈拡大によつて、農業、水産、工業各試験場の追加や幼稚園、レジャー施設の追加など、通達で行える範囲内で弾力的運用を図ることによって実質的な拡充を図つていく方針である、こういうふうに聞いておるわけでありま
す。

度から、産業導入のための協議を入れました。これは、産業をその地域に振興するために、たとえば、工業関係や農水産業関係の研究所をつくるとか、そういうたものにこの資金が利用されるような道を開いたわけでございます。

一面において、この電源立地対策交付金といつたものは、やはり地域のニーズに応じた使い方、

これが出すことはよって非常にならないからだ。それが、實際、地域のエゴの中にそういう感覺が頑長されていることは事實ですね。水力発電で水が長生きするといふから金を出せなんという、そんな冗談みたいな話まで金よこせの議論になつておるなんと、いう実態を見ましたときに、少なくともこういう使い方というのと、本当に眞重の上に眞重を期す

も宣伝力を活用していろいろ声が大勢大きくなるのはあります。ばらばらやつても、いろいろ投資効果みたいなものに関しては問題がある。

こういう流れを見ておりますと、それなりの理由はあつたにせよ、一体どこまでこの追加は続いていくのかということが大変危惧されるわけであります。追加すればするほど、それは周辺地域の皆さんの理解は進むかもしれませんけれども、しかし、それはそれなりの合理的判断があつてしかるべきものだ、私たちはそう考えるわけであります。

そういう意味で、いろいろと今回も見直し等を行つたといふように言われておりますけれども、今後こういう追加需要というのが一体どこまで範囲が広がっていくのか、現在の段階で予定されておるものには何があるのか。それ以外もう追加はし

最も住民が望まれるような形での使い方ということが必要だらうと思いまして、現在もそのメニュー方式の形をとつております。ただし、金額の中では抑えております。抑えられた金額の中で、その地域の実情に応じた最も望ましい公共施設等を整備していくだけ、そういうふうな考え方で制度がつくられておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、水力の適用対象を非常に小さくしたということでございますが、これは先生も御承知かと思いますが、水力発電施設は、日本国内では大規模な水力地点というのがだんだんなくなつて、非常に小さな、小水力の開発ということが重

でも、本当に厳格な、それなりの大方の皆さんのが納得できるような中身でないと理解してくれないのでないかという感じがしてなりません。

そういう意味で、私がいま申し上げているのは、今後五年の需要計画をいま大体説明をいたしましたけれども、実際これから先税率の引き上げにつながらないかどうかという議論の際には、必ず新需要みたいなものが、大変なんだからもう出してしまおうじゃないかという形で、言葉では一生懸命厳格にやるとなおしきつても、実際の場合にはかなり安易に出されてくる可能性があるということを大変心配しております。再度そのあ

○川崎政府委員 新エネルギーあるいは技術開発という分野において、国際的に見てどういったレベルにあるかという点でござりますけれども、いわゆる新エネルギーという分野におきましては、日本は国際的に見て非常に高い水準にあると私は理解しております。ただ、中には、歐米諸国特にアメリカに比べて開発段階がおくれて、ある分野も一部にはござります。原子力関連の技術私どもは理解しております。ただ、中には、歐米諸国特にアメリカに比べて開発段階がおくれて、という点につきますと、発電関係、つまり現在の軽水炉に関しましては、豊富な運転研究を踏まえまして開発も十分進んでおりますけれども、核燃

料サイクルにつきましては、なおまだ自主的な確立を図るべく技術開発を相当推進していく必要があるだろうと考えているところでございます。

先ほど総花的というお話をございましたけれども、私どもいたしましては、たとえば新エネルギーといいう分野におきましては非常に企業化が近い、可能性が高いという問題いたしましては、たとえば太陽電池であるとか燃料電池、この辺の分野はそういう意味での実用化がわりあい近いところに出てくるんじゃないかと思っておりまして、この辺に重点を置いて進めてまいりたいと考えております。

○米沢委員 終わります。

○森委員長 正森成二君。

○正森委員 まず最初にエネルギー庁に伺いたいと思いますが、たしか電力施設計画というのがあつて、中央電力協議会というのが提出するようになつておるのですが、二年ぐらいい前には電力量の伸びを年平均で何%ぐらい見ていたか、それがたしかことしの四月十五日には改定が行われたはずですが、それではどのぐらいいになっているか、お答えを願います。

○小川政府委員 お答えいたします。

電気事業用電力量というところでございますが、御指摘の、以前の見通しが年率で四・三%の伸びであるものが、電気事業用電力量で今度の四月に提出されました施設計画によりますと、年率三・二%ということに下方修正されております。

○正森委員 そこで、実際の伸びはどうなつておりますか。私の方で調べてみましたら、石油ショック後の七三年から八一年は二・七%の伸び、そして八年は四・二%の予定だったのがマイナス一・一%、八一年はプラス二・三%というぐらくなつておるようありますが、そのとおりですか。

それからもう一つ、特に大口電力の伸びを見ますと、一九七五年から八一年までは年率プラス一・三%、八〇年から八一年の二年間はマイナス三%ということのようですが、いかがですか。

○小川政府委員 私どもの手元に持っております資料のくくり方がちょっと違うわけでござりますが、先生御指摘と傾向的には一致するようなことになるかと思ひますので、その数字を申し上げたいと思います。

総需要電力量といったしましては、オイルショッ

ク前、四十八年までの七、八年間を平均しますと二けた、一二%の年率の伸びであつたものが、オイルショック直後の四十九年、五十年という二年間が〇・八%の微増という伸びに落ちた。その後、第一次ショックからの回復過程と一応見てのくくりで、五十年をベースに五十四年までの四年間の平均伸び率が五・四%と回復しましたが、第二次ショックの五十五、五十六年の二年間になり

ますとほとんど横ばい、微減のマイナス〇・五と

いうふうに総需要が落ちた。そして、御指摘のよ

うに大口需要の方はその落ちがより激しく落ちて

おりまして、第一次ショック後の、先ほど申し上

げました同じくくりでマイナス二・三%の落ち、

五十年をベースに五十四年まででも、回復したと

きでも三・七%の伸びと低うございますが、それ

でも回復した。ところが、第二次ショックの直後

であります五十六、五十七年という期間をとりま

すと、マイナス三・二%という落ち込みをしてお

る。その後の見込みはどうかというのは、いわば

立ち直りが第二次ショックのこの激減の後に来る

かどうかという点が一つの今後の見方のポイント

にならうかと考へます。

○正森委員 もう一つ伺いますが、電力の適正予

備率というのは大体一〇%前後とされていると承

知しておりますが、七四年は、オイルショックの

後でこれが一挙に一七・一%になり、一九八〇年

で見ますと実に二五・五%になつておるという資

料がございますが、大体そういう数字でよろしい

か。

○小川政府委員 御指摘のとおり、四十九年には一七・一%、五十五年には二五・五%という予備率になりました。ただ、その後五十六年には一

八・九%、五十七年度には一八・二%と落ちております。ただ、先生御指摘のとおり、適正予備率といわれるレベルは一〇%程度であろうといふことは確かで、その意味では高い水準にござい

ます。

○正森委員 電力九社の設備投資を見ますと、時

間がございませんので、こちらから大略申します

が、一九八二年は三兆五千八百九十八億円という

ことで、それに対する資本費つまり減価償却費と

支払い利息、これは二兆一千六百二十六億、これが

十五年前を見ますと、それぞれ三千九百五十五億

と三千四百六億、あるいは十年前をとりますと一

兆一千百十九億と五千六百十六億ということのよ

うでございますが、いかがですか。

○小川政府委員 端数のところまで確認しそびれましたが、全体の概数としてそのとおりだと理解をいたします。

○正森委員 そこで伺いたいのですが、現在電力

は、オイルショックの後、大蔵大臣にも一応聞い

ていただきたいのですが、いま通産省エネルギー

省から答弁がございましたように、伸びが非常に

鈍化しておる。大口消費はそれが特に顕著である

という状況にあります。そして、適正予備率をは

るかに上回る予備率を現在も確保しておる。とこ

ろが、電力会社の設備投資の推移を見ますと、依

然として非常に高い移動で増大をしています。これ

については、たとえば日経の八二年十月六日付を

見ますと、これは、電力需要量が必要で、国民生

活上必要であるからこういう投資をしているんじ

やなしに、電力会社の設備投資というものが民間の

約八%、一〇%近く占めているので、この設備投

資が抑えられるると国の景気が悪くなるから、むし

ろ景気対策に対する配慮から行われているとい

う趣旨の発言があるのでね。

そういう点を見てみると、こういう状況であ

るにもかかわらず、電源開発促進税を増額して立

地勘定——多様化勘定についてまた申し上げますが、特に立地勘定などを増大させる必要があるのかどうかという疑問がわくわけです。ただ、レ

クチニアを聞きますと、本年度は約二十億足らず

の減額に立地勘定はなつておるということです

が、依然としてそれは非常に高い額であります。

目的税を法律で明定しているのはこの法律だけ

で、揮発油税も法律そのものには規定していない

ということになつておりまして、しかもその目的

が、最初は原子力以外、電力関係は全部だといふう

に延びる。交付先も、初めは地元の市町村だけと

いうことであるのが、いやそれじゃいかぬという

ので、隣接地や県というようにふやされる。そ

しておられますうちに、多様化勘定で地熱から石炭

から太陽熱から風力まで、ありとあらゆるもの

が、財源があるならばこの機会にひとつお世話に

なろうかということになつておるというのは、い

まの電力需要の推移から見てはなはだ適切を欠く

のではないかという気がいたしますが、いかがで

すか。

○鷹田政府委員 目的税、私どもはそういう運営

がとかく安易になりますから、目的税

といふものはなるべく避けたい、こう思つてお

われでございます。ただ、この勘定の交付金につ

いてはそれを沿革があつて、現在必要性はそれ

ではあるものと考へておりますが、ただ、臨時行

政調査会の答申におきましても「電源立地促進対

策交付金」については、「安易な増加に至らぬよう

効率的に運用」すべしという御答申をいたして

おりますので、今後その趣旨に沿つて努力をして

まいりたいと思います。

○竹下国務大臣 いま正森委員御指摘のように、

言つてみればだぶついてるときにどんどん広げ

に。そうすると、いまの場合、この現状の時点を見ただけでその議論というものについては、議論としては私はあり得ると思うのですが、いささかやはり短絡的過ぎるんじゃないかという感じも持

ちながら対応をしておるところであります。
○正森委員 通産の所管になるのでしょうか、電源開発調整審議会というのがございまして、そこで承認されないと設置許可の申請が原子力でできぬ。ところが、その電源開発調整審議会にかけない。電力事業者は立地点住民の合意を得て土地を確保しもしくはその確保する見込みがなればならぬというようになつておるやうに聞いているわけですが、そういうことです。

○小川政府委員 正確に申し上げますと、事務局としては企画庁所管でございますが、私どもの承知しておりますところ、電源開発調整審議会に付議するには土地の取得がその審議会のルール上要件になつておるわけはございません。しかしながら御指摘のとおり、私ども通産省としての整理方針といたしまして、確かに土地の取得について、取得済みということではありません、ただ取得についておおむねの見通しが得られておる段階で事務的に企画庁にお願いして上提をするという処理をしていることは事実でございますが、その考え方というのは、やはり土地の取得という最も基本的なところ、また一番問題が大きく解決の困難な部分、その部分について見通しがある程度つかないまままで付議するということではいかがかといふことから、その土地の取得についてのめどがついた段階で上提をするという処理をしている次第でございます。

○正森委員 大筋としては私が申したとおりですが、そこで実際は電力事業者はどうしているかと云ふと、土地の取得の見込みがあるあるいは住民の同意がある、得る見込みがあるということと、一番重視するのはその立地点の知事の同意のことを見ておるんですね。知事は、自分が同意するには立地点の市町村長の同意がなければならぬ。市町村長は、それぞの議会の大部の同意

がなければぐあいが悪いということになるんですね。

ところで、その知事あるいは市町村長、議会の大部がいけそだということと電源開発調整審議会で承認されるという段階では、これが安全であるかどうかという審査は必ずしも十分に行われない。当然のことながら、知事にいたしましても市町村長にしましても、そういう安全かどうかと

いうことについて科学的に審査し、これを自分で確信するそれだけの能力がないわけです。それは実際は、安全かどうかというの後で安全審査を国が行うわけすけれども、そのときにはすでに電源開発調整審議会で承認されているということになりますと、すべておぜん立てが整つてしまつてから安全審査が行われる。順序が逆であつて、安全審査が先行したものの中からどれだけ土地が取扱できるかということでなければならぬのに、それが逆になるというおそれはないか、こういうように思つたので、私は科技特の委員ではありませんからいわば素人の考え方ですが、それなりの疑問を持つておりますので、お答え願いたいと思います。

○小川政府委員 御指摘のように、電調審付議段階で安全のチェック審査を終えているという段階でないわけではございますが、いまの仕組みでは、その後、安全につきまして通産省の安全チェック、これは企業において環境調査、安全調査を行ひまして、それに対しても今度は審査をする。その段階では、地元におきます公開ヒヤリングという形で、十分地元における安全問題の討議というものは行われるような形にする。ただ、それだけでは安全チェックが不十分ということから、原子力安全委員会の方のチェック、ダブルチェックと称しております、その安全委員会での安全に関することから、あるいは地権者に土地の売却代金を払うとも、やはり地元における公開ヒヤリングという形で地元の十分の理解及び意見の反映ということが行われまして、そのようなダブルチェックによる安全の審査、審議、地元との調整というものを終

えたところで、原子炉規制法あるいは電気事業法における施設の設置に関する許可が行われることで、決して安全に関する審査をおろそかにしているということではないと考えておるわけ

がございます。ただ、電調審でそれをするかしないかという点につきまして、総理府、さらに具体的には経済企画庁の所管審議会ということで、通産省として申し上げかねることではございますが、少なくとも安全審査につきまして、ただいま申し上げましたような仕組みにおいて、十分設置許可までの過程で行われておりますことを御理解賜りたいと存じます。

○正森委員 それは、見かけはそくなつてゐるでしょうが、いろいろ学者の書いたものなどを見ますと、結局、安全審査を国が行うにしましても、その前提として電調審の承認がなければならぬ。承認のときには、事実上土地が取得される見込みが立つておるということですね。土地の取得された見込みが立つておれば、結局ここでいこうと、そういうことで、そういう土地の取得の見込みが立つて電調審で承認されたものがひっくり返つた例は今まで一度もないというように聞いておりま

すし、電調審の許可をとらうと思えば土地取得の見込みがなければならぬ、住民の同意がなければならぬ。そこで出場するのが立地勘定の金だといふことで、先ほど阿部助哉委員が、結局安全を金で買うものではないか、そこからいろいろな問題が起つておるのだと、御指摘には、時間の関係で繰り返しませんが、私は、最もそういうおそれが強いのではないか、そういうことのためには、この立地勘定のお金やいろいろのお金が使われておるというふうに思はざるを得ないのですね。

さらにも申し上げますと、そのほかに、電力会社は漁業に迷惑をかけるような場合に補償金を出すとか、あるいは地権者に土地の売却代金を払うといふのは当然でございますが、そのほかに、協力金やらやみ協力金やら寄附行為ですね、これが非常に多いということで、それがきわめて不明朗な形をとつておるというふうに言わわれておるのですね。それで、一つ伺います。高浜町というところがあるのですが、その高浜町では、五十一年から五十二年にかけて九億円もの金が三回に分けて高浜町長の浜田さんの個人名義の預金口座に振り込まれた。この九億円のうち三億三千万円は、昭和五十三年四月に町内の五つの漁協に分配した。あと十三年間にかけて九億円もの金が三回に分けて町に支払われた。こういうことがわかれています。ただ、電調審でそれをするかしないかという点につきまして、総理府、さらに具体的には経済企画庁の所管審議会ということで、通産省として申し上げかねることではございますが、少なくとも安全審査につきまして、ただいま申し上げましたような仕組みにおいて、十分設置許可までの過程で行われておりますことを御理解賜りたいと存じます。

○渡辺説明員 ただいま問題になりました高浜町におきます三、四号機建設に際しまして、町の地域振興のための資金と地元協力のための資金の両者を包含した性格の協力金を地域社会の代表者としての町長個人に対しまして、五十一年十月一億円、また同年十二月に一億五千万、五十二年六月

に六億五千万の、総額九億円を託しまして、地元で、町と漁業協同組合との話し合いの結果、漁協

が三億七千五百万円、町が五億四千五百万円で配分がなされ、町は、五十二年度に二億三千万円、

それから五十三年度に三億一千五百万円をそれぞ

れ歳入されておりまして、この点に関しては、特に問題になることはないというふうに県を通じて

聞いておるところでございます。

それから一、二号機を建設するに際しましては、地元の振興に協力したいということで、関西電力が昭和四十四年度に七千五百万円、四十五年度に二千万円、四十九年度に一億六千万円の、計二億五千万円の協力金を地元に寄附したところでありまして、町は、その歳入歳出関係につきまして五十三年度で処理しておりまして、この点に關しましては、当時県から強く指導がなされまして、町も深く反省したところであると県から聞いておるところでございます。

このような財政運営につきましては、本来、当該自治体の議会また監査委員等による自律的な措置がなされるべきであると考えておりますけれども、当省といたましても適切な指導に努めてまいりたいというふうに考えておる次第でございましょう。

○正森委員 いまの三、四号機について適切な処理だと言いましたけれども、それは町長個人に払われておるのですね。町長個人に払つて、個人が預金をしておるなんというようなことを、自治省が適正であるとか妥当であるとか言うのはおかしいのじゃないですか。

特に一、二号については、こういうことを申してはなんですが、昭和五十二年だったと思いまが、わが党の議員が初当選をして、そして議会で追及をして初めて明らかになつたので、それをやらなければ約十年間はおかぶりして、決算でも何も明らかにしないといつもだつたのですね。

一体何に使われておるのかわからぬ、町長個人が使っておつたかもわからぬ、こういう不明朗な金であります。こういうものを、これは妥当であるといふふうに考へておるとすれば、これはやういふふうに考へておるとすれば、これが妥当であるといふふうに考へておきたいと思うのです。

時間がございませんので……。先ほど、阿部議員も敦賀市長の発言がございましたが、これは二月二十二日に、予算委員会の一般質問で藤田委員が質問をされ、その後山原委員も別の場所で質問

をされております。この敦賀市長の発言というの

は、皆様お聞きになつておられると思いますけれども、一年に一回ぐらいは補償を得ました一昨年のあんな事故があればいいけどなというのが敦賀の現状だとか、百年たつてかたわらになるとやらそれはわかりませんが、いまの段階では原発説教をおやりになつた方がいいのじやなかろうか、いつまでも心配する時代ではないとか、こういうことを公然と言つて、そしてそのほかに、敦賀市の金ヶ崎宮も、日本原電、動燃から六千万円出資させて修復した云々、こう言つておるのですね。その後いろいろな調査によつて、これは修復ではないということを公認として、観光協会ですか何かを通じて公園の整備事業に使つたというように言われているのですね。

そこで、会計検査院に伺いますが、会計検査院が藤田委員の質問に対し「敦賀事業所の検査は四月以降になるわけでございますが、早急に事業団それから科学技術庁とも話し合いをして、いろいろ説明を聞きたいと思つております。」と言つておられます。それで、私は申し上げたいのですけれども、この

月の連休明けの週に実施することを予定しております。この間、先生ただいまおっしゃられました事項につきましては、動燃事業団本社を通じましていろいろ事情を聽取しておるところでございま

す。

○正森委員 会計検査院にお願いしたいのは、当初の計画では五月連休明けになつておりましても、二月二十二日に予算委員会でそういう質問が出た。それで、四月以降は調べますと言つておるのであれば、計画を変更して新年度になれば早速調べるといふふう、そういう姿勢であつてほしいといふふうを私から要望しておきたいと思うのです。

時間がございませんので……。先ほど、阿部議員も敦賀市長の発言がございましたが、これは二月二十二日に、予算委員会の一般質問で藤田委員が質問をされ、その後山原委員も別の場所で質問

いろいろあるうかと思ひますが、もう時間になつておりますので、あれば伺いますが、こういう協

力金なり寄附を動燃事業団は一体過去三年分にどうくらいやつておるのか、お答え願いたいと思ひます。

○鈴田参考人

ただいまの御質問にお答えいたし

ます。動燃事業団としましては、五十五年度から五十七年度三年間に敦賀地区に対しましては一億二千五百万になつております。(正森委員「全体では」と呼ぶ)事業団全体では、動燃事業団は事業所が六カ所ございますが、全部で三カ年で八億二千万ほどになります。

○正森委員 私が会計検査院から聞いているのは、約十九億円と聞いておりまして金額が違いますけれども、それは後でまた調べますからよろしいです。

そこで、私は申し上げたいのですけれども、こ

ういう電源開発促進税で目的税として立地勘定やら多様化勘定で地元に交付金を出して、十分に原子力発電等々についていろいろ影響があるといふことを受忍していただくということをやつておるのに、なおかつ電力会社などが協力金といつて議会にも報告されないような金をどんどん出す。そうすると、今度は動燃事業団が、電力会社がやらかしてそれに負けないように出す。こういう

のを受忍していただくということをやつておるのに、なつかつ電力会社などが協力金といつて議会にも報告されないような金をどんどん出す。そうすると、今度は動燃事業団が、電力会社がやらかしてそれに負けないように出す。こういう

のを受忍していただくということをやつておるのに、なつかつ電力会社などが協力金といつて議会にも報告されないような金をどんどん出す。そうすると、今度は動燃事業団が、電力会社がやらかしてそれに負けないように出す。こういう

のを受忍していただくということをやつておるのに、なつかつ電力会社などが協力金といつて議会にも報告されないような金をどんどん出す。そうすると、今度は動燃事業団が、電力会社がやらかしてそれに負けないように出す。こういう

しては思ひざるを得ないのであります。

予算委員会等で問題になつたのは、これが金ヶ崎宮だから国の金を宗教目的に投資するのがどうかこうかということです。だから、その点について大蔵省の主計局なりあるいは大蔵大臣の御見解を承つて、私の質問を終ります。

○鈴田政府委員

動燃事業団の認可予算には、地元協力費のようものは積算上ございません。ございませんが、こういう大事業をする上で合理的かつ社会的に妥当である範囲内におきましては流用してそういうものを払うということは、予算総額上許されていることをござります。したがつて、問題は、その支出したものが地元の御理解、御協力を得るために社会的に妥当かつ合理的かどうかという点であろうかと思います。検査院のお調べなども見て検討したいと思ひます。

○正森委員 その主計局の姿勢は、ごくわずかな私学関係の補助とか給食費の補助を削っているそ

ういう国姿勢としては、エネルギー関係だからといって余りにも甘いということで、国民はだれも納得しないですよ。一方で、目的税で税金を取つて地元交付金を渡し、それで地元の電力は特別に安くし、そして移出する場合にはまだいろいろ行い、維持費まで出し、至れり尽くせりやつてゐる

じゃないですか。それなのに、なおかつ電力会社は、やみ協力金が何か知らないけれども、議会の表に出せないような金を出す、すると電力会社が

出しているからというので動燃事業団がまたそんなものを出す、それじゃ、こんな法律をつくつておる意味がないじゃないですか。私はどうい納得できないということを申し上げて、質問を終わります。

○小杉委員 小杉隆君。

今回の電源開発促進税の値上げ率が

四八%と、最近の低成長下におきましてはかなり大幅な値上げになつてゐるわけです。しかも、前回の値上げが五十五年ですから三年後、当初五十年のときには五年間その料金でもつといふ想定であったのに、三年に繰り上がって値上げになつた。しかも、四八%もの税率になつたというの是非常に不可解なんですが、まずその理由と、それから、今度の値上げによつて大体何年間ぐらいた上昇しないで済むのか。先ほど五年間といふ答弁が一応ありましたけれども、今までの経過から考えて、果たして五年間これでもつのかどうか、確約できるのかどうか、ます、その二点からお答えいただきたいと思います。

○川崎政府委員 様お答え申し上げます。

まず第一に、エネルギー需要の方でございますけれども、これは電気の伸びでございますが、前回の見通しのときは約四・三%ほど見込んでおりまして、しかし今回は、先ほども答弁申しましたように約三%ぐらゐの需要見込みになる、こういう電力の需要の落ち込みといふのが電促税収に響いておるということが一つ言えると思います。

それから、先ほど各勘定ごとに数字を申し上げましたので、もう一度繰り返すことを避けさせていただきますが、たとえば立地勘定で申しますと、これは仮に電力の需要が長期的に落ちてしまつても、現在継続中の工事あるいは着工準備中の工事であります。そういう意味で、立地勘定の各種交付金といふのは積み上げで計算いたしまして出された数字でござります。御理解をいただきたいといふふうに考えております。

多様化勘定の方は、これは電力需要と直接関係のない部分もたくさんございます。原子力関連であるとか新エネルギーとか、この辺は直接電力の需要の伸びと関係ございませんが、こういった代替エネルギーの開発導入の促進、これはやはり中長期的な観点から進めてまいりたい、そういう

ふうに考えております。あと水力とか地熱、この辺は計画の後倒しといふのをある程度見込んだ歳出需要というのを組んだのが先ほどの数字でございまして、私どもいたしましては、先ほど申し上げましたように、今回の増税をお認めいただきますと、大体五年程度は貰えるのじやないかといふふうに考えております。

〔委員長退席、中村（正三郎）委員長代理 着席〕

○小杉委員 今度の電源開発促進税の特別会計の仕組みによりますと、電源立地勘定と電源多様化勘定の二つになつて、その比率は大体三対七です。三対七ということは多様化勘定が非常に大きいかぎれいです。

いまの御説明にもありましたように、今度の値上げの仕方といふのは千キロワット時当たり幾ら幾らという計算ですから、多様化勘定の中には代替エネルギーの開発とか研究といふようなことで必ずしも電力の需要と結びつかない部分が相当あります。そのため、その勘定が七割を占めているといふわけです。その勘定が七割を占めているということになりますと、こういったものをすべてこうした目的税の中で見るのはどうかと先ほどの質問もありまして、大蔵大臣から御答弁がありましたが、たゞれども、やはりこれは、将来の日本のエネルギー政策とも関連をする相当長期的な視点に立てて国民全般に關係する研究費、開発費といふのが支出すべきじゃないかと思うわけです。その点について、先ほど一応の答弁をいただきましたけれども、もう少し突っ込んだ答弁をいただきたいと存じます。

〔中村（正三郎）委員長代理退席、委員長 着席〕

○川崎政府委員 この電源多様化勘定で財政措置を講じております項目といいますのは、実は代替エネルギーを使いまして電気を起こし、その電気を利用するといふふうな形のものをこの多様化勘定で取り上げております。

したがいまして、われわれが供給確保とか導入促進と言つております小水力の開発でありますとか地熱の開発、原子力発電のためのいろいろな改良標準化、こういった電気の保有の対策に限定をいたしておりまして、そういう意味で、私どもは、この歳出について電促税を財源として充当するにふさわしいような項目、つまり受益と負担との関係が明確なものに限定をしております。多様化勘定でいろいろな技術開発をする、これも結局は代替エネルギーを使った電気の利用ということで、最終的には一般の電気事業者に利益として還ってくるものでございます。

ただ、技術開発について一言つけ加えさせていただきますと、こういうふうな見地からいたしました余りにも将来遠い先のプロジェクト、つまり補エネルギーの開発とか研究といふようなことであります。そのため、その勘定が七割を占めているわけです。その勘定が七割を占めているということになりますと、こういったものをすべてこうした目的税の中で見るのはどうかと先ほどの質問もありまして、大蔵大臣から御答弁がありましたが、たゞれども、やはりこれは、将来の日本のエネルギー政策とも関連をする相当長期的な視点に立てて国民全般に關係する研究費、開発費といふのが支出すべきじゃないかと思うわけです。その点について、先ほど一応の答弁をいただきましたけれども、もう少し突っ込んだ答弁をいただきたいと存じます。

○小杉委員 今度の値上げの根拠になつたのは、やはり電気需要が減退をして見込んだ収入が得られないかったということですから、こういう税収が少ないと、そういう長期的な基礎的な研究費にこういった税金を充てるといふのはどんなものでしょうか。

先ほどの説明ですと、収入の方は減つたけれども支出の方は減つてないということで、五年もたないで三年で値上げになつたわけですから、こういう時期であればあるほど、支出の方で、特に長期的ないま直ちに実用化できない地熱エネルギーとか太陽エネルギーとかそういうものにつきましては、やはりこの税金から支出をする、しかもこの税の中でも相当規模の支出をしているわけですから、こういうのはもう少しこの時期は差し控えて、一般会計の方に回すといふような考え方をすべきじゃないかと思うのですけれども、これは大蔵省の方も一応見解を聞いておきたいと思

います。

○鶴田政府委員 両会計での分担の考え方は、先ほど通産省から御説明のあったとおりでございま

す。

受益と負担の関係が成り立ち得るものについてはこの会計で負担する。一般会計でとおっしゃいましたが、そういう金の苦しさとかそういう問題を別にしまして、やはり負担、受益の関係がある程度かというふうなことを基準にして私どもは検討をいたしております。

○小杉委員 一般会計が苦しいから何でもかんでもこつちの電源開発促進税の方から支出させるという安易な発想は困ると思うのです。それで、いままでの説明を聞いていますと、もっぱら財政上の理由から値上げが行われているわけですから、それは電力会社に対する税金であるわけですが、究極的には、これは一般的家庭の電気料金にはね返つていくわけですね。いま、この電気料金の収入というの電力会社の合計でどのぐらいになるのか、そして、この電源開発税の金額はどのくらいになるのか。

○川崎政府委員 お答え申し上げます。

○小杉委員 電力会社の売上高、これは約十兆円という数字の金額は合計千九百億といふことでございます。それで対しまして、この電源特会の電気料金にはね返つていくわけですね。いま、この電気料金の収入というの電力会社の合計でござります。それで、この電源開発税の金額はどのくらいになるのか、そして、この電源開発税の金額はどのくらいになるのか。

○川崎政府委員 むしろ一・九%といふことになります。

○小杉委員 一・九%といふことですかね。これはいまは電力会社は比較的景気がいいようですが、また将来いきなり五〇%値上げだなんといふことも起り得ると思うわけで、そういうときにも限らないわけで、私としては、こういうものは

企業相手だからといって四八%高率に、いまの成長下で五割近い値上げというのは相当大幅でござりますから、できるだけ抑えるべきだということを申し上げて、なお、やはり協調の答申もありますように、この支出の削減についてはまだ甘いのじやないかということだけ申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○森委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。
○森委員長 この際、内閣提出、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平准化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律案を議題とし、審査を進めます。本案については、すでに質疑を終了いたしております。

○森委員長 この際、内閣提出、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平准化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律案を議題とし、審査を進めます。本案については、すでに質疑を終了いたしておきました。

○森委員長 本案に対し、自由民主党を代表し、中西啓介君外三名より修正案が提出されております。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。中西啓介君。

○中西(啓)委員長 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平准化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

何とぞ、御賛成くださるようお願い申し上げます。

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出があ

りませんので、直ちに採決に入ります。まず、中西啓介君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多数。よって、本案は修正議決いたしました。

○森委員長 この両案は、第九十六回国会におきまして、本院において可決し、参議院に送付いたしましたが、参議院において継続審査に付され、本国会におきまして、昭和五十八年度施行のための所要の修正を行つて本院に送付されでまいりました。したがいまして、両案の提案理由の説明は省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○森委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さ

よう決しました。

○森委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 若干の質問をさせていただきたいと思いますが、その前に、一言述べさせていただきます。

私が申し上げるまでもなく、今日、サラ金問題は異常な様相ともいうべき状態を呈しているわけでありまして、連日の新聞でも、サラ金問題の深刻な不安やあるいは悲惨な事件が載らない日はないといふような状態になつてゐるわけであります。私どもは、長年にわたつてこの法案についての話し合いをいたしてまいりまして、昨年八月の時点で、現実的な処理として一步でも前進を図ればといふ気持ちで今日の案を取りまとめたわけでございますけれども、あれから去年の八月以来今日までの状況を見ますと、非常に激しく相が変化をしている、もう一步どうしても改善をしなければといふ気持ちでいるわけであります。

そういう気持ちから、短い時間でありますが、幾つかポイントのところを質問をさせていただきたいと思います。

まず、提案者を代表されている大原さんにお伺いをしたいのですが、いま申し上げましたように、昨年の八月取りまとめて以来、そう長い期間ではございませんけれども、非常に急激にさまざま大きな問題が起きている。その内容は改めて私どもの方から申し上げる必要もないと思ひます。が、業者の大手の方は、都銀、地銀などから融資を受けて店舗の数も年間倍増という状態であります。中小零細業者、体質の脆弱な、問題を起こしやすいところも駆け込みで雨後のタケノコのごとくふえている、社会問題も激増というよりも激発をしている、あるいはまた金利動向にいたしましても、昨年と比べてみても、実勢から見ても、この上限金利の原案の内容は高過ぎるのではないかと

○森委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

○森委員長 両法律案について、本日、参考人として、日本弁護士連合会事務総長権口俊二君の出席を認め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○森委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さ

よう決しました。

○森委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 若干の質問をさせていただきたいと思いますが、その前に、一言述べさせていただきます。

私が申し上げるまでもなく、今日、サラ金問題は異常な様相ともいうべき状態を呈しているわけでありまして、連日の新聞でも、サラ金問題の深刻な不安やあるいは悲惨な事件が載らない日はないといふような状態になつてゐるわけであります。私どもは、長年にわたつてこの法案についての話し合いをいたしてまいりまして、昨年八月の時点で、現実的な処理として一步でも前進を図ればといふ気持ちで今日の案を取りまとめたわけでございますけれども、あれから去年の八月以来今日までの状況を見ますと、非常に激しく相が変化をしている、もう一步どうしても改善をしなければといふ気持ちでいるわけであります。

そういう気持ちから、短い時間でありますが、幾つかポイントのところを質問をさせていただきたいと思います。

まず、提案者を代表されている大原さんにお伺いをしたいのですが、いま申し上げましたように、昨年の八月取りまとめて以来、そう長い期間ではございませんけれども、非常に急激にさまざま大きな問題が起きている。その内容は改めて私どもの方から申し上げる必要もないと思ひます。が、業者の大手の方は、都銀、地銀などから融資を受けて店舗の数も年間倍増という状態であります。中小零細業者、体質の脆弱な、問題を起こしやすいところも駆け込みで雨後のタケノコのごとくふえている、社会問題も激増というよりも激発をしている、あるいはまた金利動向にいたしましても、昨年と比べてみても、実勢から見ても、この上限金利の原案の内容は高過ぎるのではないかと

か、さまざま問題が出ておりますが、私は、いろんな意味で状況は変わったといふ新しい状況が生まれているというふうに思うわけであります。

大原さん、提案者といたしまして、昨年以降の今日の時点での状況の認識、それからもう一つは、この原案を提案をされているわけであります。が、いろんな角度からこれについての世論の要請並びに批判が生まれているわけであります。そういう面から言つておけば、提案者の大原さんでも、恐らくはここに規定されているとおりにしかし定規にやればいいということではないのじやないかと、いうふうに思うわけであります。いまどういうお考へを持っておられますか。

○大原(一)議員

お答えいたします。

この法案、長い経緯がありまして、ようやく参議院で二十日に決着を見たわけであります。おつしやるところ、大変厳しい状況がたくさんあるわけでありますけれども、何しろ無から有を生じようという法規でありまして、現在は何も規制のない野放し状態であります。そこで何らかの秩序をつけよう、何らかの規制をしていくこという法案でありますから、その点については伊藤委員十分御承知のところと想います。

ただ、問題は金利の問題でござりますけれども、金利水準につきまして的確な判断ができないという状況にあります。私は自己調査能力がないので大蔵省に聞くのですが、七三%以上の高い水準のものがなお六割を超えるという状況、さらにまた五四%以上のものが七、八割あるという報告を受けておりますし、金利につきましてもやはり現在はつきりした低下傾向というものがつかめない状況にありますので、われわれとしては、何とかこの法律を一刻も早く実行に移して無かれ有を生ずる、つまり戦国時代とも言ふべきサラ金業界に規制のメスを入れたいというのが私の偽らざる実感でございます。

○伊藤(茂)委員 大原さんの気持ちを伺いましたが、私の方は、この約五年間にわたる経過を振り返りながら、また今日の時点に対する新たな責任

感というのを感じるわけでありますが、言われました具体的なことはまた大蔵省の方に後ほどお伺いしたいと思います。

そこで、銀行局長に伺う前に、樋口参考人、お忙しい中をお越しいただきましたがどうございました。二つ、いろいろとサラ金被害の救済に御活動なさっているという立場に対して御意見を伺いたいと思いますが、一つは、いま申し上げましたように、長年の経過があつたわけであります。実効のある効果的な立法措置が一日も早くできるようにという要望も長年にわたってきたわけあります。ただ、そういう経過を振り返つてみると、どうもこのところの状態というのは、まことに異常な雰囲気か異常な状態になつてゐるのではないかだらうかということを実は痛感をするわけではないだらうかと、いうことを申上げました。たゞ、どうもこのところの状態といふのは、まことに異常な雰囲気か異常な状態になつてゐるのではないかだらうかと、いうことを実感をするわけでありますし、悲惨なさまざまの出来事を新聞で読んでも、実は私どもも責任を感じながら大変暗い思いがするわけであります。が、樋口参考人、そういうお仕事をやってこられた立場から、そういふ最近の状況、いうものを御活動の中でどう特徴づけておられるか、ということが一つと、それからもう一つは、原案の四十三条によつて、皆さん方がやってこられたような活動が一体どういう影響を受けるであろうか。

御承知のところに、これは無条件ではありますまい。ただし書きといふものもあるわけでありますし、昨年も、ただし書きの内容などについてさまざまの交渉を私どもしてきた経過がございますけれども、現在時点でどういう影響が起こるとお考へになるでしようか。恐縮ですが、簡潔にひとつ。

○樋口参考人 日弁連の事務総長の樋口でござります。

最近のサラ金被害の実情を申し上げますと、弁護士会の窓口を通して見ました場合に、何よりも相談者が急増に増加した。たとえば、東京弁護士会でサラ金の相談をしておりますけれども、昨年度は五百件ぐらいでございましたが、今年度に入りまして一ヶ月に二百件ぐらい。もし相談体制が

整つておれば、もつとたくさんの方がお見えになります。

それから、被害金額が増大しております。たとえれば五十五年度の負債額は、百三十一件の相談の中から見まして、百万円未満が二十七、百万円から三百万円が六十八、三百万から五百万が十九、五百万から一千万が十、一千万以上が七。ところが昨年度は、百万未満はゼロ、百万から三百万が二百七十、三百万から五百万が九十五、五百万から一千万が百五、一千万以上が十というよう被害の金額が増大しております。サラ金だけではなく、クレジットやローンなどとの複合的な負債が苦しいお方が多くなつたということが特徴でございます。結局、依然として無差別でかつ過剰な融資がますます行われつたのではないかと、いうことが言えると思います。

次に、賃金業法案四十三条の問題でござりますが、このような被害者が弁護士会においてになりまして、利息制限法によって計算をいたしました際に、利息制限

として長年議論をしてまいりました。

そこで、銀行局長に幾つか伺いたいのであります。すけれども、いま大原さんが言われたような気持ちがあるわけであります。当委員会におきましても、さまざまな経過を経まして、ここに詰めの段階といいますか採決をするという段階を実は迎えているわけであります。

私も、この間にもつと日時その他あれば、あるいはまた条件が整えば原案自体をさらに改善するようないいとまがあればと思いましたが、このようないいとまがあるのではないかという意味で、銀行政局長に幾つか伺いたいのであります。

一つは、いまも問題となりました金利の問題、上限金利の扱いの問題であります。原案によりますれば七三%，三年、それから第二段階に移行するといふふうなことになつてまいるわけであります。が、いまのままで実勢以上の高金利を追認するおそれがあるのではないかという評論もいろいろ出されているわけであります。

大蔵省が一昨年アンケート調査をなさつたのをいたしました。現在まで、弁護士が関与をいたしました。その中では七三%以上が三分の一強とされています。その後も、ただし書きの内容などについてさしつけられておられるか、ということが一つと、それからもう一つは、原案の四十三条がどのように現実問題として至りました。そのことによってなおかつ負債があればこれを支払つて解決する、そのような手段をとつております。現まで、弁護士が関与をいたしました。そのような方法をとりますと、サラ金業者も渋々ながら納得をしていました。ところがこの四十三条がでました際に、除外規定とか条件とかござりますけれども、無条件に今までのような任意整理がなかなかできにくくなつた。むしろ裁判に訴えるというケースになります。ところがサラ金の被害者は、裁判の費用を負担し長期間の裁判に耐えるといふことはできませんので、事実上救済が非常に困難になるということが申し上げられると思いま

す。

○伊藤(茂)委員 ありがとうございました。

最近の状態についての特徴をいま伺つたわけであります。が、こういうことがないようにはまだ救済措置をとらなければならないということと、当委員会としては、そういうことが発生しないようないふるふるする、そういう努力が非常に大事になつてくるの

ではないかと思いますが、それに対する具体的な手配あるいは対応、いまどういう気持ちを持つておられますか。

○宮本政府委員 御指摘のとおり、一昨年調査いたしました段階では七三%以上がかなりあったわけでございます。

ただ、実はその後の調査はまだやつておらないわけでございますが、私どもいたしましては、この法律が成立いたしますれば、直ちにまた実態の調査というようなものもやらなければいけないとも思っておりますし、それから、それを踏まえまして政省令、通達なども準備いたすわけでございます。ただ、現実問題として、金融がかなり緩んでおりますし、あるいは一昨年よりはかなり金利は下がっているのではないかというような予想はできるわけでございます。

ただ、上限が七三とか五四とかというような法律上の規制ができましたら、そこに張りついちゃうというような話ではないわけでございまして、資金の需給によって金利が決まる部分が多いわけでございますので、サラ金業界がだんだん適正化されるとか、あるいは優良な業者がふえて来ていることをわれわれは期待いたしているわけでございまして、金利は下がっていくと思っております。法律上の上限が決められたから、そこに張りついちゃうといふうなものではないのではないかと思つております。

○伊藤茂(茂)委員 銀行局長、そこに張りつくものではないという解説論、それはそれで結構ですが、大蔵省としてあるいはまた担当の銀行局長として、これだけ大きな社会問題ですから、何とかしなければならないわけですよ。そういう方向への積極的な対応というものの、使命感を持つてどうするのかという気持ちがあるだろうと思って聞いたらのですが、それの方を言つてください。

それから、ついでですからもう一つ、この問題の中でも大きな問題は、金融機関のサラ金業者に対する融資の問題、大きな社会問題としていろいろ

な意見が出されている。御承知のとおりであります。いままで事務的な御説明を聞きまししたら、健全な業者を育成するために融資の御ですか、卸融資ですか、というような考え方の方も聞いたわけでござります。

そこで、金融機関の融資につきましては、確かに最近のサラ金業者の膨張ぶりを見ておりますと、やはり金融の緩和という状態を反映いたしましたが、それでも借りることによって改善をされるというわけじゃなくて、とにかくいかにして大規模に、いかにしてもっともうけてシェアを拡大するのかという動きですね。これは現実の状況だと思います。そういたしますと、事務的に事前にお話を伺っている状況とは違う現実ではないだろうか。

もう一つは、金貸しが金貸しに金を貸すという話であります。世間常識として、やはりアメリカ並みにか西欧流並みに、もつと個人ローンかさまざまの少額の融資などについても都銀、地銀などを含めて努力をするべきである。これも、サラ金問題の審議の中でわが党の委員から何遍も実は強調してまいりたことであります。

ですから、一つは、使命感を持つてどういうふうに、法律は法律だがしていくのか、具体的に対応ですね、当然だと思ひますし、もう一つは、いまの金融機関の融資の問題、現実は私はそうだと思うので、どうなさいますか。

○宮本政府委員 この問題につきましては大変社会問題化しておりますので、私どもいたしましても、非常に重大な責任を実は感じているわけでございます。したがいまして、金利につきましてもできるだけ早く下がっていくことを期待するわけでございます。

最初の三年間といいますのは施行日から三年間のようございますので、できるだけその施行を早くやれるように、政省令、通達等初めての経験でございまして、これをつくるのも非常にむづかしかろうと思いますけれども、できるだけ早く準備いたしまして、早く施行にこぎつけまして、できるだけ早く三年間がたつようにしていきたい

し、また五四%になりました後四〇になる過程におきましても、できるだけ私どもいたしましてそれが早く実現されるように努力してまいりたい、こう思つております。

それから、金融機関の融資につきましては、確かに最近のサラ金業者の膨張ぶりを見ておりますと、やはり金融の緩和という状態を反映いたしました。しかも、実勢からして七三%は高いのではないか、高いというふうに思うわけです。三年間といふものがある。こう考えますと、いまして、この問題につきましては銀行行政自体、従来の銀行行政の範囲に入る話でございますので、サラ金法が通るとかあるいは施行になるとかというような問題とは別に、早速その実態調査をいま開始いたしまして、それを見きわめた上で必要であれば、いま口頭通達で指導いたしておりますけれども、場合によりましては、早い時期に書面によります通達を出して自歴を促すというようになります。

○伊藤茂(茂)委員 銀行局長のお話を伺いましたが、いろいろ各般の意見を聞いてみると、大原さんが、とにかく早く法的な成立を図つていただきたい、銀行局もそういう気持ちだろうと思いまが、いまの法律、このサラ金二法以外の現存の法律でもあるいはまだ大蔵省銀行局としてできる行政指導でもまだまだできることがあるんじやないか、そういうことが非常にやられないできたんじゃないだろうか。これはまた大蔵省だけでなく警察署その他各方面についても何かそういうことを指摘されました。私も、お話を伺いますと、やはり、いまの法律、このサラ金二法の効力はござりますが、その場合それに対し、金利も法律どおりに下げ、業務規制も十分遵守している行政指導もまだまだできることがあるんじやないか、そういう気がしてならないわけであります。

実はそういう気がしてならないわけであります。じっくりとこれだけ議論する時間ございません。されども、何か金融機関がサラ金の助つ人によるというふうな評論が出る事態というのは絶対ないよう精効的な努力をお願いしたいと思います。それと関連をして、もう一つ。これは大きな問題なんですが、原案の四十三条、みなし弁済、グ

レーベンの問題になるわけですが、先ほど権利参考人から伺いましたところでも、最近ちよつと見えつてむずかしい状態が起きている、あるいはまた業者の方がここを十分研究をして、今までの救済手段という意味からいくとかえつて困るような状態になるんじやないかという懸念が、またそういう具体的な動きのことがお話をございました。しかも、実勢からして七三%は高いのではないか、高いというふうに思うわけです。三年間といふものがある。こう考えますと、どうしても私は、この四十三条の問題については再考慮をするのが今日立法府としての現実対応ではないだろうかと思うわけがありますが、現実問題として、銀行局としてはこれはどういう判断でありますか。

○宮本政府委員 この四十三条の規定は、必ずしも全く裁判に持つていけなくなってしまう話ではございません。

同時に、いろんな登録の取り消しとかあるいは営業の免許の停止とか、かなり強い権限をわれわれに与えられるわけでございますが、この法律によりまして罰則つきのいろんな業務規制も書かれています。そういう業務規制に忠実に従つている業者がおりますと、まあおるわけでもございますが、その場合それに対して、金利も法律どおりに下げ、業務規制も十分遵守しているというような業者について、その借入者の方から裁判を起こされるというふうなことになります。

それにつけても、行政に課せられました役割りが大変大きくなるわけでございますので、まことに過渡的な状態といたしましては、この問題はやむを得ないのでないのではないかというふうな気がいたすわけです。

それにつけても、行政に課せられました役割りが大変大きくなるわけでございますので、まことに過渡的な状態といたしましては、この問題はやむを得ないのでないのではないかというふうな気がいたすわけです。

それにつけても、行政に課せられました役割りが大変大きくなるわけでございますので、まことに過渡的な状態といたしましては、この問題はやむを得ないのでないのではないかというふうな気がいたすわけです。

それにつけても、行政に課せられました役割りが大変大きくなるわけでございますので、まことに過渡的な状態といたしましては、この問題はやむを得ないのでないのではないかというふうな気がいたすわけです。

行政的に少しでも改善の方向に向かうように努力してまいりたい、こう思つております。

○伊藤(茂)委員 銀行局長はそう言われました
が、私は、どういう現実がもう目の前か間もなく発生するのかという事実が証明するだらうと思ひますし、それから使命感を持つて一生懸命努力をしたいと言われましたが、その面をますます強く持つてひとつ対応していただきたいと思います。

もう一点だけお伺いしたいのですが、入り口規制の問題といいますか、登録に当たっての審査の問題ですね。これは協会、連合会の加盟の問題などなど、いろいろなことが兼ね合うわけあります。が、入り口の段階での審査を厳しくという世論が強いわけありますね。申し込みは十万あるか二十万あるか知らぬけれども、いま駆け込みで申し込んだやつも、いまやつておけば何か看板も出しているんだから審査も早いであろうと。入り口のところで、確かに実務的には大変だと思います。しかし、書類さえ整つていればあとはスタンプを押していく。それから後半年か一年か様子を見ながらまたやっていく。これはまた相当大変なことであります。

こう考えますと、何らかの方針ではありこの入り口規制では実務的にできないという形であります。その辺に対する考え方はいかがですか。

○宮本政府委員 登録というものの持つ法的な性格から言いまして、なかなかその実質的な審査はむずかしいという面が一つあるかと思ひます。もう一つは、実際問題として御指摘の二十万件の業者がいまいるわけでございまして、財務局、都道府県が登録を受け付けるわけでございますが、実際問題としてなかなか実質的な審査を行ふことを、ここでそういうことができますといふことを

とをお約束するような状況にはないということです

ざいます。

ただ、できるだけその登録の実が上がるよう努めはいたしてみますけれども、われわれといったら始まる悲劇、そういう実態がかなりあるのじゃないかと見てゐるのです。したがいまして、サラ金をめぐる悲惨な状況というのは、クレジット全いは監視とか、そういうものを通じまして登録の取り消しであるとかあるいはそういう行政的な与えられた権限を有効に働かせまして対応していかれるを得ないのではないか、こういうように考えております。

○伊藤(茂)委員 今日のサラ金問題に關するさまざまな問題を議論しようと日あつても尽きないぐらいの、まさに今日の時代だろうと私は思います。

ただ、こういう段階になりました。後ほど公明党さんと一緒に修正案を提出させていただきますが、法案の決着がどうということは別にして、今日のこういう状態に対する政治的な責任をどう果たしていくのかということは、さまざまの機会をとられて努力をしなければならない問題、特に私ども大蔵委員会での大きな課題ではないだろうか

と思つておりますので、いろいろのそういう努力をいたまず続けていただきたいし、私どもも論議をしていきたいということを申し上げまして、時間ですから終わらせていただきます。

○森委員長 島居一雄君。

○島居委員 きょうは日弁連から参考人で御出席いたしました、ありがとうございます。

いま、サラ金をめぐつて日弁連へ相談あるいは紛争が持ち込まれているその実態を伺いましたが、一ヶ月二百件という大変な数ですね。年間五百件が月二百件、この推移というのはかなり事件の多発ということになつてゐるだらうと思うのですが、サラ金をめぐつて一家離散あるいは自殺といふさまざまな事件が続出してゐるわけですけれども、このほとんどが返済に窮したために起つて

宅ローンあるいはクレジット、割賦販売の支払いが滞つて、安直に融資を受けられる、貸してもらえる、そういうことでサラ金を利用して、そこから始まる悲劇、そういう実態がかなりあるのじゃないかと見てゐるのです。したがいまして、サラ

金をめぐる悲惨な状況というのは、クレジット全體あるいはローン時代が問われてゐる問題じやないかという受けとめ方を実はしているのですけれども、サラ金で行き詰った人の中にクレジット等で支払いに困つてゐる、そういうものがどのくらいあるのでしょうか。

○舎口参考人 正確な調査はございませんけれども、弁護士会の窓口においてなる相談者から得た感触では、ほかの債務を支払えないでサラ金に手を出すというケースは、恐らく三〇%から五〇%ぐらいのものではないかというふうに考えております。

それから、最近のサラ金の被害の実態でござりますけれども、先ほど申し上げました以外に、いわゆる過酷な取り立てといふものは、昭和五十三年ごろの第一次サラ金禍の時代から現在まで相変わらず続いているということ、それから、義務のない者に対する請求、たとえば国元の両親に対する請求、そういうのが非常に巧妙に、陰湿に行われている、さらに、保証人が被害がふえてきた、保証債務を支払うためにまたサラ金に手を出す、そういうようなことがふえてきたことが報告されております。

○島居委員 いい悪いは別にいたしまして、今日の現代社会といいますかクレジット社会に入りましたその伸び率が一倍から二倍、大変な伸びを示して、クレジットによつてサービスの先取りをして、そういう時代だと思ひます。サラ金のこういう悲惨な事件というのをなくしていく、これは借りなければいいじゃないかということにもなる。慎重な借り方をすべきだ、一方においては確かにそういう確固とした姿勢が大事だらうと思ひます。

○島居委員 サラ金大手四社の五十七年度の決算が報道されておりますね。

それによると、期末融資残高が二千億円台にのり三千億円台に達する勢いということです。その伸び率が一倍から二倍、大変な伸びを示しているのがこの実態です。貸付人数も大々的に増加しておりますし、貸し倒れ償却も〇・五倍から三倍に増加している。こういうサラ金の大きな増加に一体どういう背景があるのか、こうしたサラ金の急激な膨張に対する大蔵省としての考え方、見解はいかがですか。

た間々あるわけありますから、公的な生活資金の融資制度を充実していく、あるいは都銀、地銀等によつて生活資金のいわゆる消費者ローンの大を図つていく、こういう大蔵省の対応というの

は非常に要求されるところだらうと思うのです。が、今後どういう対応をされていきますか。○宮本政府委員 先生御指摘のとおり、消費者金融につきましてやはり金融機関が十分対応していく必要があります、それによつて少しでも消費者金融が健全になるあるいはサラ金禍が減つていくといふことは、私どもとしても、そういう方向で指導なり誘導をしていく必要があると思うわけでございます。

確かに、高度成長期、資金の不足してゐた時代には、どうしても産業金融の方へ偏りがちだったのですが、どうしても産業金融の方へ偏りがちだったのでござりますけれども、いまや住宅ローンを中心に、個人が資金の需要者としてこの十年間ぐら

い登場してまいりまして、特に特に消費者金融問題が大きくふくれ上がりつてきているわけでござります。私どもといつしましては、金融機関が消費者金融に十分力を入れるように努力してまいりますけれども、こういうような非常に大きな社会問題にもなつてきているわけでござりますので、一層その充実を図るように努力してまいります。こう思つております。

○島居委員 サラ金大手四社の五十七年度の決算が報道されておりますね。

それによると、期末融資残高が二千億円台にのり三千億円台に達する勢いということです。その伸び率が一倍から二倍、大変な伸びを示しているのがこの実態です。貸付人数も大々的に増加しておりますし、貸し倒れ償却も〇・五倍から三倍に増加している。こういうサラ金の大きな増加に一体どういう背景があるのか、こうしたサラ金の急激な膨張に対する大蔵省としての考え方、見解はいかがですか。

。

○宮本政府委員 私どもも、こんなに膨張するの

が実はよくわからないのでござりますけれども、顧客のニーズがあつたからふえたということは一

つ言えるかと思ひます。なぜそのニーズがあつたのかといふのは、われわれ銀行局あるいは大蔵省としてはなかなかつかみにくい点でございます。

それからもう一つは、サラ金業界の方も競争を

通じまして、先ほど伊藤先生からも御指摘ござい

ましたが、実際問題として金利が下がりつつある

のではないか、あるいは、昔のような質屋的なイ

メージではなくて、わりと近代的なイメージでも

つて商売をするとか、あるいは資金調達ルートを

強化するとか多様化するとか、それなりにサラ金

業界の方も努力したのではないかという気がいた

します。ただ、御指摘のように原資がなければそ

んなに膨張しないわけで、したがいまして、余裕

資金を持っている金融機関なりあるいは融資機関

がかなり資金を融通したという点も急成長の一つ

の原因だとは思います。

○鳥居委員 それで、貸出残高の急増ですね、あ

るいは貸付人数が非常に伸びている様子、この背

景にはやはり大手都銀あるいは生保、そういうと

ころの豊富な資金融資があつたればこそだと実は

思ふのです。生保あるいは銀行のサラ金への融資

状況はどんな状況になつておりますか。

○宮本政府委員 最近調査の結果でござります

が、五十七年九月末現在で判明した数字といたし

まして、銀行が千八百四十二億、信用金庫が百十

八億、保険会社、これは主として生命保険会社で

ございまが、八十二億、合計一千四百四十二億という

数字を把握いたしております。

○鳥居委員 こういう豊富な金融機関からの融資

がまず一つ背景にある。その資金を運用するため

に強力な過大な宣伝活動を行う、貸付先の開拓も

ノルマみたいな形で責められる、一人当たり融資

額も増加させる、サラ金への資金需要を拡大した背景はそういう形で返済に窮った人がどんどんふえてくる。こういう姿は、当然起ころべくして起

こつているサラ金地獄だと思うのですね。金融機

関の融資拡大がサラ金地獄を一層深刻なものにし

ている。こういう因柄を大蔵省としてはどういう

ふうに見ていらっしゃるのか。サラ金への融資の

自粛通達が全く効果がない実態じゃないのか、こ

う思うのですけれども、どうでしよう。

○宮本政府委員 最近の実態を見ておりますと、

確かに私どもの口頭通達が厳正に守られていない

ような気もいたすわけでございます。ただ、金融

機関といましても、業態によってかなり違つて

おりまして、都市銀行や地方銀行がそれほどやつ

ているとは思えないわけでございます。一部相互

銀行とかあるいは保険会社、外國銀行等からかな

り流れているようでございます。しかし、いずれ

にいたしましても、いま御指摘のような点は多々

あるわけでございます。

そこで、この問題は、貸金業法の成立いかんに

かかわらず、先ほどもちょっとお答え申し上げま

したが、銀行行政の一環として直ちにできる範囲

のこととござりますので、いま実態把握に乗り出

しておりますと、その実態を見きわめた上で、

場合によりましては口頭通達を書面による通達に

でも改めまして、自粛の徹底みたいなものを図つ

ていきたい、こう思つております。

○鳥居委員 最近、商工中金がサラ金融資にかか

わつて、銀行が沙汰を図つたけれども、この実態は一体どうなつておるのか、また、御

今後の対策としてどういう対策を講じるのか、御

説明いただきたいと思います。

○宮本政府委員 商工中金自体のお金がサラ金業

界に流れているということは聞いてはいらないわけ

でございます。

○大原(一議員) 四十三条の問題でありますけれ

ども、これは、いろいろの法的規制をいままでの

規制のない状態から入れていく手前、やはりその

身がわりとして、金利水準を漸次下げていくとい

うこと、その身がわりとして四十三条の規定を入

れたわけでございます。

先ほど伊藤先生からもお話をございましたが、

実際、金利はもう少し下がつていいと思うので

す。ですから、大蔵省に金利を下げる努力をいろ

いろしくとありますけれども、やはり

いくという点については、これはとめるべき話

ではないのかもしれません、どうも現在報道さ

れておりますようなサラ金専業者の実態からい

ますと、たとえ大手でありましても非常に社会的

な批判を浴びているわけでございますので、こ

ういう点につきましては、特に政府関係機関の関係

者に資金を流すことについては厳にやめるべきで

ある、こういうふうに考えておりまして、そういう

意味におきまして、商工ファクターでございま

すか、あの会社のサラ金への融資は回収するとい

うふうなことも聞いておりますし、より強い指導

をしてまいりたい、こう思つております。

○鳥居委員 このまま金融機関を後ろ盾にしてサ

ラ金の貸し付け競争が激化していくならば、サラ

金被害も大変増大していくだらうというふうに思

われるわけです。そういう状況の中で、今回の利

息制限法の金利を上回る、つまりグレーバーの

金利の返還請求の道をふきごう、こういう考え方

では、仮に原案が成立したとしても、一家離散と

金利の返還請求の道をふきごう、こういう考え方

としても、金利情勢を見きわめ、できるだけ早い

機会に四〇%ラインを確保するというのだが、当委

員会の努力目標として今後この問題に取り組んで

いかなければならない問題の一つであると私は

思います。

サラ金禍がこの法律によつてなくならないだろ

うという御議論、確かにお説のとおりです。私

は、この法律が一〇〇%りっぱな法律だとは思つ

ておりません。いきなりりっぱな絵をかきまして

も、何しろ何もないところへ規制をつくるのであ

りますから、六十点から七十五点ぐらいの法律だろ

うと私は思います。そういう状況の中で、規制開

係も二十項目入っていますし、営業停止項目も十

七項目、罰金項目も二十項目ぐらい入っています

し、ひとつ積極果敢に大蔵当局を中心にしてこの法律

を実施していただいて、その後の状況を見なが

ら、また新しい改正もしていかなければならぬ

ことがあります。

それから、質屋が入つていいのは、質屋営業

人と担保をとつていいらしいですが、あそこはちゃ

ら金問題におけるようなトラブルが起きていな

いことで、質屋関係を除外したわけでござい

ます。

それから、質屋をやつていいわけですが、あそこはちゃ

ら金問題におけるようなトラブルが起きていな

いことで、質屋関係を除外したわけでござい

ます。

それから、質屋が入つていいのは、質屋営業

人と担保をとつていいらしいですが、あそこはちゃ

ら金問題におけるようなトラブルが起きていな

いことで、質屋関係を除外したわけでござい

ます。

以上でございます。

○鳥居委員 いま、金利について率直なところを

お述べになりましてけれども、確かに実勢の金利

水準というのは下がつていいと思うのですが、四

十数%という金利のところもありますし、これか

らますます競争が激化してまいりますから、競争

の中から淘汰されるであろうことも目に見えてい

るわけあります。

しかし、今回の原案に関しても

は、そういう意味で経過措置がかなり高い金利の

ところに固定をしてしまったが実は嚴としてあ

るだろうと思います。

その改定を急がなければならぬとのじやないかと

思います。

それから、悪質な取り立て行為の点なんですが

れども、取り立て行為の規制につきましては、原

案では抽象的な規定になつてゐるために、多くの人が具体的に何をしていけないのかちょっと理解に苦しむという意味での規制の難点があるだらうと思うのです。もつと明確にした方がよりはつきり規制の対象になるだらうと思うのですが、この点についていかがでしようか。

○大原(一)議員 提案の段階でいろいろ議論をした問題点の一つであったわけでございますが、人を威迫して生活の平穏を害するとも書いてあるわけですから、輕犯罪法でも、へいにその人を威迫しないポスターを張つても違反になつてゐるわけあります。サラ金に関して、人を威迫して生活の平穏を害するというようになります。

○大原(一)議員 提案の段階でいろいろ議論をしたがって、具体的にわれわれの希望として

は、大蔵省が通達の中に、いろいろ議論がありま

したので、それを取り入れて明示をしていくとい

うことが必要ではないかというふうに考えており

ます。たゞ、たとえば、どこかの案にありました

が、夜の十時から朝の六時までの取り立て電話を

かけてはいけないと、十時の以前と六時以後であつたら幾ら電話してもいいのかとい

う議論になりますし、具体的に非常にむずかしい

問題がありましたので、抽象的な規定にしたわけ

でありますけれども、参議院、衆議院の議論を踏

まえて、具体的な通達、省令、政令の段階で規

定をしていただきたい、かように考えております。

○鳥居委員 質問を終わります。ありがとうございました。

○森委員長 正森成二君。

○正森委員 提案者にまず伺いたいと思います。

非常に失礼な言い分ですが、先ほど、この法案

でサラ金禍はなくならないであろう、しかしひ

点、七十点はあると思うという御答弁でございま

した。日ごろから大原先生の人柄は存じ上げてお

りますが、その御評価を伺つて、これはどうも試

合に、これはまだ衆議院では採決が行われておりますが、参議院を例に出しますが、参議院

点、七十点あるじゃないか、ふたをあけてみれば

みごと落第で合格していないということがあります

が、この法案はまさにそういう法案ではなかろ

うかという印象を持つのですね。サラ金関係の犯

罪は三日に一件、死者は三日に四人というような

非常事態だというように新聞では連日報道されて

いるのですね。

それで、一番の問題は、諸先生も言われたよう

に、金利の問題と四十三条の最高裁の判例否定と

いうことだらうと思いますが、金利については、

先ほど先生の御説明では、これでも大分現状より

はいいんだ、現状ではこれよりも悪いのがたく

さんあるんだと、いうように言わされました。その

高い金利では、なかなかサラ金禍をなくすことは

できない。

それで、参議院で上田教授をお呼びして、先生

も御承知と思いますが、その上田教授は、御自分

で計算された適正金利として、二十五万円以下の

部分についても年三〇・九多ぐらい妥当ではない

か。これは五年前に自分は三六%程度、こう言

つておつたが、その後五%ぐらい下がつておると

いうことを言われまして、御自分の計算に対しても

サラ金業界からただの一言も反論がなかつたとい

うことを言うでおられます。さらに、外國の例を

お引きになりまして、西ドイツでは、借り受けの

上限金利が、金額によりまして一四%から二五%

の範囲内、フランスは一五・八%から一九・五%

の範囲内で、これを超えるといすれも刑を科せら

れる、科罰金利であるということを言うおられる

のから見ますと、この法案での金利規制とい

うのは余りにも高過ぎるのはないかといふように

思われますが、いかがですか。

○大原(一)議員 上田先生の御議論を参議院でい

ろいろお聞きしたのであります、具体的にどう

いう基準で、あるいはサンプル調査でおとりにな

ったのか、私ちよつとよくわからなかつたのであ

りますが、銀行局長がいろいろ答弁しております

だけれども、金利水準の問題については水かけ論

だつたような感じがいたします。

○正森委員 金利の問題については、上田教授は

従業員三人ぐらいの零細業者ということでお調べ

になりましたので、思いつくまま申し上げました

が、そういう感じを持っております。

○正森委員 金利の問題については、上田教授は

従業員三人ぐらいの零細業者ということでお調べ

になりましたので、思いつくまま申し上げました

が、そういう感じを持っております。

○正森委員 それは、本来闇法のものを特殊な事

情で自民党の法案にしたんじゃないですか。

法制度はそういうことを言うであります。私が委員部とかそんなので調べさせたのでは、そ

う例はない。昭和五十七年二月十二日に提出さ

れた九十六国会衆議院法第五号の私立学校振興助

成法、これは自民党提出で反対は社会党だけがさ

れましたが、その他の党の賛成で成立した。同じ

く九十六国会、昭和五十七年五月十四日提出衆議

院法二十八号、北方領土問題等の解決の促進のため特別措置に関する法律案、これも自民党提出

で沖縄北方委員会で、社会党が反対をされました

それと、外国の例でございますけれども、委員

おっしゃるとおりに、サラ金というものは特殊日本

的

金融構造だと私は思うのです。と申しますこ

とは、先ほど銀行局長も触れましたが、日本の金

融は高度成長とともに産業金融偏重であつた、家

計金融、消費金融というのが非常に取り残された

分野であつたわけですが、そういう構造

の流れ込みがいわゆる消費ブームにマッチしない

で、そつちの方面からの資金需要が実現現在にあ

ったわけであります。それに対する資金需要が

いびつな形で非常に繁盛したというのが日本のサ

ラ金の実態だと思うのです。そういう意味で、外

国においては、アメリカにもいわゆる貯蓄銀

行というものがございますが、半分以上、住宅金融

を入れますと七、八割は家庭金融ですね、消費金

融。そういう金融機関が日本になかったとい

うことでありますね。

そういう意味で、都市銀行等、一般銀行であり

ますが調べてみると、消費金融というのはまだ

依然として一〇%ぐらいにしかなつていてない。そ

の中の九割九分は住宅ローンでありますね。あ

と、最近、クレジットとかその他の分野へ多少ウ

エートはかかるでおりますが、一般金融機関の消

費者金融ウエートが非常に低いところに、

基本的に特殊的な金融構造があるのではないか。

今後、そういう方向で、いわゆる一般金融機関

がもつと消費者金融に目を向けて適確な融資をし

ていけるような体制が欲しい。アメリカとお比べ

になりましたので、思いつくまま申し上げました

が、そういう感じを持つております。

○正森委員 金利の問題については、上田教授は

従業員三人ぐらいの零細業者ということでお調べ

になりましたので、思いつくまま申し上げました

が、そういう感じを持つております。

○正森委員 それは、本来闇法のものを特殊な事

情で自民党の法案にしたんじゃないですか。

法制度はそういうことを言うであります。私が委員部とかそんなので調べさせたのでは、そ

う例はない。昭和五十七年二月十二日に提出さ

れた九十六国会衆議院法第五号の私立学校振興助

成法、これは自民党提出で反対は社会党だけがさ

れましたが、その他の党の賛成で成立した。同じ

く九十六国会、昭和五十七年五月十四日提出衆議

院法二十八号、北方領土問題等の解決の促進のため特別措置に関する法律案、これも自民党提出

で沖縄北方委員会で、社会党が反対をされました

三二一

が、それ以外の党が賛成という二例があるだけで、それ以外に共産党だけが反対したというのが若干あるようですが、それ以外にはないというよううに私は委員部から報告を受けております。

いまの法案は、閣法を特殊な事情で自民党提出ということにしたのではありませんか。まず、私のいま言つたことに答えてください。

○松下法制局参事 先刻第一番目に申し上げました会社臨時特別税法案につきましては、これは必ずしも政府提案にすべきものを特殊な状況によってといふことではございませんで、これは各政党から、石油ショックによる値上がりによる不当利益を吸収するということで法案が出ておりまして、これはその中の一つといふことでございました。でござりますので、必ずしも政府提案とすべきものを特殊の事情によつて議員立法として出されたものののみであるということではないわけでございます。

○正森委員 会社臨時特別税というものは当然取らなければならぬということやつたのですが、その取る幅がいろいろ意見が違うということでお取ることには全部賛成だが幅が違うということであり、とりあえず自民党の賛成だけということにして、この法案だと私は承知しているのですね。こういうサラ金法案のようくに本質にかかる問題について三党以上が反対しているというようなことはない。

私がいま質問をした、一党だけで賛成したのがこういう二つのことがあるという問題については何ら答弁がないと思うのですけれども、その点はいかがですか。いまわざわざ三つほど持つてきましたけれども、私が言つたことには答えていないですね。その点は調べましたか。自分に都合のいいものばかりではないでしょう。私がわざわざ資料を渡して、調べてきなさいと言つてゐるのに、その資料については調べないで、自分でいろいろ調べたことだけ言つて、そのことを質問者にも事前に言つてください。

わらないなんていふのは信義の原則にだつて反するのではないか。私の方は、こういうぐあいに全部調べて、これが政府だつたらそこまで親切にしないけれども、相手が大原理事だから渡しているのじやないですか。それに對して、これは答えないで、自分でいろいろ調べてきた特殊な事情のあるものについて答弁をして、しかも、それは質問者にあらかじめ何も言わない。そんなのじや、これからはわれわれは親切にこんなもの出しませんよ。いきなり聞いたつていいのです。それじや、あなた方、答弁の用意がないでじようが。

○大原(一)議員 法律の専門家の正森さんに指摘されて法制局に調べさせたわけありますけれども、その点については私の勉強不足であります。で、ただいますぐ法制局に調べさせてます。

○正森委員 非常に不公正なやり方だと思うのですね。私が事前に提出したことについては調べない。それで、何か知らないけれども調べたら自分に有利なことがある。それについても会社臨時特別税というのには、私の記憶ではそういう経緯だというものはやる。しかも、それを資料を出した議員には答えないで、それで勝手に答えるというようなことは、あらかじめ議員立法だからと思つてわざわざ提供していることに対して全く信義に反することですね。だから、いま質問時間がもうありませんのでここでやめておきますが、後日何らかの委員会の席かあるいは私のところに御報告願いたいと思います。

それで、参考人においていただいておりますので、ありがとうございます。伺いたいと思いますが、すでに他の二党からお聞きになつておりますので、私の方からほんの一、二点だけ伺わせていただきたいと思います。

○樋口参考人 取り立ての規制につきましては、

二十一条を一カ条だけ置いてございますが、規定が非常に抽象的でございまして、これでは効果的に非常に高い金利を取り、かつ不動産を担保に取扱できるかどうかが疑問であります。たとえば、それでも、不動産の抵当権を実行するとか代物が明瞭かになっておりますので、こういうものをものについて答弁をして、しかも、それは質問者長時間の電話、深夜の電報、支払い義務のない者への請求、私事の公開、そういうたサラ金の手口が明瞭かになつておきますので、こういうものを有効に規制することが必要だと思います。

○正森委員 なお、サラ金の問題についてはいろいろな担保を取るといふことがございますが、それについても、どういうふうに考えておられますか。士会ではどういうふうに考えておられますか。○樋口参考人 不動産金融のように非常に金目のものを取るというのではなくて、たとえば免許証とか健康保険証とか、そういう事実上の担保を取つておると思います。このことによつて泣く泣く士会ではどういうふうに考えておられますか。

○大原参考人 不動産金融の支払いと言えるかどうか、そういうことを検討していきたいと思つております。○正森委員 いま任意の支払いという問題が出ましたが、今度の法案は、たしか条文では、利息と支払いとと言えるかども、最高裁判所は從前任意に支払われたというような表現であったことから、いま質問時間がもうありませんのでここでやめておきますが、後日何らかの委員会の席かあるいは私のところに御報告願いたいと思います。

○樋口参考人 従来、不動産金融につきましても利息制限法に関する最高裁判所の判例が一般的な抑止力としてございまして、彼らが自粛をしていくわけでございます。これに真っ向から挑戦する

ことに対しても、裁判上異議を言うというケースが出てくるかと思うのですが、それについて参考人はどうお考えですか。

○樋口参考人 従来、不動産金融につきましては、債務者が持つておりますので、非常にやりにくくなるとは思いますが、最高裁判所は従来から消費者の保護、高金利の抑止という社会政策的な判例を積み重ねておりますので、今後もそういった人権擁護の観点から法律の解釈に大いに工夫すべきだ、このように考えております。

○正森委員 そうしますと、いまの参考人の御意見は日本弁護士連合会所属の弁護士としては、そういう抗弁といいますか主張といいますか、それを当然裁判上行うであろうし、それについて最高裁判が、昭和三十九年と四十三年の判例に基づいて、今回仮に成立する法案に対してもなおかつ司法の立場からの判断をなす場合はあり得るという

ようにお考へでございましょうか。

○樋口参考人 これはまだ具体的なケースはございませんが、予測としては、私どもは、与えられた条件のもとに十分に努力をして新しい道を切り開いていきたい、そして可能性もある、このよう

するわけですね。そうしますと、利息制限法以上の非常に高い金利を取り、かつ不動産を担保に取扱できるかどもが疑問であります。たとえば、それが政府だつたらそこまで親切にしないけれども、不動産の抵当権を実行するとか代物がございまして、ずっと前には代物弁済で相当高い物を取つてしまふということがございましたが、清算をしてなお余剰があれば返すというような判例が定着してきていると思うのです。そうすると、日本弁護士連合会としては、今回の法案が通りました後、非常に高い金利であるというような場合には、先ほど言われた任意性の問題はもちろんでありますが、そのことが利息制限法に違反するということで、不動産を取られてしまうということがあります。このことによつて泣く泣く士会ではどういうふうに考えておられますか。

○樋口参考人 従来、不動産金融につきましては、債務者が持つておりますので、非常にやりにくくなるとは思いますが、最高裁判所は従来から消費者の保護、高金利の抑止という社会政策的な判例を積み重ねておりますので、今後もそういった人権擁護の観点から法律の解釈に大いに工夫すべきだ、このように考えております。

○正森委員 そうしますと、いまの参考人の御意見は日本弁護士連合会所属の弁護士としては、それを当然裁判上行うであろうし、それについて最高裁判が、昭和三十九年と四十三年の判例に基づいて、今回仮に成立する法案に対してもなおかつ司法の立場からの判断をなす場合はあり得るという

に考えております。

○正森委員 大蔵大臣にお見えいただいておりますので伺いたいと思います。

すでに島居委員もお聞きになりましたけれども、商工中金系の商工ファクターというのがサラ金業者に融資をしておりました。それにつきまして私が非常に注目しておりますのは、大蔵省が暗黙の了解を与えていた。つまり、事前に大蔵省から金利を下げる急書を融資先のサラ金から取るよう指導を受けた。何か記事を見ますと、何年か前に二〇%にするというようなことで大蔵省は黙認していたんだという記事がある。これは非常に重大なことではなかろうか。商工中金というのは政府の出資金もございますし、財投の金も出ているということで問題ではなかろうかというよう考へるわけあります。

この問題については二十六日に参議院で質問がございまして、商工中金は大蔵省と通産省の共管ですね、そこで山中通産相が、なぜそんなことをするのか疑問だ、厳正な運用をするよう中小企業庁長官から厳しく申し入れたと答えておられ、また中小企業庁長官も、武富士など三社には返済するよう要請した、早急に回収するというように御答弁があつたようです。

そこで、商工中金は通産と大蔵の共管というふうに聞いておりますので、大蔵大臣としてもこういう点についていかがお考へか。すでにもう一部の新聞には中小企業庁長官を通じて返済させるというように出ていますが、大蔵省としてどうお考えか、承りたいと思います。

○官本政委員 商工ファクターの業務につきまして、どのような運用をするかについて商工中金から当方に感触の打診があつたことは確かでございます。貸し金業者に対する融資につきましては、銀行局のスタンスは、御承知のとおり口頭指導をやつておりますので、そういう融資をする際にもそういう通

達の趣旨に従つてやるべきだということ、それからもう一つは、商工ファクターは商工中金からの直接の出資はございませんけれども、密接な関連を有する会社でございますので、商工中金から融資を受けた資金で貸し金業者に金を流すということとは好ましくないという感触は実は伝えたところでございます。そのような私どもの感触を踏まえまして、商工中金としては、商中の資金は使わない、それから相手方から融資に当たつて金利引き下げの急書を取るとか、いま御指摘のようなことでございますが、それから融資先は優良健全など

ころに限るというふうな注をつけまして商工ファクターの方に商工中金としての意向を伝えて、そういうふうな意向に基づいて商工ファクターが自主的判断で融資をしたというふうに聞いておるわけでございます。

ただ、現在のサラ金の実態を見ますと、こういう政府系機関の関係会社がいまのような実態の融資をしていることについては、これは自らすべきでございまして、いま御指摘のとおり、新規にはもう絶対に行わないということと、既往分につきましては順次返済期限が来るに従いまして回収に努めるということに決めたようでございます。

○正森委員 大蔵大臣 何かござりますか。

○竹下国務大臣 いま銀行局長から御説明を申し上げましたが、私も参議院でいろいろ議論を承つておりますので、その後の時限立法となつておりますので、その後の問題として商工中金法の改正ということがいろいろ議論にならうかと思います。これはもちろん通産省と共管でございますので、にわかに予見を持つてどういうふうになるであろう、というようなことを言うわけではございませんが、それなりの位置づけはその時点で議論されていけば、なおのこと指導することによっていやしくも誤解を生むよ

うなことのないような配慮はできるのではないか

うかというふうに考えております。

○正森委員 これで終わりますが、きょうのある

新聞を見ますと、農林中金の関連会社、株式会社

協同リースもサラ金のプロミス、アコム、レイク

あるいは武富士に八十六億円も融資しておる。農

水省の経済局の金融課長などは、当然慎むべきである、こういう談話を発表しておりますが、大蔵省はやはり農水省と共管のようでございますが、同じような態度でござりますか。それを承つて、質問を終わります。

○森委員長 この際、両案に対し、伊藤茂君外一名より、日本社会党、公明党・国民会議二派共同提案に係る修正案及び養輪幸代君外一名より、日本共产党提出に係る修正案がそれぞれ提出されます。

提出者より順次趣旨の説明を求めます。伊藤茂君。

○伊藤茂委員 私は、日本社会党と公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました資金の規制等に関する法律案並びに出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

サラ金問題は今日まで長い年月にわたつて重大な社会問題となつてしましましたが、特に最近は業者の急激な増大、悲惨な社会問題の激増などを防ぐことは、まさに緊急の課題となつております。このような新たな現実に対応して、実効ある立法措置をとることは、まさに緊急の課題となつております。

長年にわたりて各界から指摘されてきたことであります。一方また、わが国の産業復興に対しても、業者の経営基盤の脆弱さ、過度競争、行政当局の対応の不十分さ、利用者の安易な態度とそれに便乗した悪質な業者の存在等があります。そこで、このようなサラ金被害から利用者を守り、貸金業界にもっと努力をする必要があろうかと思ひます。

○森委員長 同様の態度でござります。

の健全化を図るために有効、適切な規制法の制定が望まれたのであります。

社会党、公明党初め各党とも独自規制法案を国会に提出する一方で、各党間で調整を図り、議員立法を制定するため積極的努力を重ねてまいりましたが、その都度不成功に終わり、早期制定を望む国民の期待にこたえることができなかつたのであります。しかし、昨年の第九十六国会の最終段階に至つて、サラ金禍をこれ以上放置すべきではないとの認識で一致し、現在当委員会で審議している二法案がまとめられたのであります。私たちはこの二法案について、不満足なものであるにせよ、数年間にわたる論議の上に当時の時点での現実に可能な具体的対応策として考えたのであります。

私たちには、この二法案について、不満足なものであるにせよ、数年間にわたる論議の上に当時の時点での現実に可能な具体的対応策として考えたのであります。私たちはこの二法案について、不満足なものであるにせよ、数年間にわたる論議の上に当時の時点での現実に可能な具体的対応策として考えたのであります。

この二法案について、不満足なものであるにせよ、数年間にわたる論議の上に当時の時点での現実に可能な具体的対応策として考えたのであります。私たちはこの二法案について、不満足なものであるにせよ、数年間にわたる論議の上に当時の時点での現実に可能な具体的対応策として考えたのであります。

次に、修正案の内容を御説明申し上げます。まず、貸金業の規制等に関する法律案に対する修正案です。

第一に、貸金業の開業に当たって、現行の届け出制から登録制に改善された点は評価いたしますが、いわゆるサラ金問題を解決するために開業規制をいま一步厳しいものにすることが必要であります。そこで、登録の申請前三年以内に貸金業に登録したこととし、協会等は意見を付して大蔵大臣並びに都道府県知事に申請することといたしております。

かかる手段を通して業者の連合会並びに協会への加入の促進を図り、あわせて健全な貸金業の運営を図る必要があると考えるものであります。

第二に、誇大広告の禁止などについて原案はきわめて抽象的であり不十分と言わざるを得ません。誇大かつ不当広告の散乱を防ぎ、利用者を誘発するがごとき広告は厳禁すべきであり、そのため広告の倫理を定め、禁止すべき広告の表現について具体的に列記させることといたしております。また、本人の知らないうちに保証人にしての巧妙な貸し付けを防止するため貸金業者に債務者または保証人となる者の契約の締結の意思を確認する義務を課すこととにいたしております。

第三に、取り立て行為の規制についてあります。業者の強制的暴力的取り立て行為に対する規定が、原案では抽象的であり、実効性に疑問が残りますので、深夜早朝の取り立ての禁止、電話による反復取り立ての禁止、威迫を交えた言動、さらに債務についての流布など禁止すべき行為を具体的に列記することといたしております。

第四に、任意弁済の取り扱いについてあります。原案は、任意に支払った金利は有効な債務の定めは、高金利を固定化させる一方で、サラ金被借の法的救済を困難にし、消費者保護をむずかしくするものと考えます。したがって、現行の利

息制限法の本旨と超過利息の元本充当、過払い金の返還を求めた最高裁判例を維持することが最も重要な規制措置は、今日、緊急の課題となっています。

いたしております。次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りについてあります。この規定では、上金利を法律に引き下げ、法律施行五年経過後に検討した上で、最終的に四〇・〇〇四%に移行すると定めています。この規定は、実勢の金利を反映しております。この規定は、実勢の金利を反映しております。この規定は、実勢の金利を反映しております。

金利規制について、原案では、上限金利を法律施行後三年間は年率七三%、次いで年五四・七五%に引き下げ、法律施行五年経過後に検討した上で、最終的に四〇・〇〇四%に移行すると定めています。この規定は、実勢の金利を反映しております。この規定は、実勢の金利を反映しております。

金利規制について、原案では、上限金利を法律

施行後三年間は年率七三%、次いで年五四・七五%に引き下げ、法律施行五年経過後に検討した上で、最終的に四〇・〇〇四%に移行すると定めています。この規定は、実勢の金利を反映しております。この規定は、実勢の金利を反映しております。

金利規制について、原案では、上限金利を法律

の返還を求めた最高裁判例を維持することが最も重要な規制措置は、今日、緊急の課題となっています。

いたとしております。

最近、サラ金にかかる事件が爆発的にふえ、犯罪は三日に一件、死者は三日に四人という非常事態となっています。このようなサラ金悲劇の原因は、異常な高金利が放任されていること、悪質業者が野放しになつております。この原因に対応した業界規制法こそが、サラ金被害者、弁護士、学者、労働組合、消費者団体など多くの国民から、強く求められているものです。

また、昭和三十九年十一月と四十三年十一月の最高裁判例が、利息制限法を超える金利を無効とし、債務者救済に道を開くとともに、法律上の不備を指摘し、厳しい警告を発してきたとともに、法制上の新たな対応を求めるものとして見過ごせないところです。

ところが二会派提出の二法案は、昨年來の衆参の審議等で、わが党が一貫して指摘したように、被害者や国民の立場に立つてなく、むしろサラ金業者の利益を擁護するものとなつております。その問題点の第一は、高金利を公認していることです。出資法の改正案で当面年利七三%、三年後によく四五・七五%とするにとどまり、本筋の審議等で、わが党が一貫して指摘したように、被害者や国民の立場に立つてなく、むしろサラ金業者の利益を擁護するものとなつております。

その問題点の第一は、高金利を公認していることです。出資法の改正案で当面年利七三%、三年後によく四五・七五%とするにとどまり、本筋の審議等で、わが党が一貫して指摘したように、被害者や国民の立場に立つてなく、むしろサラ金業者の利益を擁護するものとなつております。

第二は、貸金業法案で、利息制限法についての最高裁判例の適用除外を図っていることです。これは、業界の宿願に十二分に報いる一方、被害者や弁護士などからは業者と戦うための武器を奪い、救済の道を封じて、債務者を自殺か夜逃げか破产の道に追い込むものです。さらに、この措置によって、立法府が一方的に最高裁判例の精神を踏みにじることもきわめて重大と言わざるを得ません。

第三は、貸金業法の業務規制の実効性が疑わしくするものと考えます。したがって、現行の利

正案

〔本号末尾に掲載〕

○森委員長 簿輪幸代君。

貸金業の規制等に関する法律案に対する修正案の内容であります。委員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げて、提案理由説明を終ります。

〔本号末尾に掲載〕

○簿輪委員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題の參議院からの送付案件であります自由民主党、新自由クラブ・民主連合共同提案の貸金業の規制等に関する法律案に対する修正案の理由とその概要を御説明申し上げます。

第一に、不当な高金利による貸し付けを禁止すること、第二に、利用者の資力・返済能力を無視した貸し付けを防止すること、第三には、利用者等に対する暴力的な取り立て行為を厳禁し、業務上及び生活上に不当な影響の防止に努めること、第四には、行政当局が厳格に対応し、指導監督に努めることの四点を基本的な考え方とすべきであると想うのであります。

し、登録制をとることでどれだけ規制の実を上げられるかは疑問です。業務規制も、貸し付けの額や期間の規制がなく、早朝深夜の取り立てや親族へのいやがらせなどの禁止規定もありません。これでは、業界野放しの現状を大きく変えるに及ばないばかりか、逆に業者に市民権を与え、銀行融資導入など利便の拡大を助けることにしかなりかねません。

わが党は、このような二法案に反対し、真に有効な規制法を実現させるため、改めてその全部修正を提案いたします。

以下修正案の概要を説明いたします。

まず、貸金業の規制等に関する法律案を全部修正し、小口消費者金融業法案としておられます。サラ金、すなわち小口消費者金融業を他の貸金業とは別にして免許制を導入し、厳正な審査が行えるようにしています。貸付業務に対する学生など返済能力のない者への貸し付けや白紙委任状の徴取、物品との抱き合わせ融資等を禁ずる等の措置を講じています。取り立て業務についても、早朝、深夜の訪問や縁故者に対する支払いの強要、債務者等を威迫し平穏を害する言動、第三者からの貸し入れによる返済の強要などを禁じています。監督では、大蔵大臣・知事が、法違反業者に対して立入調査はもちろん、必要な指示ができない場合、さらには悪質な場合は業務停止や免許取り消しができるとしています。なお業者の不正、不当、不誠実な業務行為についてはだれでもが行

政当局に申告し、改善措置を要求できる等の規定も設けております。

最後に、罰則については、不正手段による免許取得や無免許営業、名義貸し、業務停止命令違反に対し、併科を含め、三年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金に処するなど所要の規定を定めております。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案についても全部を修正いたします。

刑事罰対象とならない金利の上限を現行の年利

一〇九・五%から四〇・一五%に引き下げて、異常な暴利をなくすとともに、利息制限法第四条が遅延金利など賠償予定額の最高限を利息制限法金利二〇%の二倍、つまり四〇%までとしていることに対応させています。これによって四〇%を超える高金利は処罰対象となり、経済実態に見合った金利が実現することになります。さらに、罰金額は最高三百万円まで引き上げることとしています。

なお、この二つの修正案は、公布の日から起算して六月を超えない範囲の政令で定める日から施行することとしています。

以上が本修正案の内容でございます。

何とぞ慎重審議の上、賛同いただきますようお願い申し上げます。

○森委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○森委員長 何とぞ慎重審議の上、賛同いただきますようお願い申し上げます。

○森委員長 これより原案及び各修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○森委員長 初めに、貸金業の規制等に関する法律案について採決いたしました。

○森委員長 次に、伊藤茂君外一名提出の修正案について採決いたしました。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、蓑輪幸代君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○森委員長 起立少數。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、伊藤茂君外一名提出の修正案について採決いたしました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○森委員長 「賛成者起立」

○森委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○森委員長 次に、原案について採決いたします。

○森委員長 原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○森委員長 「賛成者起立」

○森委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○森委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○森委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○森委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

附則の規定中に引用されている法律番号等の、年の表示を改める修正が行われた上、本院に送付され、ただいま当委員会で可決となりました。

この間、業者の駆け込み開業、営業所の激増など、貸金業をめぐる状況は変化を見せております。また、不当な取り立て行為も、依然として報じられております。

本附帯決議案は、このような状況にかんがみ、資金需要者の利益の保護と、業界の健全化のため、特に配慮すべき諸点を取りまとめたものであります。

資金需要者の利益の保護と、業界の健全化のため、特に配慮すべき諸点を取りまとめたものであります。

以上であります。
何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多數。よつて、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

ありがとうございました。

○森委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特別に關する法律案に対する修正案
国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るために一般会計からする繰入れの平

に関する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「昭和五十八年四月一日」を「公布の日」に改める。

貸金業の規制等に関する法律案

(小字及び一は参議院修正)

自次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 登録(第三条・第十二条)
第三章 業務(第十三条・第二十四条)
第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会
(第二十五条・第三十五条)
第五章 監督(第三十六条・第四十二条)
第六章 雑則(第四十三条・第四十六条)
第七章 罰則(第四十七条・第五十二条)

附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行ふとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して單に「貸付け」という。)で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
一 国又は地方公共団体が行うもの
二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

四 事業者がその従業者に対して行うもの
五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けて貸金業を営む者をいう。貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいふ。この法律において「貸付けの契約」とは、貸付けを行なう者で政令で定めるものが行うもの

この法律において「登録」とは、次条第一項の登録を受ける者をいふ。この法律において「登録」とは、その登録を受けた者をいふ。

第二章 登録

(登録)

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならぬ。

2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつてその効力を失う。

3 第一項の登録のうち大蔵大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、同項の登録のうち都道府県知事の登録を受けようとする者及び前項の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

(登録の申請)
第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては大蔵大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を

章及び第三十八条において同じ。ある場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同様に支配力を有するものと認められる者として大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ。)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所。

三 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所。代理人の氏名及び住所。五 営業所又は事務所の名称及び所在地。六 業務の種類及び方法。七 他に事業を行つているときは、その事業の種類。

2 前項の申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の登録の申請があつた場合は、次条第二項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号

第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)
第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記

載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ないもの

三 第三十七条第一項又は第三十八条の規定による登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合は、当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

四 繁録以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなりたる日から三年を経過しない者

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）若しくは旧資金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第二百二号）の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

六 营業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までの一に該当する者のあるもの

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までの一に該当するもの

第九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、資金業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第十条 資金業者が次の各号の一に該当することを示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録換えの場合における従前の登録の効力）

第七条 資金業者が第三条第一項の登録を受けた後、次の各号の一に該当して引き続き資金業を営もうとする場合において、同項の規定により大蔵大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の大蔵大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

（大蔵大臣の登録を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を有することとなつたとき）

二 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなつたとき。

（変更の届出）

第八条 資金業者は、第四条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、同項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき（前条各号の一に該当することとなる場合を除く。）は、あらかじめ、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（貸付条件の公示）

第九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第六条第一項第六号から第八号までの一に該当する場合を除き、届出があつた事項を資金業者登録簿に登録しなければならない。

（貸付条件の広告）

第十条 資金業者は、貸付けの条件について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、貸付けの利率その他の大蔵省令で定める事項を表示しなければならない。

（誇大広告の禁止）

第十六条 資金業者は、その業務に関する広告をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（書面の交付）

第十七条 資金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、運送なく、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に

由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録換えの場合は、その旨をそ

（名義貸しの禁止）

第十二条 資金業者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を営ませてはならない。

（第三章 業務）

（過剰貸付け等の禁止）

第十三条 資金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となるとする者の資力又は信用、借り入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

（貸付条件の公示）

第十四条 資金業者は、大蔵省令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を公示しなければならない。

（貸付条件の広告）

第十五条 資金業者は、貸付けの条件について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、貸付けの利率その他の大蔵省令で定める事項を表示しなければならない。

（誇大広告の禁止）

第十六条 資金業者は、その業務に関する広告をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（書面の交付）

第十七条 資金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、運送なく、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に

交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額

四 返済の利率

五 収支期間及び返済回数

六 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）

七 賠償額に関する定めがあるときは、その内容

八 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

（受取証書の交付）

第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 契約年月日
三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十条において同じ。）
四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額
五 受領年月日
六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他大蔵省令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

（帳簿の備付け）

第十九条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に係る帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他の大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（白紙委任状の取得の制限）

第二十条 貸金業者は、貸付けの契約について、債務者又は保証人から、これらの者が当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載した公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面（以下「委任状」という。）を取得する場合においては、当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率その他の大蔵省令で定める事項を記載していない委任状を取得してはならない。

（取立て行為の規制）

第二十一条 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穡を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

2 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穡を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、運営なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

（標識の掲示）

第二十三条 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める

様式の標識を掲示しなければならない。

（債権譲渡等の規制）

第二十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他の大蔵省令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関する行為について、その作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面（以下「委任状」という。）を取得する場合においては、当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率その他の大蔵省令で定める事項を記載していない委任状を取得してはならない。

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及び前項の規定は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二条及び前項中「貸金業者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したときは」とあるのは「当該債権を譲り受けた者」と、「その契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「その相手方」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る者」とあるのは「当該債権を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該債権を譲り受けた者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、第四十二条第一項中「当該都道府県の区域内において貸金業者を営む者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあっては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「貸付けに係る契約に基づく債権」とあるのは「当該譲り受けた債権」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託（以下「債権譲渡等」といいう。）をしようとする場合において、その相手方が貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり第二十一条第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法若しく

は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれがあるが明らかである者（以下「取立て制限者」といふ。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等をしてはならない。

第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会

合会

（貸金業協会）

第二十五条 貸金業者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に営業所又は事務所を有する貸金業者を会員とし、貸金業協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 貸金業協会（以下「協会」という。）は、都道府県ごとに一個とする。

3 協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、次の各号に掲げる業務を行う。

一 貸金業を営むに当たり、この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む貸金業に関する債務者等からの苦情の解決

四 貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他貸金業の業務に従事する者に対する研修

五 信用情報に関する機関の設置又は他の信用情報に関する機関の指定等による会員の過剰貸付けの防止

六 その他協会の目的を達成するため必要な業務

（加入） 第二十六条 協会は、貸金業者が協会に加入しよ

うとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

（資金需要者等の利益の保護） 第二十七条 協会は、会員の営む貸金業に関する契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務を行わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、協会は、会員の営む貸金業に関し、都道府県知事の認可を受けて契約約款の内容となるべき事項を定め、会員に対し、当該事項を内容とする契約約款により貸付けの契約を行うよう指導しなければならない。

（苦情の解決） 第二十八条 協会は、債務者等から会員の営む貸金業の業務に關する苦情について解消の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならぬ。

（貸金業の業務に関する研修） 第二十九条 協会は、一定の課程を定め、貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他貸金業の業務に従事する者に対する研修を実施しなければならない。

（過剰貸付けの防止） 第三十条 協会は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うもの）において「信用情報機関」という。以下この項において「信用情報機関」という。）を設け、又は他の信用情報機関を指定し会員にこれらの機関を利用させること等の方法により、資金需要者等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結しないよう指導しなければならない。

2 会員は、前項に規定する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

（大蔵大臣又は都道府県知事に対する協力） 第三十二条 大蔵大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他の必要な事項について、協会に協力させることができる。

（会員名簿の閲覧） 第三十三条 協会は、会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（全国貸金業協会連合会） 第三十四条 協会は、全国を単位として、協会を会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国貸金業協会連合会（以下「連合会」という。）は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的とする。

（名称の使用制限） 第三十五条 協会及び連合会でない者は、貸金業者又は全国貸金業協会連合会という名称又はこれらに類似する名称を使用してはならない。

2 協会に加入していない者は、貸金業を営むについて、貸金業協会会員の名称又はこれに類似する名称を使用してはならない。

（報告徵収及び立入検査） 第三十六条 大蔵大臣は連合会に対して、都道府県知事は協会に対して、連合会又は協会の適正

な運営を確保するため必要があると認めるときは、報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員にその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（第五章 監督） 第三十七条 協会は、会員の営む貸金業に関する契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務を行わなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（業務の停止） 第三十八条 協会は、会員の営む貸金業の業務を停止する場合においては、當該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

1 第八条第一項、第十一条第二項、第十二条、第十四条から第二十三条まで又は第二十四条第一項（同条第二項においてこれらの場合を除く。）の規定に違反したとき。

2 債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たる相手方が取立て制限者であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若し

くは暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯したとき。

三 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の处分に違反したとき。

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯したとき。

五 都道府県知事は、大蔵大臣の登録を受けた貸金業者で当該都道府県の区域内において業務を行なうのが、当該都道府県の区域内における業務に關し、前項各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第三十七条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消さなければならない。

一 第六条第一項第一号又は第四号から第八号までの一に該当するに至つたとき。

二 第七条各号の一に該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

四 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

2 第五条第二項の規定は、前項の処分があつた場合に適用する。

(所在不明者の登録の取消し)

第三十八条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないとき、又はその登録を受け

た貸金業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことができる。

(弁明の機会の供与)

第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定に基づく処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該貸金業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるければならない。

(登録の消除)

第四十条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項若しくは第三十八条の規定により登録を取り消したときは、当該貸金業者の登録を消除しなければならない。

(監督処分の公告等)

第四十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第三十八条の規定による処分をしたときは、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかるわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

一 第十七条第一項又は第二項(第二十四条第二項において同じ)の規定により第十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付している場合におけるその交付をする者に対する貸付けの契約に基づく支払

二 第十八条第一項(第二十四条第二項において同じ)の規定により第十八条第一項に規定する書面を交付した場合における同項の弁済に係る文払

一 第三十六条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、遲滞なく、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(報告徵収及び立入検査)

第四十二条 大蔵大臣はその登録を受けた貸金業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において貸金業を営む者に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、

その業務に關し報告をさせ、又はその職員に當業者若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 第六章 総則
(任意に支払った場合のみなし弁済)

第四十三条 貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条の規定により利息とみなされるものを含む。)の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、同法第一条第一項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかるわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

一 第十七条第一項又は第二項(第二十四条第二項において同じ)の規定により第十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付している場合におけるその交付をする者に対する貸付けの契約に基づく支払

二 第十八条第一項(第二十四条第二項において同じ)の規定により第十八条第一項に規定する書面を交付した場合における同項の弁済に係る文払

一 第三十六条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(報告徵収及び立入検査)

第四十二条 大蔵大臣はその登録を受けた貸金業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において貸金業を営む者に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、

その業務に關し報告をさせ、又はその職員に當業者若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは

その業務に關し報告をさせ、又はその職員に當業者若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは

その業務に關し報告をさせ、又はその職員に當業者若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは

その業務に關し報告をさせ、又はその職員に當業者若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは

その業務に關し報告をさせ、又はその職員に當業者若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは

その業務に關し報告をさせ、又はその職員に當業者若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは

その業務に關し報告をさせ、又はその職員に當業者若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは

された貸付けの契約又は同条の規定に違反して締結された貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払

3 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第一項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払

4 法律の規定に基づく登録の申請、届出の手続きその他の法律を実施するために必要な事項は、大蔵省令で定める。

2 第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく登録の申請、届出の手続きその他の法律を実施するために必要な事項は、大蔵省令で定める。

3 第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第三条第一項の登録を受けた者
二 第十一条第一項の規定に違反した者
三 第十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者
四 第三十六条第一項又は第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者
第五十八条次の各号の一に該当する者は、六月以下の大額若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十一条第二項の規定に違反した者
二 第十六条の規定に違反した者
三 第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した
四 第四十九条次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
五 第四条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
六 第十四条又は第十五条の規定に違反した者
七 第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項(第二十四条第二項においてこれら
の規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
八 第十九条の規定に違反して帳簿を備え付けず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者
九 第二十条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、第二十条に規定する事項を記載しない委任状を取得した者
十 第二十二条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
十一 第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

八 第三十四条第二項の規定に違反した者
第五十条次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第八条第三項において準用する第四条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
三 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
四 第四十二条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第四十二条第一項の規定にして同じ。)の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
五 第五十二条法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
六 第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間は、第三条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
七 第十二条(第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二条及び第四十四条の規定(これらの大額若しくは百万円以下の罰金を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。
八 第三十四条第二項の規定による貸金業協会又は第三十三条第一項の規定による全国貸金業協会が設立されるまでの間は、この法律の施行による賃借額の予定に基づき、この法律の施行

八 第三十四条第二項の規定に違反した者
第五十条次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第八条第三項において準用する第四条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
三 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
四 第四十二条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第四十二条第一項の規定にして同じ。)の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
五 第五十二条法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
六 第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間は、第三条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
七 第十二条(第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二条及び第四十四条の規定(これらの大額若しくは百万円以下の罰金を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。
八 第三十四条第二項の規定による貸金業協会又は第三十三条第一項の規定による全国貸金業協会が設立されるまでの間は、この法律の施行による賃借額の予定に基づき、この法律の施行

八 第三十四条第二項の規定に違反した者
第五十条次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第八条第三項において準用する第四条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
三 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
四 第四十二条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第四十二条第一項の規定にして同じ。)の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
五 第五十二条法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
六 第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間は、第三条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
七 第十二条(第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二条及び第四十四条の規定(これらの大額若しくは百万円以下の罰金を含む。)を適用する。この場合において、第四十四条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。
八 第三十四条第二項の規定による貸金業協会又は第三十三条第一項の規定による全国貸金業協会が設立されるまでの間は、この法律の施行による賃借額の予定に基づき、この法律の施行

後に、債務者が賠償として金銭を支払ったときは、当該支払については、第四十三条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第七条 この法律の施行前にした旧自主規制法第十四条の規定による業務の停止については、な

（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に關する事項）

する法律の一部改正)

に關する法律の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を削り、第九条中「第七条一
締り」に改める。

第十条を削り、第十一條を第八條とする。

第十二条を削り、第十三条中「前二条」を「前二乙文」、同条を第十七条とする。

（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に關する法律）一部文三二半、逐題指置

する法律の一部改正に伴う経過措置

二十四の二 貸金業者の登録

貸金業の規制等に關する法律（昭和五十九年三月三十日法律第百二十一号）第三条第一項（登録）の大蔵省による貸金業者の登録（更新の登録を除く。）。

(大蔵省設置法の一部改正)
第十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百

四十四号)の一部を次のように改正する。

五〇

九の二 貸金業を営む者を登録し、これを監督すること。

**第十二条第一項第十六号中「貸金業の実態を
調査し及び」を削り、同条第三項中「検査に關す**

るもの」の下に「並びに賃金業者に対する立入検

「査に開するもの」を加える。

登録件数
一件につき九万円

「第五条第一項」を「第五条第一項若しくは第二項」に改める。

附录

- を次のように改正する。

第五条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「こえる」を「超える」に、「三十万円」を「三百万円」に改めを「超える」に、「三十万円」を「三百万円」に改めとする。

第五条第五項中「貸付」を「貸付け」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条第四項中「こえる」を「超える」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」とする。

第五条第二項中「前項」を「前二項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第二項中「前項」を「前二項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年四十・〇〇四パーセント（二月二十九日を含む一年については年四十・一一三六パーセントとし、一日当たりについては〇・一〇九六パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

第八条第一項中「三十万円」を「三百万円」に、「第五条第一項」を「第五条第一項若しくは第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十七年法律第 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「改正後の法」という）第五条第二項中「四十・〇〇四パーセント」とあるのは、「七十三・二パーセント」とあるのは「七十三・二パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」とあるのは「〇・二パーセント」と読み替えるものとする。ただし、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋については、この限りでない。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から別に法律で定める日までの間は、改正後の法第五条第二項中「四十・〇〇四パーセント」とあるのは「五十四・七五パーセント」と、「四十・一三六パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」と、「〇・一五パーセント」と読み替えるものとする。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

4 前項の別に法律で定める日については、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日以降において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。次項から附則第八項までにおいて同じ。）の受領（この法律の施行前に業として金銭の貸付けを行う者がした金銭の貸付けの契約に基づくものに限る。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日の翌日から同日以後六月を経過する日までの間にした利息の受領（当該三年を経過する日以前に業として金銭の貸付けを行う者がした金銭の貸付けの契約に基づくものに限る。）に対する罰則の適用については、附則第二項の規定により読み替えられた改正後の法第五条第二項の規定の例による。

7 附則第三項の別に法律で定める日の翌日から同日以後六月を経過する日までの間にした利息

月を経過する日の翌日以後に利息又は債務の不履行による賃借額の予定に係る賃借金の支払（同条第四項において準用する同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第三項の規定により読み替えられるものと除く。）がされた場合において、当該支払に係る利息の額又は債務の不履行による賃借額の予定に係る賃借金の額が出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に定める利息の制限額を超えるときは、当該支払を金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払とみなして、前条第四項において準用する同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第三項の規定により読み替えたされた第四十三条第二項第三号の規定を適用する。

貸金業の規制等に関する法律案に対する修

正案（伊藤茂君外一名提出）
貸金業の規制等に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第四十六条」を「第四十五条」に、「第四十七条」を「第五十二条」を「第四十六条」、「第五十一条」に改める。
第四条第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを「一號ずつ繰り下げる」第三号の次に次の一号を加える。
四 個人である場合において、同居の親族があるときは、その者の氏名
第四条に次の二項を加える。
第一項の規定による登録の申請は、第三十三

3 第二項を削り、第六条を第十五条とし、同

条第一項の規定による全国貸金業協会連合会又は第二十五条第一項の規定による貸金業協会が設立されている場合においては、大蔵大臣に対して行うものについては全国貸金業協会連合会を、都道府県知事に対して行うものについては当該都道府県の区域をその区域とする貸金業協会を経由して行わなければならない。この場合において、全国貸金業協会連合会又は貸金業協会は、当該申請をした者（法人である場合においてはその役員とし、未成年者である場合においてはその者及びその法定代理人とする。）及びその政令で定める使用者人が第六条第一項第七号に該当するかどうかについての意見を付して、速やかに、大蔵大臣又は都道府県知事に第一項の登録申請書（前項の規定により添付する書類を含む。）を送付しなければならない。

第十五条の次に次の二項を加える。
(契約締結の意思の確認)
第十六条 貸金業者は、貸付けの契約を債務者又は保証人となる者の代理人と締結しようとするときは、貸付けの契約の締結を代理人に委任したことの証する書面で大蔵省令で定めるものを当該代理人に提出させることその他大蔵省令で定める方法により、当該債務者又は保証人となる者の契約の締結の意思を確認しなければならない。

「第三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同項第八号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第八号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。
六 登録の申請前三年以内に貸金業に関し不正又は著しく不当な行為をした者

七 貸金業に關し不正又は著しく不当な行為をするおそれがある場合は明らかなる者

十一 個人で同居の親族のうちに第三号若しくは第五号に該当する者又は第三十六条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者のあるもの

二 貸付けの契約の相手方又はその親族の住居をみだりに訪問し、又はこれらの者にみだりに電話することにより、その私生活の平穡を妨げる行為

三 貸付けの契約の相手方又はその親族に対し著しく不当な方法をとることにより、これらの人を困惑させる行為

「第八号から第十号まで」に改める。
第十四条の見出し中「掲示」を「掲示及び広告」に改め、同条第二項中「第六号から第八号まで」を

2 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、貸

付けの利率その他大蔵省令で定める事項を表示しなければならない。

第十五条を削り、第十六条を第十五条とし、同条に次の二項を加える。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者に対し、前項の規定に違反する広告の具体的な例を示すこと等により、同項の規定の趣旨の周知徹底を図るようにしなければならない。

第十五条の次に次の二項を加える。
(契約締結の意思の確認)
第十六条 貸金業者は、貸付けの契約を債務者又は保証人となる者の代理人と締結しようとするときは、貸付けの契約の締結を代理人に委任したことの証する書面で大蔵省令で定めるものを当該代理人に提出させることその他大蔵省令で定める方法により、当該債務者又は保証人となる者の契約の締結の意思を確認しなければならない。

二 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。

三 未満年者である場合において、第六条第一項第六号又は第七号に該当する者がその法定代理人となつたとき。

四 六号又は第七号に該当する者がその役員又は

第五 前各号に規定する場合のほか、貸金業に関するおそれがある場合は明らかなる者

六号又は第七号に該当する者がその役員又は

七号に該当する者がその役員又は

八号に該当する者がその役員又は

九号に該当する者がその役員又は

十号に該当する者がその役員又は

十一号に該当する者がその役員又は

十二号に該当する者がその役員又は

十三号に該当する者がその役員又は

十四号に該当する者がその役員又は

十五号に該当する者がその役員又は

十六号に該当する者がその役員又は

十七号に該当する者がその役員又は

十八号に該当する者がその役員又は

十九号に該当する者がその役員又は

二十号に該当する者がその役員又は

二十一号に該当する者がその役員又は

二十二号に該当する者がその役員又は

二十三号に該当する者がその役員又は

二十四号に該当する者がその役員又は

二十五号に該当する者がその役員又は

二十六号に該当する者がその役員又は

二十七号に該当する者がその役員又は

二十八号に該当する者がその役員又は

二十九号に該当する者がその役員又は

三十号に該当する者がその役員又は

三十一号に該当する者がその役員又は

のは「、当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」を「、貸付けの契約」とあるのは「、当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同項第三号中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」とある。当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」とある。

第三十九条、第四十条及び第四十一条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項若しくは第二項」に改める。

四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条を第十五条とし、同条に次の二項を加える。

五 前各号に規定する場合のほか、貸金業に関するおそれがある場合は明らかなる者

六号又は第七号に該当する者がその役員又は

七号に該当する者がその役員又は

八号に該当する者がその役員又は

九号に該当する者がその役員又は

十号に該当する者がその役員又は

十一号に該当する者がその役員又は

十二号に該当する者がその役員又は

十三号に該当する者がその役員又は

十四号に該当する者がその役員又は

十五号に該当する者がその役員又は

十六号に該当する者がその役員又は

十七号に該当する者がその役員又は

十八号に該当する者がその役員又は

十九号に該当する者がその役員又は

二十号に該当する者がその役員又は

二十一号に該当する者がその役員又は

二十二号に該当する者がその役員又は

二十三号に該当する者がその役員又は

二十四号に該当する者がその役員又は

二十五号に該当する者がその役員又は

二十六号に該当する者がその役員又は

二十七号に該当する者がその役員又は

二十八号に該当する者がその役員又は

二十九号に該当する者がその役員又は

三十号に該当する者がその役員又は

三十一号に該当する者がその役員又は

三十二号に該当する者がその役員又は

三十三号に該当する者がその役員又は

三十四号に該当する者がその役員又は

三十五号に該当する者がその役員又は

三十六号に該当する者がその役員又は

三十七号に該当する者がその役員又は

三十八号に該当する者がその役員又は

三十九号に該当する者がその役員又は

四十号に該当する者がその役員又は

四十一号に該当する者がその役員又は

四十二号に該当する者がその役員又は

四十三号に該当する者がその役員又は

第七章中第四十七条を第四十六条とし、第四十八条中「第十六条」を「第十五条第一項」に改め、同条を第四十七条とし、第四十九条第二号中「第十四条又は第十五条」を「第十四条第一項又は第二项」に改め、同条を第四十八条とし、第五十条から第五十二条までを「一条ずつ繰り上げる。

附則第三条第二項中「第四十四条」を「第四十三条」に改める。

附則第六条を削り、附則第七条を附則第六条とし、附則第八条を附則第七条とし、附則第九条を附則第八条とする。

附則第十条中「附則第七条」を「附則第六条」に改め、同条を附則第九条とし、附則第十一条を附則第十条とし、附則第十二条を附則第十二条とする。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律案に対する法律案に対する修正案（伊藤茂君外一名提出）

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項中「七十三パーセント」を「五十四・七五パーセント」に、「七十三・二パーセント」を「五十四・九パーセント」に、「〇・一パーセント」を「〇・一五パーセント」に改め、附則第三項及び第四項を削る。

附則第五項中「から附則第八項まで」を「及び附則第五項」に改め、同項を附則第三項とし、附則第六項を附則第四項とし、附則第七項を削る。

附則第八項中「及び第三項」を削り、同項を附則第五項とし、附則第九項を附則第六項とし、附則第十項を附則第七項とする。

附則第十一項中「附則第十三項による改正後の」を削り、「法律」とあるのは「法律」とあるのは、「」に、「附則第十項」を「附則第七項」に改め、同法第四十三条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二

項」とあるのは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第二百九十九号）附則第八項の規定により読み替えた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と削り、同項を附則第八項とし、附則第十二項を附則第九項とし、附則第十三項を削る。

項」とあるのは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第二百九十九号）附則第八項の規定により読み替えた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と削り、同項を附則第八項とし、附則第十二項を附則第九項とし、附則第十三項を削る。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律案に対する法律案に対する修正案（伊藤茂君外一名提出）

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

小口消費者金融業法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 免許（第三条・第十三条）
- 第三章 業務（第十四条・第三十条）
- 第四章 監督（第三十一条・第四十条）
- 第五章 雑則（第四十一条・第四十四条）
- 第六章 罰則（第四十五条・第五十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、小口消費者金融業を営む者について免許制度を実施し、その事業の規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者の保護を図るとともに小口消費者金融業の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「小口消費者金融業」とは、物上担保なしに個人に対し消費生活その他に必要な資金に充てるための金銭の貸付けをする行為で業として行うものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

一 國又は地方公共團体が行うもの
二 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公

庫、日本輸出入銀行、日本開発銀行、銀行、信託会社、保険会社、証券金融会社、信用金

庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信

用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、塩業組合その他その業を行なうにつき他の

法律に特別の規定のある者が行うもの

三 労働組合 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二（裁判所職員臨時指置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二の組合がそ

の直接又は間接の構成員に対して行うもの

四 事業者がその従業者に対して行うもの

五 物品の売買、運送若しくは保管又は物品の売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

四 事業者がその従業者に対して行うもの

五 物品の売買、運送若しくは保管又は物品の売買の媒介を業とする者がその取引に付隨して行うもの

四 事業者に対して行うもの

五 物品の売買、運送若しくは保管又は物品の売買の媒介を業とする者がその取引に付隨して行うもの

藏大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した免許申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合において、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用者があるときは、その者の氏名及び住所

三 個人である場合において、政令で定める使用者があるときは、その者の氏名及び住所

四 営業所の名称及び所在地

五 前項の免許申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 小口消費者金融業経歴書

二 次条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

三 業務の方法を記載した書面

四 その他大蔵省令で定める書面

（免許の基準）

第三条 小口消費者金融業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所（以下単に「営業所」という。）を設置してその事業を営もうとする場合にあつては大蔵大臣の、

一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとする場合は當該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を

受けなければならない。

前項の免許は、三年ごとにその更新を受けなければならぬ。

受けなければならない。

前項の免許は、三年ごとにその更新を受けなければならぬ。

若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 第三十三条第八号又は第九号に該当することにより免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項、第三十二条第一項及び第三十三条において同じ。）であつた者で当該取消しの日から三年を経過しなかつた者を含む。）

五 小口消費者金融業、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七条第一項に規定する貸金業（同法第九条の規定の適用により同項に規定する貸金業に該当するものを含む。以下「貸金業」という。）に関する不正又は著しく不当な行為をした者で当該行為の日から三年を経過しないもの

六 小口消費者金融業に関する不正又は不誠実な行為をするそれが明らかな者

七 小口消費者金融業の営業に関する成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法定代理人が前各号の一に該当する未成年者

八 法人でその役員又は政令で定める使用人のあるもの

九 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までの一に該当する者のあるもの

大蔵大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、その理由を付した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

（免許証の交付）

第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。

（免許換えの場合における従前の免許の効力）

第七条 小口消費者金融業者が第三条第一項の免許を受けた後次の各号の一に該当して引き続き小口消費者金融業を営もうとする場合において同一項の規定により大蔵大臣又は都道府県知事の免許を受けたときは、その者に係る従前の大蔵大臣又は都道府県知事の免許は、その効力を失う。

一大蔵大臣の免許を受けた者が一の都道府県の区域内のみ営業所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の免許を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置する

こととなつたとき。

三 都道府県の区域内に営業を有することとなつたとき。

（小口消費者金融業者名簿）

第八条 大蔵省及び都道府県に、それぞれ小口消費者金融業者名簿を備える。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、小口消費者金融業者名簿に、その免許を受けた小口消費者金融業者に関する次の各号に掲げる事項を登載しなければならない。

一 免許證番号及び免許の年月日

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合において、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

（変更の届出）

第九条 小口消費者金融業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合には、大蔵省令で定めるところにより、二週間以内に、その旨をその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（名義貸しの禁止）

第十三条 小口消費者金融業者は、自己の名義をもつて、他人に小口消費者金融業を営ませてはならない。

第三章 業務

（業務処理の原則）

第十四条 小口消費者金融業者は、資金需要者である顧客及びその関係人に對し、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならぬ。

（貸付金及び貸付けの期間の制限）

第十五条 小口消費者金融業者は、一営業所において、顧客一人に対し百万円を超える金額を貸し付けてはならない。

（担保の制限）

第十六条 小口消費者金融業者は、保証人による保証を除き、いかなる名義をもつてするかを問はず、顧客に担保の提供を求めてはならない。

2 小口消費者金融業者は、保証人による保証を付ける場合には、当該営業所において現に金銭の貸付けを受けている者を保証人としてはならない。

（業務の制限）

第十七条 小口消費者金融業者は、貸金業を行つてはならない。

第十八条 小口消費者金融業者は、相手方の住所、氏名その他その相手方又は代理人の申出に係る事項が真実であることを確認した後でなければ、金銭の貸付けに関する契約を締結してはならない。

第十九条 小口消費者金融業者は、弁済の資力のない者に対するみだりに金銭を貸し付け、又はこれと保証契約を締結してはならない。

第二十条 小口消費者金融業者は、その営業所以外の場所で、金銭の貸付けの契約を締結してはならない。

2 小口消費者金融業者は、金銭の貸付けの契約

を締結した営業所以外の場所で、当該契約に係る金銭を交付してはならない。

第二十一条 小口消費者金融業者は、金銭の貸付けに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 白紙委任状を取得する行為

二 金銭の貸付けを受けようとする者に対し、物品の購入若しくは借入れ、商品券、飲食券その他これらに類するもの購入又は他人の債務の受け若しくは保証を強要し、又は勧説する行為

第二十二条 小口消費者金融業者は、小口消費者金融業者以外の者に、その金銭の貸付けに係る債権の取立てを委任し、又はその債権を譲渡してはならない。ただし、小口消費者金融業を廃止しようとする場合その他特別な事情がある場合において、その免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第二十三条 小口消費者金融業者は、その金銭の貸付けに係る債権の取立てに関して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 正当な理由がなく、早朝又は深夜に金銭の貸付けの相手方(以下「借主」という)、保証人又はこれらの者と縁のある者(以下「縁故者」という)の住居を訪問する行為

二 金銭の貸付けに関する事項をみだりに流布する行為

三 縁故者に対し、当該借主若しくは保証人に係る債務の支払を強要し、又は当該債務の引受け若しくは保証を強要する行為

四 前各号に掲げるものはか、借主、保証人若しくは縁故者を威迫し、又はその私生活若しくは業務の平穡を害するような言動によりこれらの者を困惑させる行為

五 小口消費者金融業者は、借主又は保証人に対する金銭を他の小口消費者金融業者、資金業を行なう者又はその他の第三者から借

り入れることを強要してはならない。(利率等の掲示等)

第二十四条 小口消費者金融業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、大蔵省令で定めるところにより、利率、利息計算の方法その他その業務に係る契約の内容となるべき事項を掲示しなければならない。

2 前項の利息計算の方法の掲示については、具体的な例を表示してしなければならない。

3 小口消費者金融業者は、第一項に規定する事項に係る掲示の内容と異なり、かつ、顧客の不利益となるような契約をしてはならない。

(書面の交付等)

第二十五条 小口消費者金融業者は、金銭の貸付けの契約を締結したときは、借主に、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小口消費者金融業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 貸付けの契約を締結した営業所の名称及び所在地並びに締結に当たつた者の氏名

三 貸付金の額

四 返済金(利息の支払分を含む。以下同じ。)の返済の時期及び方法

五 返済金の額(分割返済の場合にあつては、貸付けに係る債権の相手方(以下「借主」という)、保証人又はこれらの者と縁のある者(以下「縁故者」という)の住居を訪問する行為

六 返済金の総額及び各回ごとの返済金の額)

七 利息計算の方法及び利息の額(分割返済の場合にあつては、利息の総額及び各回ごとの利息の額)

八 借主の住所及び氏名

九 貸付けの年月日

十 前各号に定めるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 小口消費者金融業者は、金銭の貸付けの契約について保証契約を締結したときは、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した書面及び当該保証契約の内

容を明らかにする事項で大蔵省令で定めるものを作成した書面を当該保証人に交付しなければならない。

第二十六条 小口消費者金融業者は、その金銭の貸付けに係る債権の全部又は一部について返済金を受領したときは、その受領の都度、直ちに、当該返済に係る金銭の貸付けに関する契約に関する事項、受領した返済金の元利充當に関する事項その他の大蔵省令で定める事項を記載した書面を当該返済をした者に対して交付しなければならない。

(受取証書の交付)

2 前項の利息計算の方法の掲示については、具體的な例を表示してしなければならない。

3 小口消費者金融業者は、第一項に規定する事項に係る掲示の内容と異なり、かつ、顧客の不利益となるような契約をしてはならない。

(書面の交付等)

第二十七条 小口消費者金融業者は、その金銭の貸付けに係る債権の全部又は一部について返済金を受領したときは、大蔵省令で定めるところにより、利率、利息計算の方法、貸付けの条件及び返済の方法を表示しなければならない。

(広告)

第二十八条 小口消費者金融業者は、大蔵省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その金銭の貸付けに係る債権の全部又は一部について返済金を受領したときは、大蔵省令で定めるところにより、利率、利息計算の方法、貸付けの条件及び返済の方法を表示しなければならない。

(帳簿の備付け)

第二十九条 小口消費者金融業者は、大蔵省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その金銭の貸付けに係る債権の全部又は一部について返済金を受領したときは、大蔵省令で定めるところにより、利率、利息計算の方法、貸付けの条件及び返済の方法を表示しなければならない。

(標識の掲示)

第三十条 小口消費者金融業者は、大蔵省令で定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

項の証明書を提示しなければならない。

第四章 監督

(指示)

第三十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その営業所を設けて業務を行うものが、その営業所に係る業務に關し、前項各号の一に該当する場合においては、当該小口消費者金融業者に対

して、必要な指示をすることができる。

二 小口消費者金融業者として不適当であると認められるとき。

三 この法律の規定に違反したとき。

四 都道府県知事は、大蔵大臣の免許を受けた小

口消費者金融業者として不適当であると認められるとき。

五 小口消費者金融業者として不適当であると認められるとき。

六 免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該小口消費者金融業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(業務の停止)

第三十二条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その営業所を設けて業務を行うものが、その営業所に係る業務に關し、前項各号の一に該当する場合においては、当該小口消費者金融業者に対

して、必要な指示をすることができる。

一 前条第一項第二号に該当するとき。

二 第十三条又は第十五条から第二十七条规定(第二十五条第三項を除く。)の規定に違反したとき。

三 前条の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五 前四号に規定する場合のほか、小口消費者金融業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 未成年者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第五号に該当するに至つたとき。

七 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに第五条第一項第五

号に該当する者があるに至つたとき。

八 個人である場合において、政令で定める使用者があるに至つたとき。

都道府県知事は、大蔵大臣の免許を受けた小口消費者金融業者で当該都道府県の区域内にその営業所を設けて業務を行うものが、その営業所に係る業務に関し、前項第一号から第五号までのうちに該当する場合においては、当該小口消費者金融業者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業所に係る業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第三十三条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。

一 第五条第一項第一号から第三号までの二に該当するに至つたとき。

二 未成年者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第一号から第四号までの二に該当するに至つたとき。

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用者のうちに第五条第一項第一号から第四号までの二に該当するに至つたとき。

四 個人である場合において、政令で定める使用者のうちに第五条第一項第一号から第四号までの二に該当するに至つたとき。

五 第七条各号の一に該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までの二に該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受

けたとき。

九 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重大なとき、又は同条の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

第三十四条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた小口消費者金融業者の営業所の所在地を確知できないとき、又はその免許を受けた小口消費者金融業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在をいう。）を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該小口消費者金融業者から申出がないときは、当該小口消費者金融業者の免許を取り消すことができる。

（聴聞）
第三十五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十二条から第三十三条までの規定による処分をしようとする場合には、あらかじめ、当該小口消費者金融業者（法人である場合においては、その役員。第三項において同じ。）又はその代理人の出頭を求めて、聴取及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行なわなければならない。

二 前項の場合においては、大蔵大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該小口消費者金融業者に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

三 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の通知及び公示をした場合において、当該小口消費者金融業者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞したとき。

四 未成年者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第一号から第四号までの二に該当するに至つたとき。

五 第七条各号の一に該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までの二に該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受

た日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかる。十三条までの規定による処分をすることができない。

（監督処分の公告等）

第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十二条から第三十四条までの規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（不正事実等の申告）

第三十七条 何人も、小口消費者金融業者の業務につき不正、不当又は不誠実な行為があると認めるときは、大蔵大臣又は都道府県知事に對し、その事実を申告し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

（業務報告書）

第三十八条 小口消費者金融業者は、事業年度（事業年度の定めがないときは、毎年四月から翌年三月までとする。）ごとに業務報告書を作成して、当該事業年度経過後三月以内に、その免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に提出し、かつ、これを営業所に備えて置かなければならない。

ただし、やむを得ない理由がある場合においてその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事の承認を受けたときは、その承認を受けた期間、その提出を延期することができる。

二 前項の業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

（指導等）

第三十九条 大蔵大臣はすべての小口消費者金融業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内においてその業務を行う小口消費者金融業者に対して、小口消費者金融業の適正な運営を確保し、又は小口消費者金融業の健全な発達

を図るために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（報告及び検査）

第四十条 大蔵大臣はすべての小口消費者金融業者を管轄する者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において小口消費者金融業を営む者に對して、小口消費者金融業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に営業所その他その業務を行う場合に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

（監督処分の公告等）

第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十二条から第三十四条までの規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（不正事実等の申告）

第三十七条 何人も、小口消費者金融業者の業務につき不正、不当又は不誠実な行為があると認めるときは、大蔵大臣又は都道府県知事に對し、その事実を申告し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

（業務報告書）

第三十八条 小口消費者金融業者は、事業年度（事業年度の定めがないときは、毎年四月から翌年三月までとする。）ごとに業務報告書を作成して、当該事業年度経過後三月以内に、その免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に提出し、かつ、これを営業所に備えて置かなければならない。

ただし、やむを得ない理由がある場合においてその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事の承認を受けたときは、その承認を受けた期間、その提出を延期することができる。

二 前項の業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

（指導等）

第三十九条 大蔵大臣はすべての小口消費者金融業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内においてその業務を行う小口消費者金融業者に対して、小口消費者金融業の適正な運営を確保し、又は小口消費者金融業の健全な発達

されたときは、当該小口消費者金融業者であつた者又はその一般承継人は、当該小口消費者金融業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお小口消費者金融業者とみなす。

(権限の委任)

第四十三条 大蔵大臣は、財務局長又は福岡財務支局長に対し、政令で定めるところにより、この法律による権限の全部又は一部を委任することができる。

(省令への委任)

第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく登録の申請、届出の手続きその他この法律を実施するために必要な事項は、大蔵省令で定める。

第六章 罰則

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第三条第一項の免許を受けた者

二 第十二条第一項の規定に違反して他人に小口消費者金融業を営ませた者

三 第十三条の規定に違反して他人に小口消費者金融業を営ませた者

四 第三十二条の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

第四十六条 第十五条、第十六条第一項又は第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四十七条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の免許申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十二条第二項、第十六条第二項、第二十条、第二十四条、第二十五条第一項若しくは第二項、第二十六条又は第二十七条の規定に違反した者

三 第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

五 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十五条第三項、第二十九条又は第三十一条第一項の規定に違反した者

三 第二十八条の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同条に規定する事項を記載せぬ者

四 第三十八条の規定による業務報告書の提出をせず、若しくは業務報告書に虚偽の記載をし、又は同条の規定に違反して業務報告書を備えて置かなかつた者

五 第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した者

六 第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十条 第十一条第一項の規定による届出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正)

第二条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「金銭の貸付」を「金銭の貸付け(物上担保なしに個人に対して行うものを除く。)」に、「附隨」を「付隨」に改める。

第九条を次のように改める。

(金銭の貸付け等とみなす場合)

第九条 手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は授受は、第二条第三項及び第三条から第六条までの規定の適用については、金銭の貸付け又は金銭の貸借と、第七条の規定の適用については、物上担保なしに個人に対して行う金銭の貸付け以外の金銭の貸付け又は金銭の貸借とみなす。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際小口消費者金融業を営んでいる者でこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の規定により引き続き小口消費者金融業を営むことは、この法律の施行の日から六月間(以下「経過期間」という。)は、第三条第一項の免許を受けて、引き続き小口消費者金融業を営むことができる。その者が経過期間内に当該免

許の申請をした場合において、経過期間を経過したときは、その申請に対し免許をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

2 前項の規定により引き続き小口消費者金融業を営むことができる者は、第三条第一項の規定にかかるわらず、経過期間内に同項の免許を受けなかつた場合にあつては経過期間を経過した日までに、経過期間内に免許の申請をして経過期間にあつてはその処分があつた日までに小口消費者金融業を営むにつき締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内に限り、なお引き続き小口消費者金融業を営むことができる。

3 前二項の規定により引き続き小口消費者金融業を営むことができる者については、この附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

4 第十四条、第十八条、第十九条、第二十三条、第三十一条、第三十五条(第三十一条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十九条及び第四十条(同条に係る罰則を含む。)の規定は、第一項及び第二項の規定により引き続き小口消費者金融業を営むことができる者に適用する。この規定により大蔵大臣の免許を受けた小口消費者金融業者とみなす。

5 前項の規定により法人でない社団又は財團を処罰する場合においては、その代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。この代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

6 前項の規定により法人でない社団又は財團を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財團を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

7 第五条 附則第三条第一項に規定する者で、貸金業者の自主規制の助長に関する法律第三条第一項の庶民金融業協会の会員であるものが、前条第一項又は第二項に規定する場合に該当するときは、当該会員は、当該免許を受けた日又は同条第二項の規定により届け出た日に当該庶民金融業協会を当然退会する。

条第一項に規定する貸金業(新法第九条の規定の適用により同項に規定する貸金業に該当する場合を含む。以下同じ。)を行つてゐる場合において、その者が、経過期間内に第三条第一項の免許を申請し、その申請に対し免許を受けたときは、その者は、当該免許を受けた日において、新法第七条第一項に規定する貸金業を廃止し、同条第二項の規定によりその旨を届け出たものとみなす。

8 前条第一項に規定する者で新法第七条第一項に規定する貸金業を行つていないものが、経過期間内に第三条第一項の免許を受けて経過期間又は経過期間内に免許の申請をして経過期間の経過後当該免許をしない旨の処分があつた場合において、新法第七条第一項に規定する貸金業を開始しないときは、その者は、政令で定めることにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

10 法人(法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

11 前項の規定により法人でない社団又は財團を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財團を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

12 第五条 附則第三条第一項に規定する者で、貸金業者の自主規制の助長に関する法律第三条第一項の庶民金融業協会の会員であるものが、前条第一項又は第二項に規定する場合に該当するときは、当該会員は、当該免許を受けた日又は同条第二項の規定により届け出た日に当該庶民金融業協会を当然退会する。

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる貸金業に係るこの法律の施行後にしては、なお従前の例による罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 登録免許税法の一部を次のように改正する。
別表第一中第二十四号の次に次のように加える。

二十四の二 小口消費者金融業の免許

小口消費者金融業法(昭和五十八年法律 第三条第一項(免許)の大蔵大臣がする小口消費者 金融業の免許(更新の免許を除く。))	号)	免許件数	一件につき九万円
---	----	------	----------

(大蔵省設置法の一部改正)

第八条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号中「及び無尽業」を「無尽業及び小口消費者金融業」に改め、同条第三項中「検査に関するもの」の下に「並びに小口消費者金融業者に対する立入検査に関するもの」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十四号の次に次のように加え

に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第四項とする。

第十一条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改める。

附 則

(施行期日)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(複数代考外一名提出)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に

関する法律の一部を改正する法律

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「貸付」を「算付け」に、「百九・五パーセント」を「四十・一五パーセント」に、「百九・八パーセント」を「四十・二六パーセント」に、「〇・三パーセント」を「〇・一パーセント」に、「こえる」を「超える」に、「三十万円」を「三百万円」

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(賃屋営業法の一部改正)

2 賃屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十六条を削る。

(経過措置)

3 この法律の施行前にした利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。)の一部を次のように改正する。

の契約に係るこの法律の施行後の利息の受領については、なお従前の例による。

昭和五十八年五月十三日印刷

昭和五十八年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D